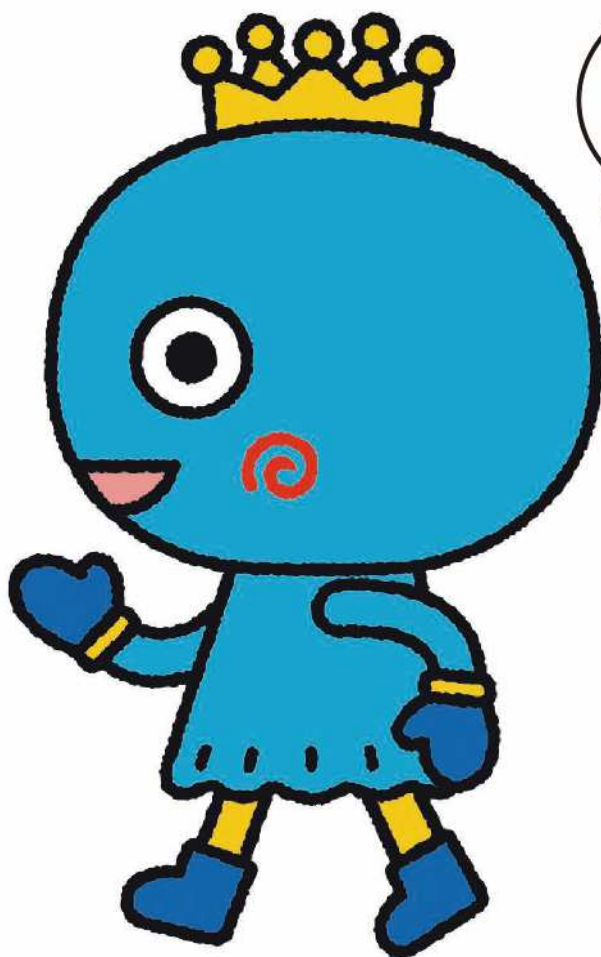


ごみを減らし、 資源を有効活用するまちへ



西宮市観光キャラクター

みやたん

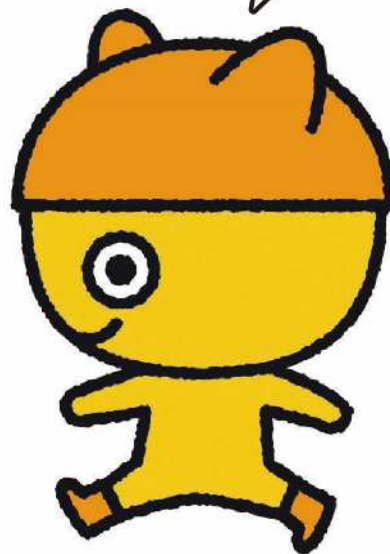
©たかいよしかず



これから
2R



リサイクル
もね



みやこ

西宮市一般廃棄物処理基本計画

平成 31 年 3 月

令和 5 年 12 月 (一部見直し)

西 宮 市

第 1 章 計画の基本事項

第 1 節 計画策定の趣旨

西宮市（以下、「本市」という。）では、昭和 60 年度以降、6 次にわたって「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分*に至るごみの適正処理を進めるために必要な基本的事項を定めてきました。さらに、平成 20 年度には、平成 30 年度を最終年度とする減量目標値の設定、それを達成するための施策を具体化した「西宮市ごみ減量推進計画*～チャレンジにのみや 25～」を策定し、市民・事業者と連携・協力しながら、さまざまなごみの減量・リサイクルを展開したことにより、ごみの減量は着実に前進しています。

現在、「生活系ごみ*」については減量目標値をすでに達成していますが、「事業系ごみ*」については平成 24 年度より増加傾向に転じ、減量目標値には達成しておらず、事業者による廃棄物*の排出抑制が喫緊の課題となっています。また、資源化量や最終処分率についても目標値の達成が難しいと見込まれていることから、更なるごみ減量・リサイクルの取り組みの推進が必要です。

今回の改定は、平成 30 年度末に上位計画である西宮市総合計画*及び西宮市環境基本計画*がともに改定されることから、それらの計画と整合を図る必要があるとともに、「西宮市ごみ減量推進計画～チャレンジにのみや 25～」についても本計画と重複する部分が多いことから、今回の改定に併せて両計画を統合し、より実践的なものにしたいと考えています。

このような状況から、このたび現計画を全面的に見直し、本市に適した「西宮市一般廃棄物処理基本計画」を策定します。

なお、本計画は、「ごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月、環境省通知）」に基づくものとします。



図 1-1 市内の風景（西部総合処理センターから撮影）



第2節 計画の位置づけ

1. 計画範囲

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき策定するものであり、対象とする廃棄物は一般廃棄物*になります。

本計画の策定にあたっては、西宮市総合計画、西宮市環境基本計画及び関連法令・計画等との整合・調和を図るとともに、一般廃棄物の処理等に係る既存計画を統合し、廃棄物と生活排水の排出抑制及び発生から最終処分までの適正処理を総合的・計画的に進めるために、必要な基本的事項を定めます。

本計画は、「ごみ処理基本計画*（第2章～第6章）」、「生活排水処理基本計画*（第7章）」及び「計画の推進（第8章）」で構成しています。

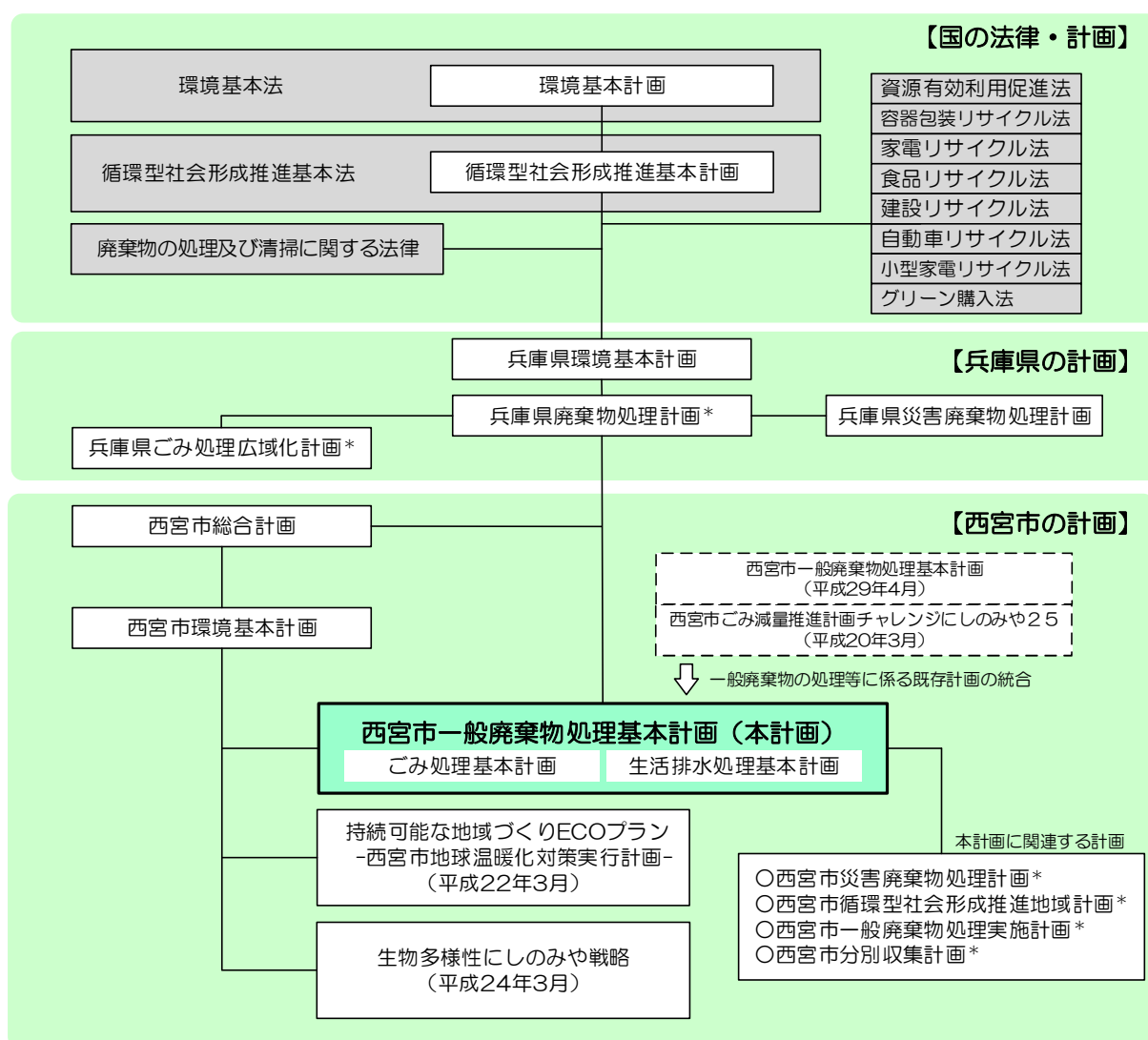


図 1-2 関連法令・計画等との関係

2. 計画対象区域

計画対象区域は、西宮市全域とします。



第3節 計画期間

計画期間は、平成31年度から令和10年度までの10年間とし、中間目標年度を令和5年度とします。

また、本計画は、国の「ごみ処理基本計画策定指針」に基づき、概ね5年毎に見直しを行うこととしますが、国における廃棄物行政の動向や社会経済情勢の変化などにより、本計画の前提となる諸条件に大きな変化があった場合も適宜見直すこととします。

表 1-1 計画期間年表

平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	
←		開始	→				中間目標	→				目標
		計画期間（平成31年度(2019)～平成40年度(2028)）										
計画策定期間		計画開始年度				中間目標年度					計画目標年度	

本計画は、
平成31年4月から
適用が始まります。

これまで市民のみなさまが実践されてきた
ごみ排出量の削減や資源化に関する
良い取り組みを継続していただき、
本計画で加える新たな取り組みへの
ご協力をお願いします。



西宮市観光キャラクター
みやたん

©たかいしかず



みにゃっこ



第4節 西宮市の概要

1. 地勢

本市は兵庫県の南東部にあり、大阪・神戸両都市間の中央部に位置しています。市域は、東は武庫川下流を境に尼崎市に、北は仁川と武庫川中流で宝塚市に、六甲山地北部で神戸市に、西は芦屋市に接し、南部は大阪湾に面しています。

市域面積は100.18km²で、六甲山系を挟んで北部地域と南部地域にほぼ二等分されており、地形は、南北19.1km、東西14.3kmにわたった瓢箪状に展開し、海拔0.6m～898.6mに至る起伏、変化に富んだ地形を持ち、美しい景観を作り出しています。

大正14年に市制を施行、その後周辺町村と合併、境界変更による市域の拡張があり、現在に至っています。交通の至便さや優れた自然環境、良好な住宅地と恵まれた教育環境により、「文教住宅都市*」として発展を遂げてきました。

平成15年12月には、全国初の「環境学習都市*宣言」を行い、これまでの「文教住宅都市」の基本理念を更に発展させ、環境学習を通じた持続可能なまちづくりを進めており、快適性の豊かなまちとして、阪神都市圏にあって着実に発展を続け、平成20年4月には、中核市に移行しました。

平成21年度からは、「西宮市総合計画」を策定し、“ふれあい 感動 文教住宅都市・西宮”を基本目標に、これまで培ってきたまちづくりの成果をさらに発展させ、市民一人ひとりが感動できる躍動的な文教住宅都市の実現を目指しています。



図 1-3 位置図



2. 人口及び世帯数

本市の人口は、阪神・淡路大震災により、震災直前の42万人あまりから一時的に39万人まで減少しましたが、その後、良好な住環境を反映して、順調に回復し、平成30年度時点では488,127人となっています。世帯数も増加傾向にあり、平成30年度時点では214,892世帯となっています。

本市の年齢別人口は、男女ともに40歳～49歳の層が多くなっています。65歳以上の人口の割合は23%となっており、高齢化が進んでいます。

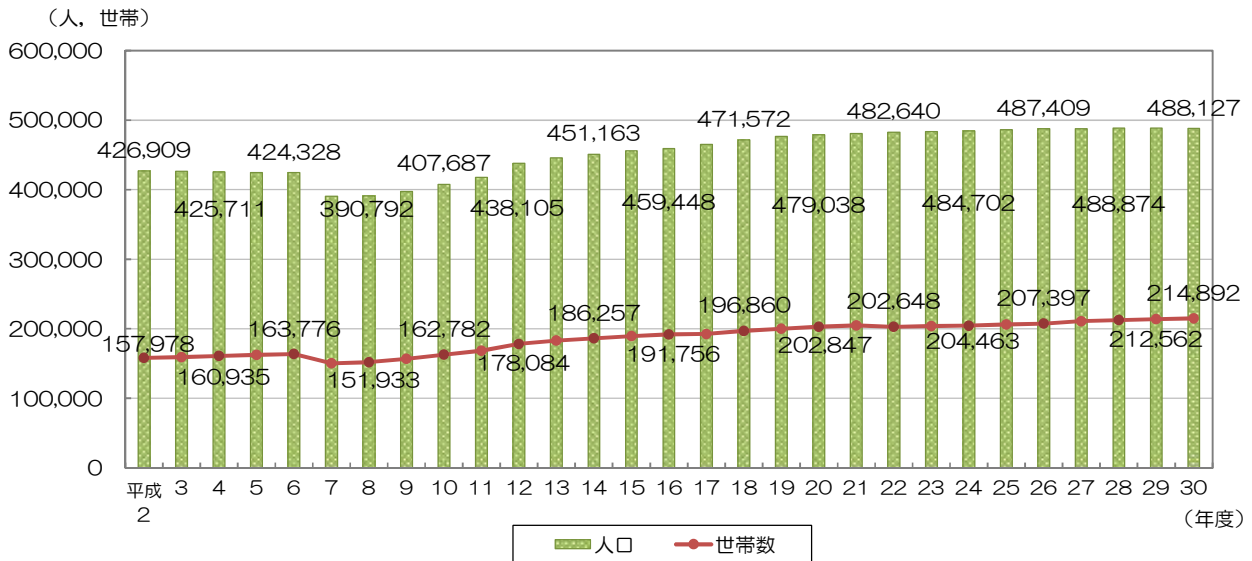


図1-4 人口及び世帯数推移

出典：第5次西宮市総合計画

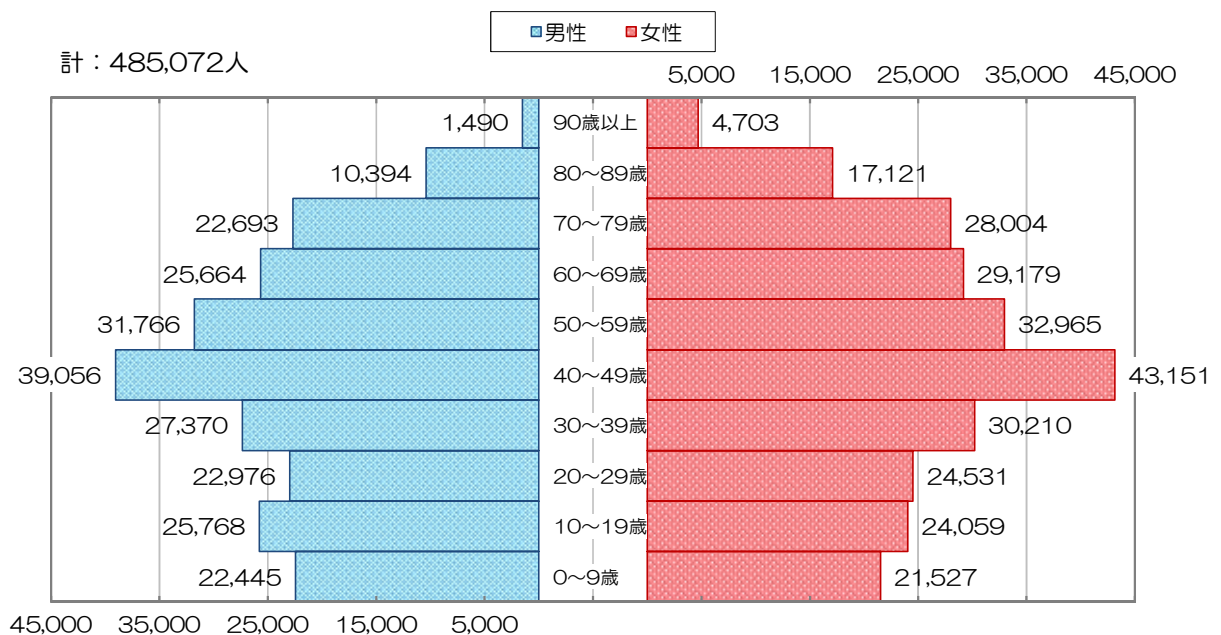


図1-5 年齢別人口

出典：住民基本台帳 平成30年9月30日



3. 産業体系

西宮市産業振興計画*によると、製造業の拠点流出、大規模商業施設の開業など、地域における経済環境が大きく変化し、県内において住宅都市としての特色が強くなっています。

本市の産業は、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉の第3次産業の比率が高く、平成26年には約92%を占めています。

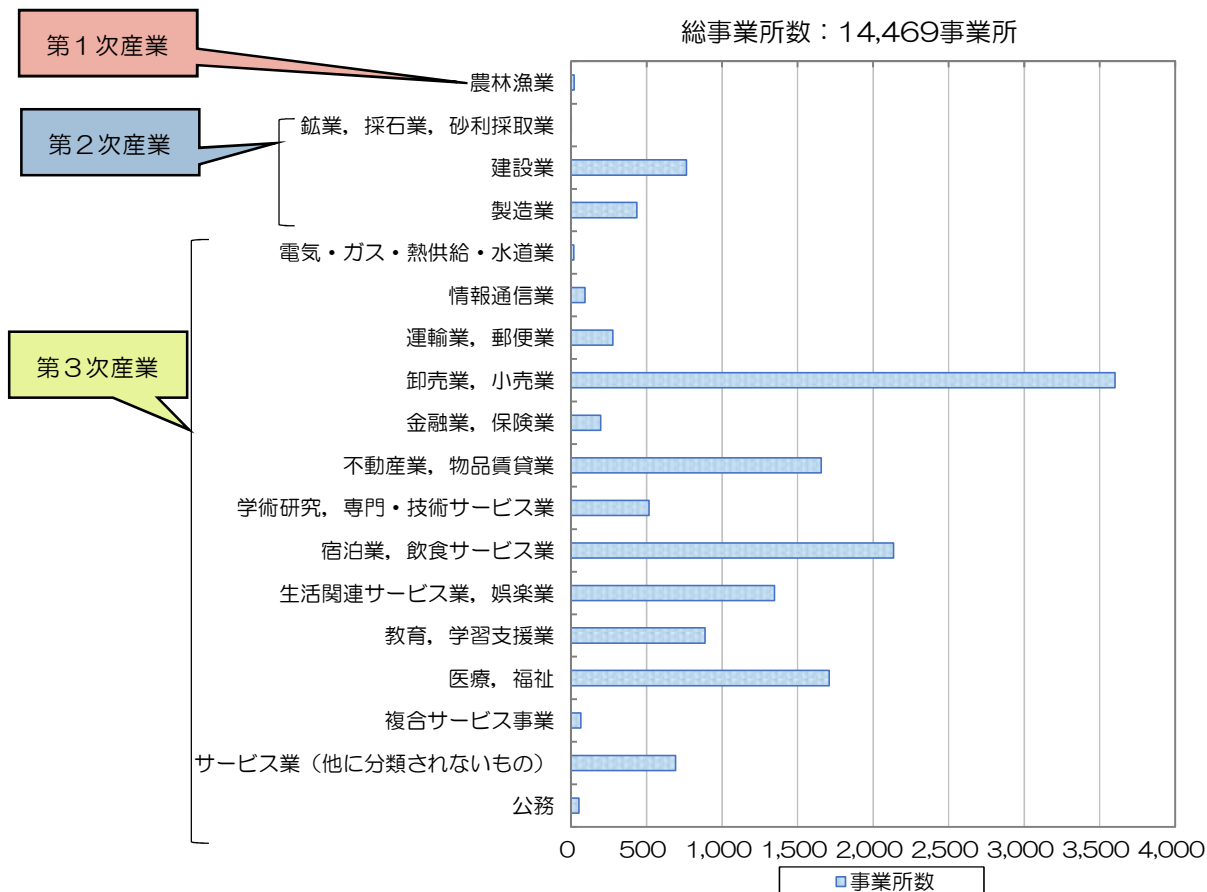


図 1-6 産業体系

出典：経済センサス（平成26年度）



図 1-7 市内の風景（東部総合処理センター上空から撮影）



第2章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ処理の現状

1. 処理システムの概要

(1) ごみ処理の流れ

本市で発生するごみのうち、この計画で対象とするごみは一般家庭から排出される生活系ごみと、事業所から排出される産業廃棄物*を除く事業系ごみです。ごみ処理の流れは、民間施設で直接資源化されるものと、中間処理*施設で焼却・破碎・選別等の処理を行い、資源化、最終処分されるものがあり、以下のとおり処理しています。

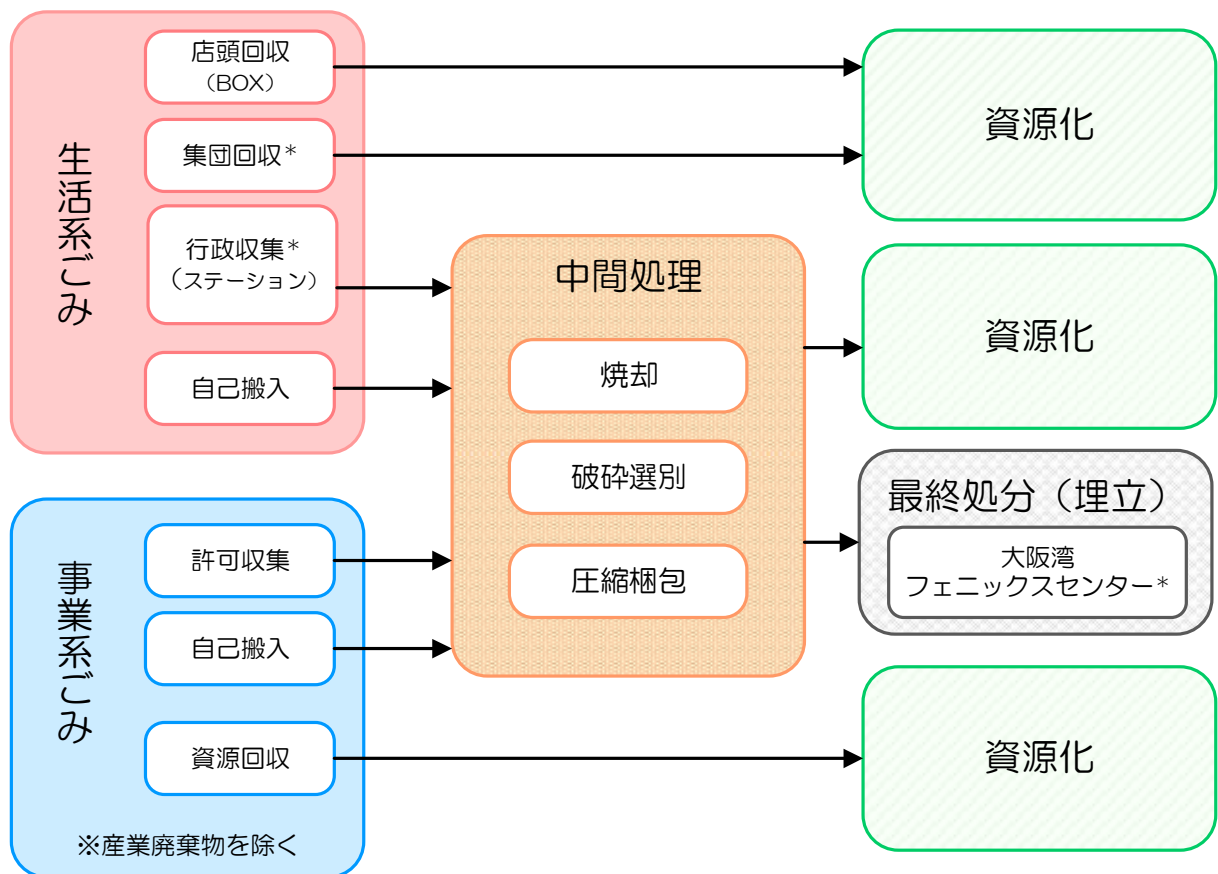




図 2-1 ごみ処理の流れ



(2) 生活系ごみの分別区分

本市における生活系ごみの分別区分は、以下のとおりです。

表 2-1 生活系ごみの分別区分

区分	品目	
生活系ごみ	もやすごみ (可燃ごみ)	生ごみ、皮革・ゴム類、再資源化できない紙・布・その他プラ等、食用油、竹串などの先の鋭利なもの、紙おむつ類、使用済小型家電、その他
	もやさないごみ (不燃ごみ)	金属、ガラス類、陶器類、アイロン・トースター、乾電池、(使い切った)カセットボンベ・スプレー缶、水銀を含む乾電池・体温計・血圧計等
	資源A	新聞、紙パック、古着、ダンボール
	資源B	雑誌、古本、チラシ・雑紙、紙箱・紙袋
	ペットボトル	ペットボトル (ペットボトルマーク  のついているもの)
	その他プラ	プラスチック製容器包装 (プラマーク  のついているもの)
	粗大ごみ	家電品 (家電リサイクル対象品を除く)、家具類、寝具類、自転車、その他 ※粗大ごみとなる目安：長さ 40cm 以上、または、重さ 5kg 以上

備考：その他プラは、「プラスチック製容器包装」を示し、プラマークが表示されています。プラスチック製容器包装は、商品が入れられていた物(容器)や包んでいる物(包装)のことであり、容器包装リサイクル法に基づき、ごみの減量化・資源の有効利用に取り組んでいます。

(3) 収集方式

本市では生活系ごみは、市、委託業者*及び西宮古紙リサイクル協力会により収集運搬を行っています。

表 2-2 ごみの収集方式

区分	収集方式	収集回数	収集形態	収集体制
もやすごみ	ステーション方式	週 2 回	指定袋	市・委託
もやさないごみ	ステーション方式	週 1 回	コンテナ	市・委託
資源A	ステーション方式	月 1 回	紐十字縛り	市・委託・ 西宮古紙リサイクル協力会
資源B	ステーション方式	月 2 回	古着：袋	
ペットボトル	ステーション方式	月 2 回	コンテナ	市・委託
その他プラ	ステーション方式	週 1 回	指定袋	市・委託
粗大ごみ	戸別収集	随時	—	市
死獣・汚物	戸別収集	随時	—	委託



(4) ごみ処理方法

収集または搬入されたごみは、図 2-2 に示すとおりの流れで、中間処理（選別、破碎、焼却など）を行った後、資源化や最終処分を行っています。

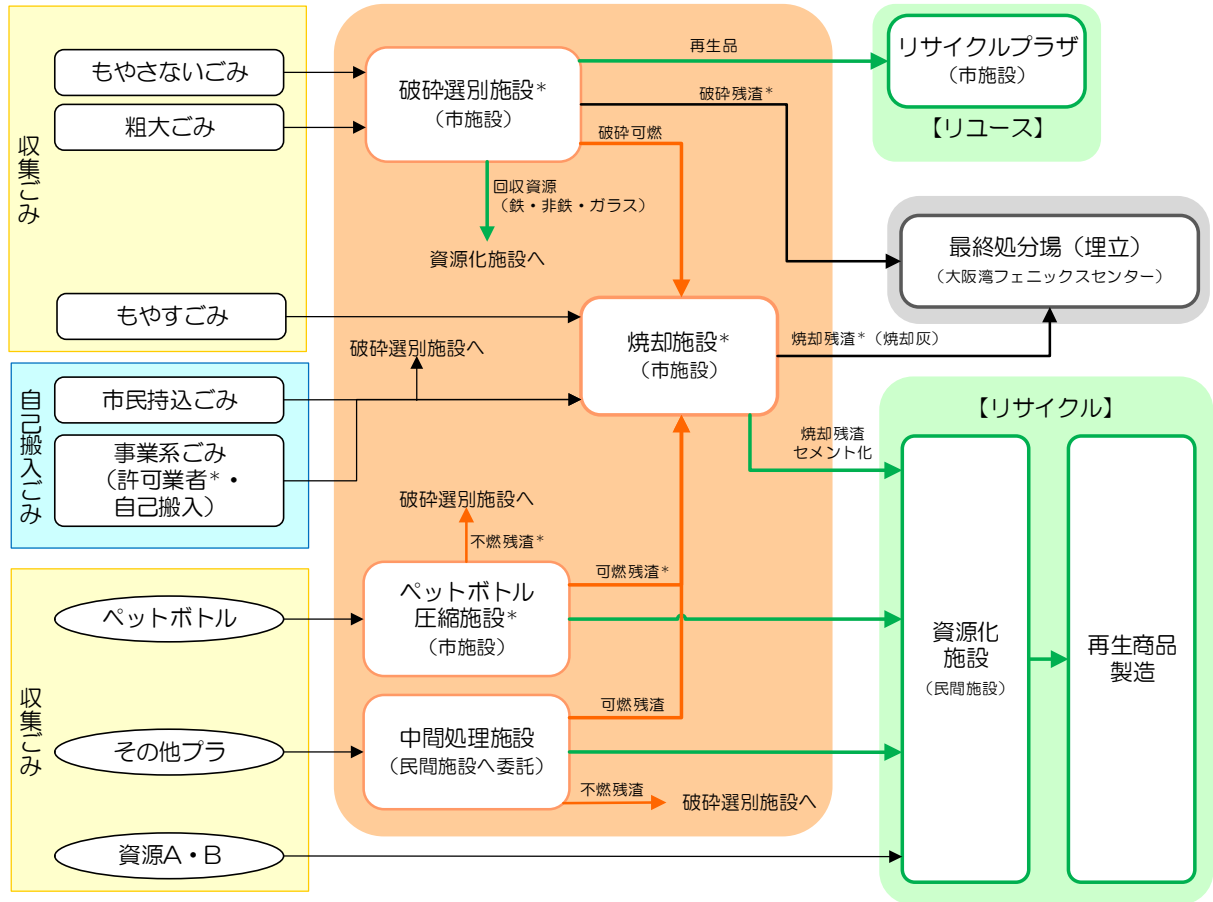


図 2-2 ごみ処理フロー

市民のみなさまが排出されたごみは、
 ごみの種類によってそれぞれ適正に市の施設等で処理が行われています。
 それらのごみは、最終的に
「リユースできるもの」、「リサイクルできるもの」、
「リユースもリサイクルもできないもの(最終処分)」に
 分けられます。



① 中間処理

焼却施設（西部総合処理センター、東部総合処理センター）、破碎選別施設（西部総合処理センター）、ペットボトル処理施設（東部総合処理センター）、リサイクルプラザ（西部総合処理センター）にて処理または再生利用を行っています。さらに、焼却施設では、余熱を利用した発電を行っています。

その他プラは民間事業者の施設で中間処理を行い、再生利用を行っています。

表 2-3 中間処理施設

廃棄物の種類	処理方法	処理施設又は処理委託先	処理能力	処理方式設備等	竣工年月所在地
可燃ごみ (死獣・汚物含む)	焼却処理	西部総合処理センター	525ト/日 (175ト/日×3基)	連続燃焼ストーカ式 6,000kW 発電設備	平成9年8月 西宮浜3丁目8
		東部総合処理センター	280ト/日 (140ト/日×2基)	連続燃焼ストーカ式 7,200kW 発電設備	平成24年12月 鳴尾浜2丁目1-4
		動物専焼炉	140kg/3h	バッチ式	
不燃ごみ 粗大ごみ	破碎選別 処理	西部総合処理センター	110ト/5h	回転式破碎機 切断機*・せん断機* 機械選別設備 手選別設備	平成9年8月 西宮浜3丁目8
ペットボトル	選別・圧縮 処理	東部総合処理センター ペットボトル圧縮施設	2.15ト/5h	選別設備 圧縮梱包設備 貯留設備	平成12年10月 鳴尾浜2丁目1-4
その他プラ	委託処理	民間事業者	—	—	—
乾電池・ 体温計 (水銀含む)	委託処理	(公社)全国都市 清掃会議	—	—	—

② 資源化

資源A・B、ペットボトル、その他プラ、鉄、非鉄、ガラス、使用済小型家電、焼却残渣はそれぞれ、民間事業者、(公財)日本容器包装リサイクル協会*、小型家電リサイクル法認定事業者、(公財)ひょうご環境創造協会*、セメント製造事業者で資源化されます。

表 2-4 資源化施設

廃棄物の種類	資源化方法	引渡先	備考
資源A・B	再商品化	民間事業者	平成9年9月より
ペットボトル	再商品化	(公財)日本容器包装リサイクル協会	平成21年1月より
その他プラ	再商品化	(公財)日本容器包装リサイクル協会	平成25年2月より
回収資源 (鉄・非鉄・ガラス)	再商品化	(公財)日本容器包装リサイクル協会 民間事業者	平成9年9月より
使用済小型家電	再資源化	小型家電リサイクル法認定事業者	平成29年4月より
焼却残渣 (焼却灰)	セメント化	(公財)ひょうご環境創造協会 セメント製造事業者	平成22年7月より



③ 最終処分

本市は、市内で最終処分地の確保は困難であり、平成2年以降、大阪湾フェニックスセンターの広域処分場において焼却残渣等の埋立処分を行っています。現在は、神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場を使用しています。

表 2-5 最終処分場

廃棄物の種類	処分方法	処分委託先	処分場の名称	面積・容積 一般廃棄物	供用開始年月
焼却残渣・ 破碎残渣	埋立処分	大阪湾 フェニックス センター	神戸沖埋立処分場	88ha 580万m ³	平成13年12月
			大阪沖埋立処分場	95ha 540万m ³	平成21年10月



図 2-3 市の中間処理施設位置図



2. ごみ処理の状況

本市におけるごみ減量及び処理施策の進捗状況を定量的に把握・評価するための指標となる「ごみ総排出量」、「ごみ排出量」、「リサイクル率」、「最終処分量」の状況は、つぎのとおりです。

(1) 国、県、本市が掲げる各指標の目標値

本計画の策定に関して留意すべき、「国の基本方針」（廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針（平成 28 年 1 月）、循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月））及び「兵庫県廃棄物処理計画（平成 25 年 3 月）」、「西宮市ごみ減量推進計画～チャレンジにしのみや 25～（平成 20 年 3 月）」に掲げる各指標の目標値は、以下の表のとおりです。

表 2-6 各計画の目標

	西宮市ごみ減量推進計画 ～チャレンジにしのみや 25～	兵庫県廃棄物 処理計画	国の基本方針
目標年次	平成 30 年度	平成 32 年度	平成 32 年度
ごみ総排出量	990 g/人・日	959 g/人・日	898 g/人・日
生活系ごみ排出量	482 g/人・日 ^{※1}	—	500 g/人・日
事業系ごみ排出量	300 g/人・日	—	326 g/人・日
リサイクル率	28%	—	27.0%
最終処分量	11.2% ^{※2}	11.8%	13.7%

※1 西宮市ごみ減量推進計画～チャレンジにしのみや 25～の「生活系ごみ」の目標値は、資源 A・B 及び小型家電 BOX 回収を含んでいます。目標値は、570g/人・日です。

※2 西宮市ごみ減量推進計画～チャレンジにしのみや 25～の「最終処分量」の目標値は、最終処分量をごみ総排出量で除しています。目標値は、13%です。

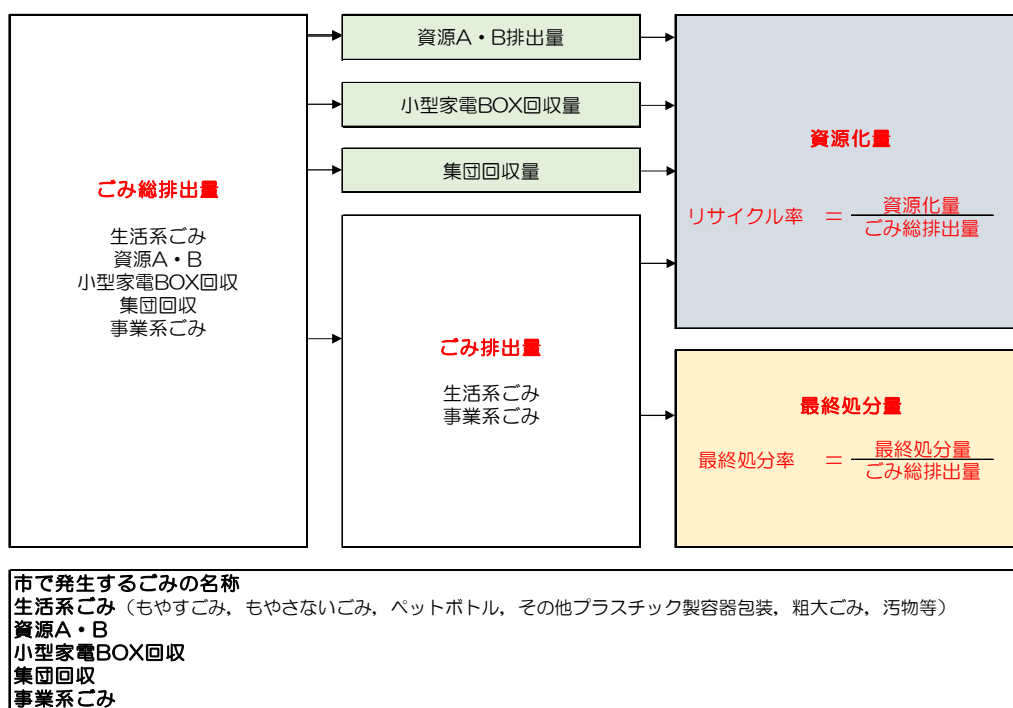


図 2-4 ごみ量の定義

(2) ごみ総排出量の状況

ごみ総排出量は平成15年度をピークに、それ以降は年々減少しており、過去5年間（平成24年度から28年度）では、4.3%減となっています。

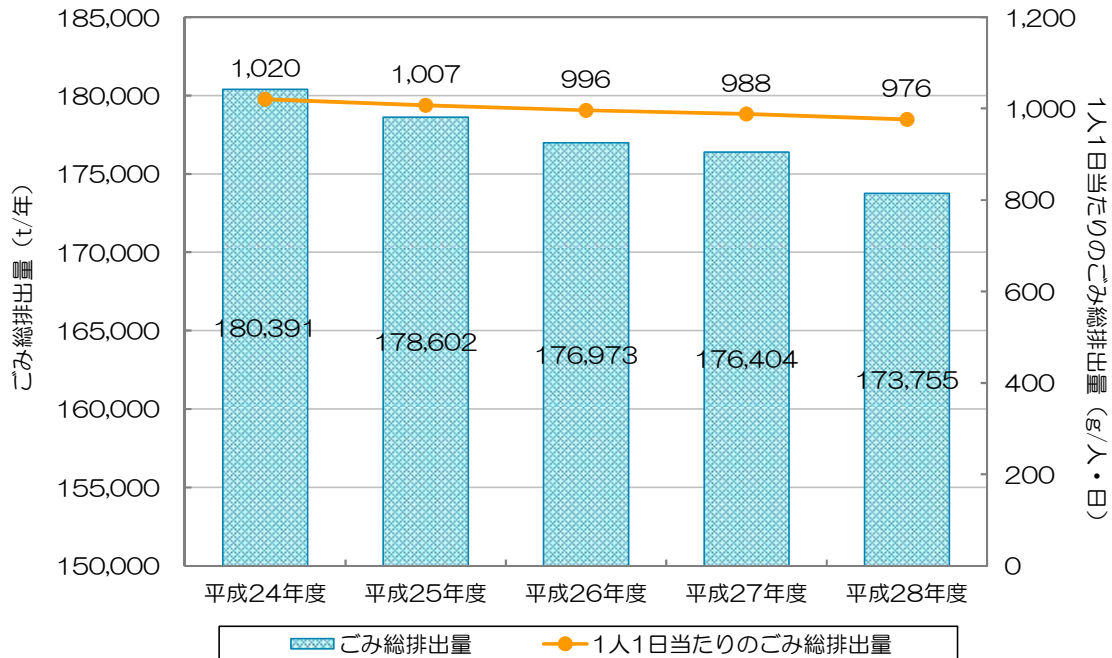


図 2-5 ごみ総排出量の推移

出典：西宮市清掃事業概要

★国や県、中核市等との比較

ごみ総排出量は、国の基本方針，兵庫県廃棄物処理計画を達成していないほか、全国平均，中核市平均，中核市平均（近畿地域），兵庫県平均よりも多くなっています。

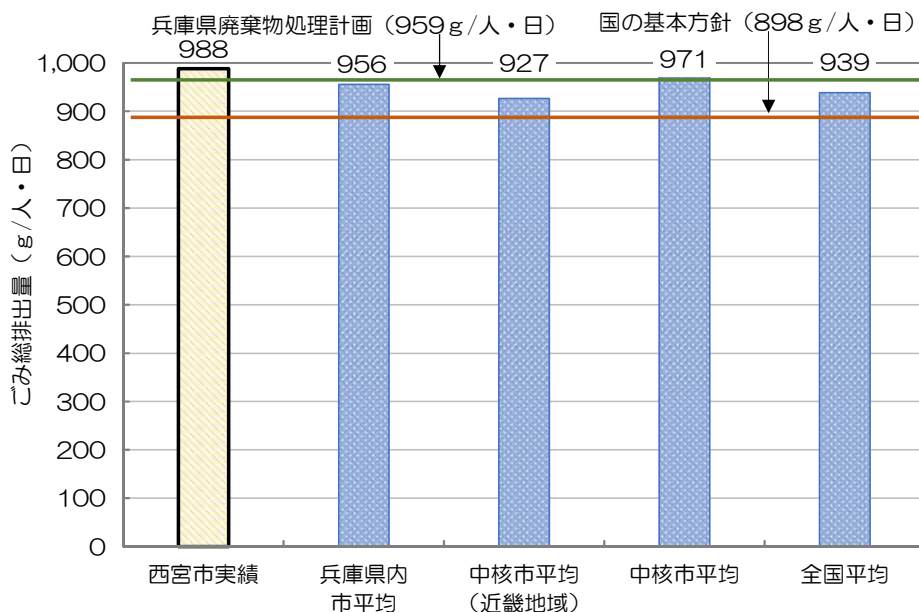


図 2-6 ごみ総排出量の比較

出典：一般廃棄物処理実態調査結果



(3) 生活系ごみ排出量の状況

生活系ごみ1人1日当たりの排出量の推移は、平成8年度をピークにそれ以降は年々減少しており、過去5年間（平成24年度から28年度）では、6.1%減となっています。

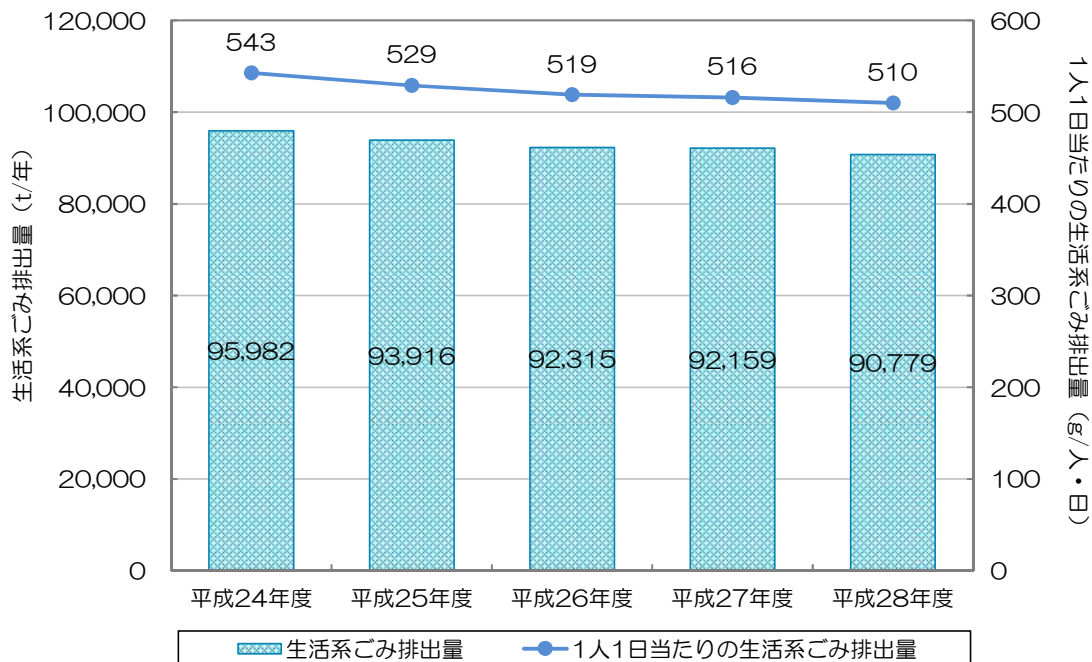


図 2-7 生活系ごみ排出量の推移（集団回収量、資源 A・B 量、小型家電 BOX 回収量を除く）

出典：西宮市清掃事業概要

★国や県、中核市等との比較

生活系ごみ排出量は、全国平均，中核市平均，中核市平均（近畿地域），兵庫県平均よりも少なくなっています。

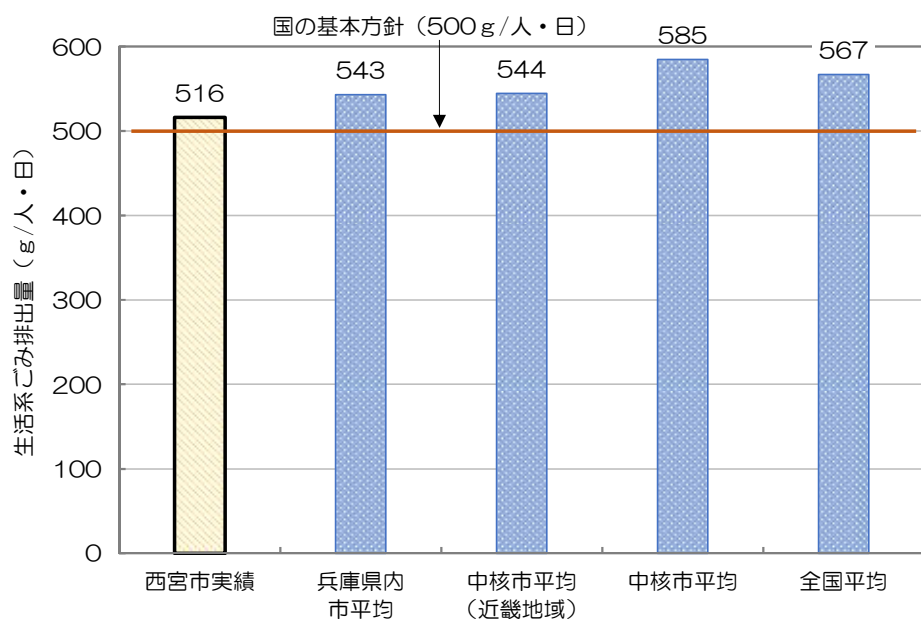


図 2-8 生活系ごみ排出量の比較

出典：一般廃棄物処理実態調査結果



(4) 事業系ごみ排出量の状況

事業系ごみ1人1日当たりの排出量の推移は、平成15年度をピークに減少傾向であるものの、平成24年度より増加傾向に転じており、過去5年間（平成24年度から28年度）では、1.4%増となっています。

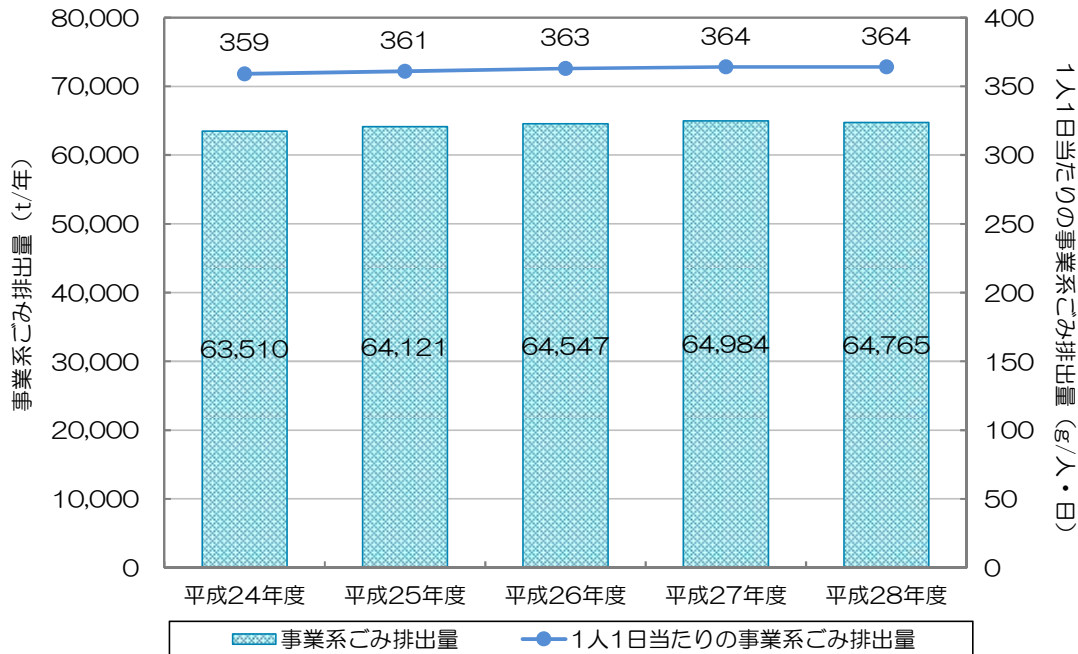


図 2-9 事業系ごみ排出量の推移

出典：西宮市清掃事業概要

★国や県、中核市等との比較

事業系ごみ排出量は、全国平均、中核市平均、中核市平均（近畿地域）、兵庫県平均よりも多くなっています。

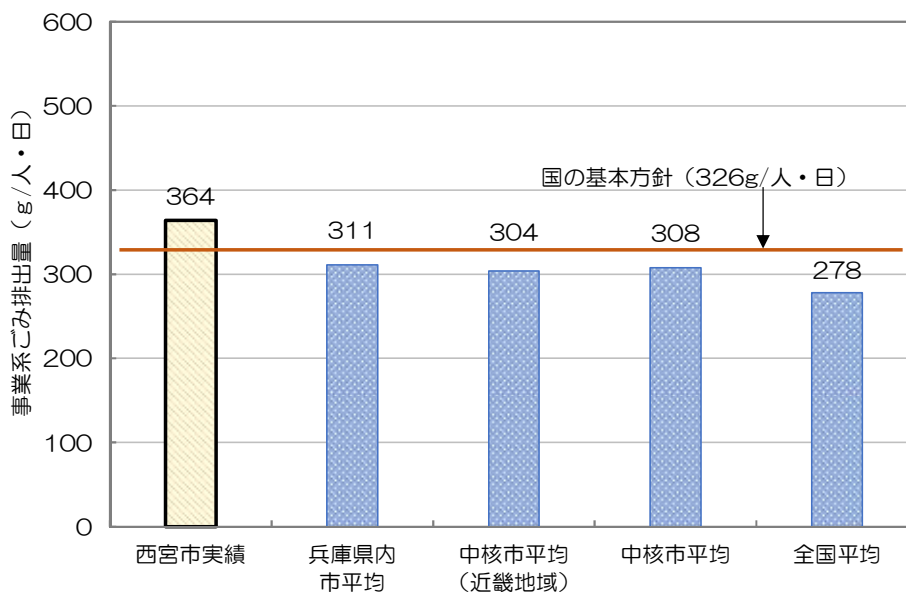


図 2-10 事業系ごみ排出量の比較

出典：一般廃棄物処理実態調査結果



(5) 資源化量とリサイクル率の推移

資源化量とリサイクル率は、平成 26 年度以降は低迷しており、平成 28 年度は 14.5%となっています。

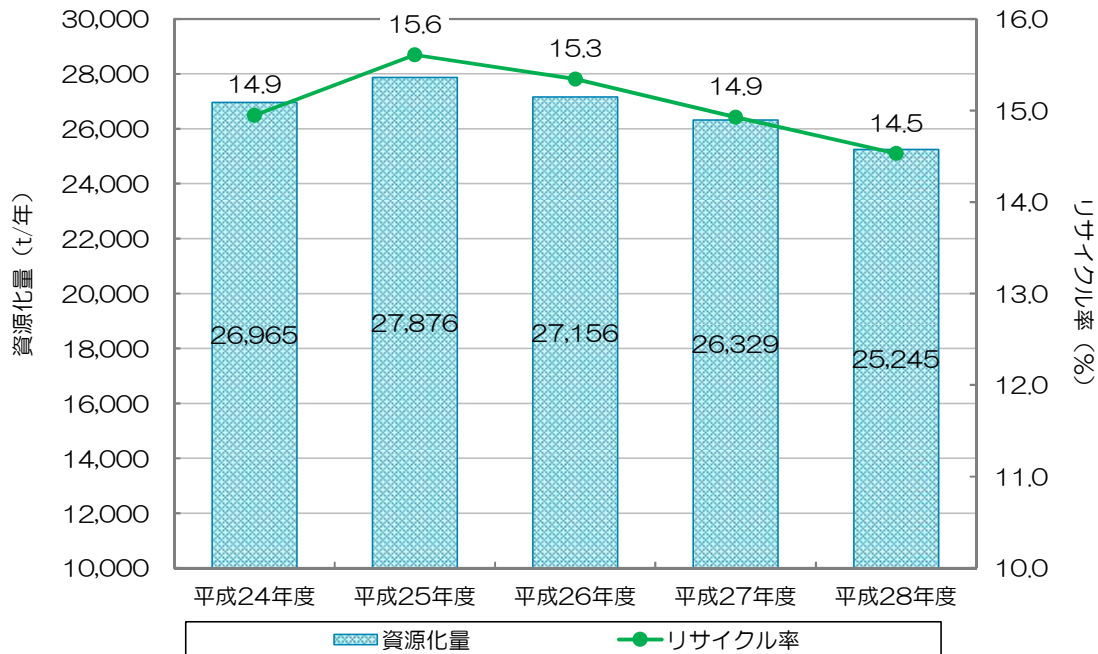


図 2-11 資源化量とリサイクル率の推移

出典：西宮市清掃事業概要

★国や県、中核市等との比較

リサイクル率は、中核市平均（近畿地域）より高くなっていますが、国の基本方針を達成しておらず、全国平均、中核市平均、兵庫県平均より低くなっています。

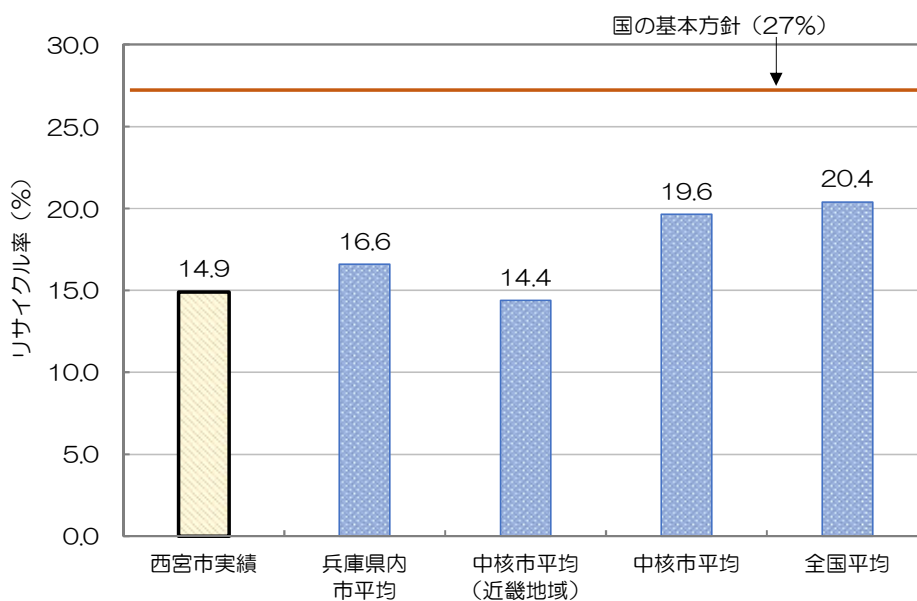


図 2-12 リサイクル率の比較

出典：一般廃棄物処理実態調査結果



(6) 最終処分量及び最終処分率の状況

最終処分量と最終処分率の推移は、平成25年度以降は減少傾向であり、平成28年度は13.1%となっています。

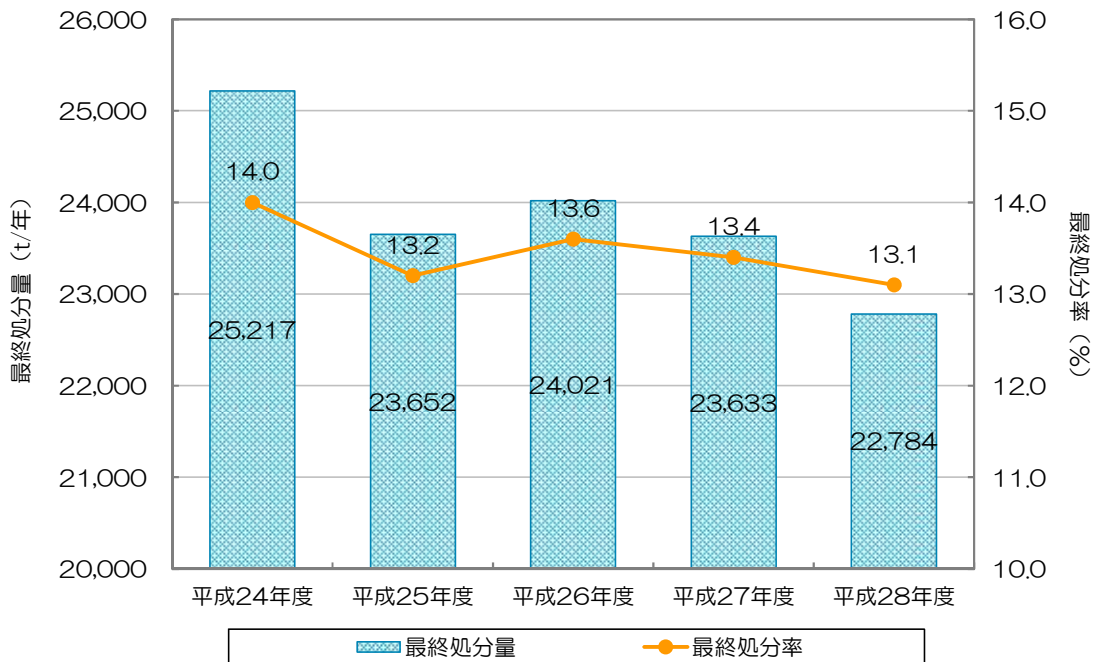


図 2-13 最終処分量と最終処分率の推移

出典：西宮市清掃事業概要

★国や県、中核市等との比較

最終処分率は、国の基本方針は達成していますが、兵庫県廃棄物処理計画を達成しておらず、全国平均、中核市平均、中核市平均（近畿地域）、兵庫県平均より高くなっています。

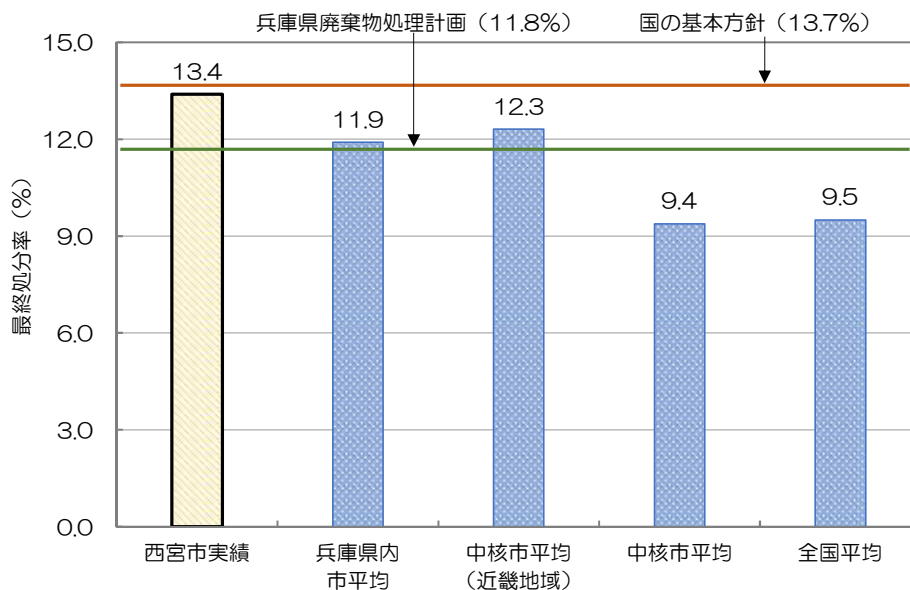


図 2-14 最終処分率の比較

出典：一般廃棄物処理実態調査結果



3. ごみ処理経費の状況

本市のごみ処理経費の内訳は、下図のとおりであり、処分費は平成 27 年度まで減少傾向にありましたが、西部総合処理センター焼却施設延命化工事により平成 28 年度は増加しています。

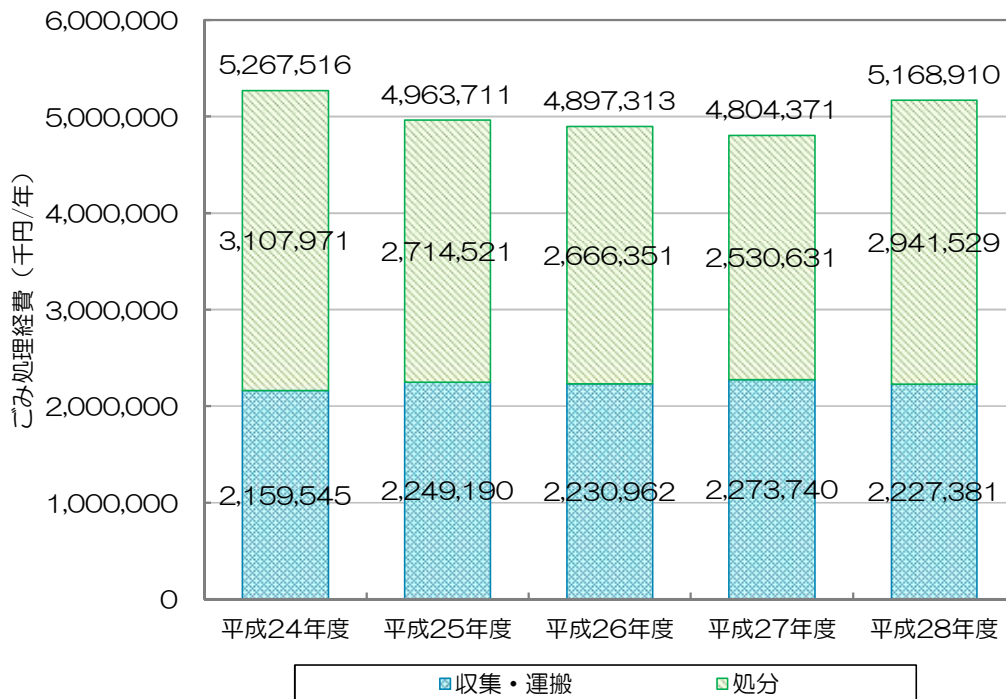


図 2-15 ごみ処理経費の推移

出典：西宮市清掃事業概要

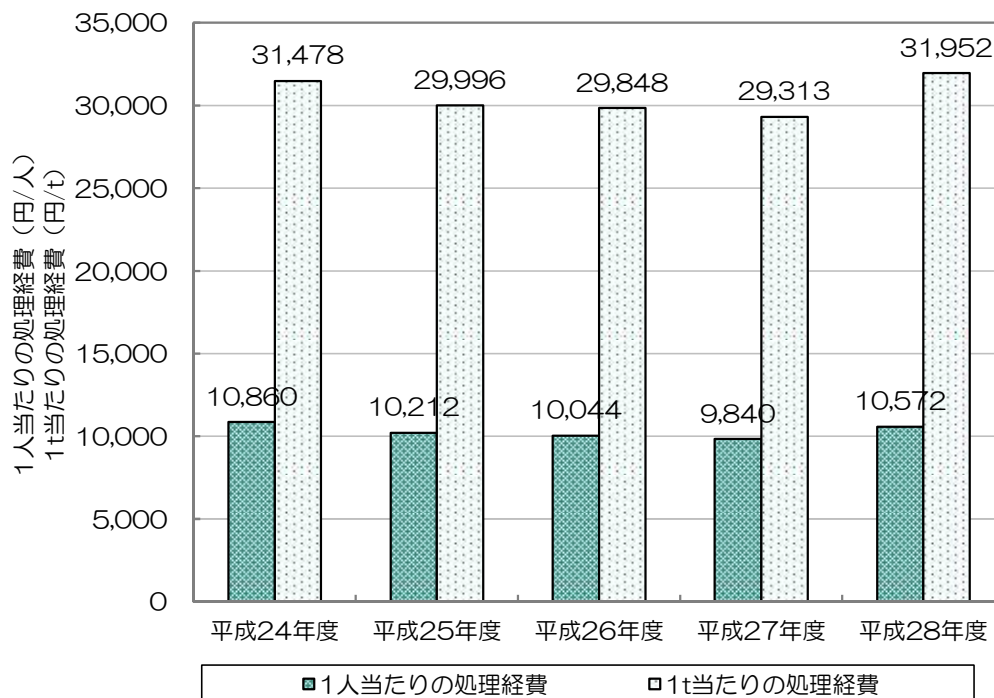


図 2-16 1人当たり及び1t当たりの処理経費の推移

出典：西宮市清掃事業概要



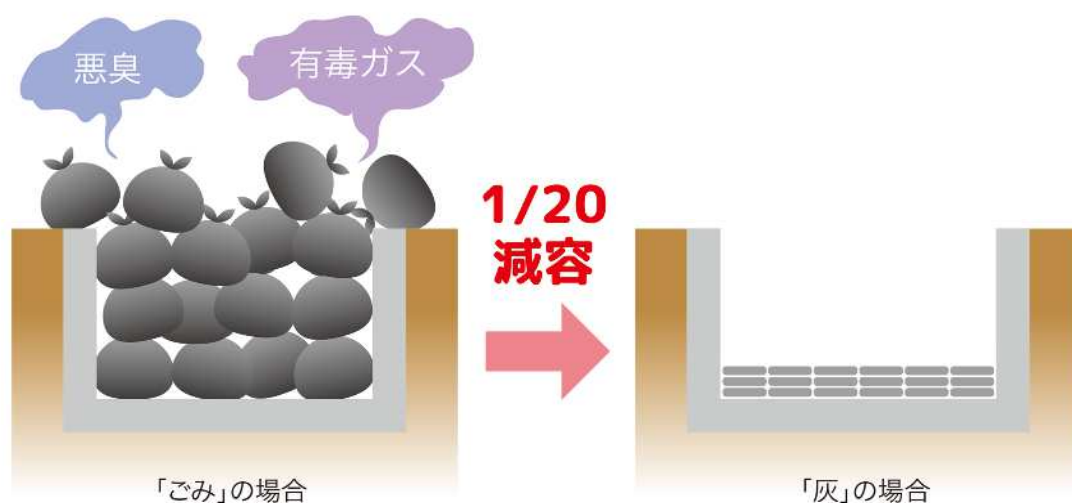
最終処分場の残余年数



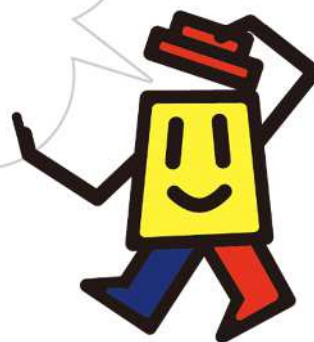
ごみはかつて谷や海面等の埋立地に最終処分されていました。ごみをそのまま埋め立てると、有害なガスや悪臭が発生し、また、体積が大きいため埋立地の埋立可能な年数(残余年数)が大幅に短くなったりします。

埋立地を長く使用するためには、ごみを焼却したり、資源を分別することにより、体積を小さく(減容)して、埋立量を減らす必要があります。

現在、埋立地の残余年数は年々短くなっています。埋立地を一日でも長く使用するためには、更なる、ごみの減量や資源化により、灰や破碎残渣等の埋立量を減らす努力が必要です。



リデュース(ごみを出さない)、
リユース(繰り返し使う)の実施による
「ごみの減量化」が
埋立地の残余年数を延ばす
ことにつながります。



4. ごみ組成

本市では、生活系ごみ（もやすごみ）と事業系ごみ（可燃ごみ）のごみ組成精密分析調査を行い、リサイクルに貢献できる資源物がどの程度混入しているか、今後どの程度ごみの減量化が可能かを確認しました。

(1) 生活系ごみ（もやすごみ）の組成（2 地区平均値 湿りベース）

生活系ごみ（もやすごみ）の組成は図 2-17 に示すとおりです。

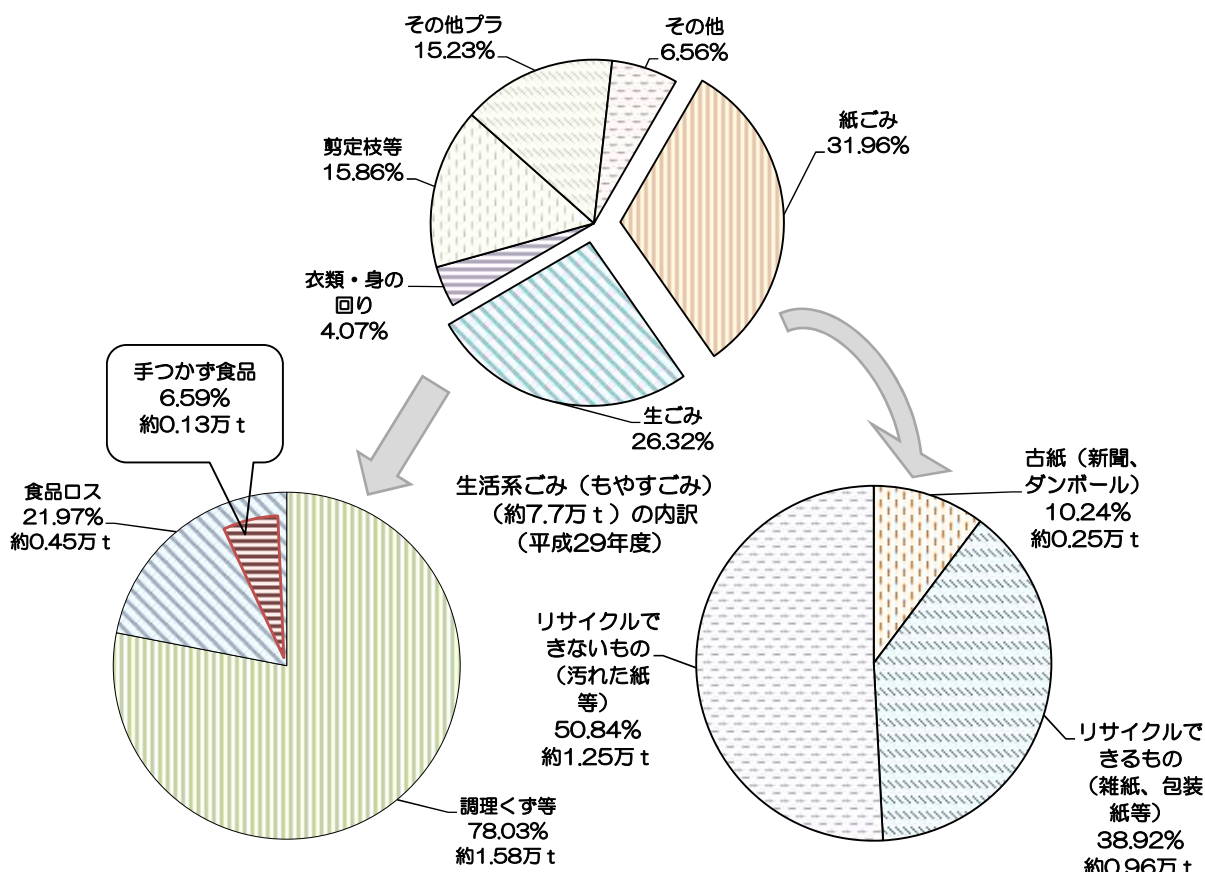


図 2-17 生活系ごみ（もやすごみ）の組成（平成 29 年度組成調査）

分析結果

- ①紙類は全体の約 32%を占めており、そのうち資源化可能なものは約 50%です。
- ②生ごみは全体の約 26%を占めており、そのうち食品ロス*は約 22%です。
- ③その他プラ（プラスチック製容器包装）は全体の約 15%を占めています。



(2) 事業系ごみ（可燃ごみ）の組成（3区分平均値 湿りベース）

事業系可燃ごみの組成分析は、産業構造の比率が高い「卸売、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「医療、福祉」の3区分で行いました。

事業系可燃ごみ（3区分平均値）の組成は図2-18に示すとおりです。

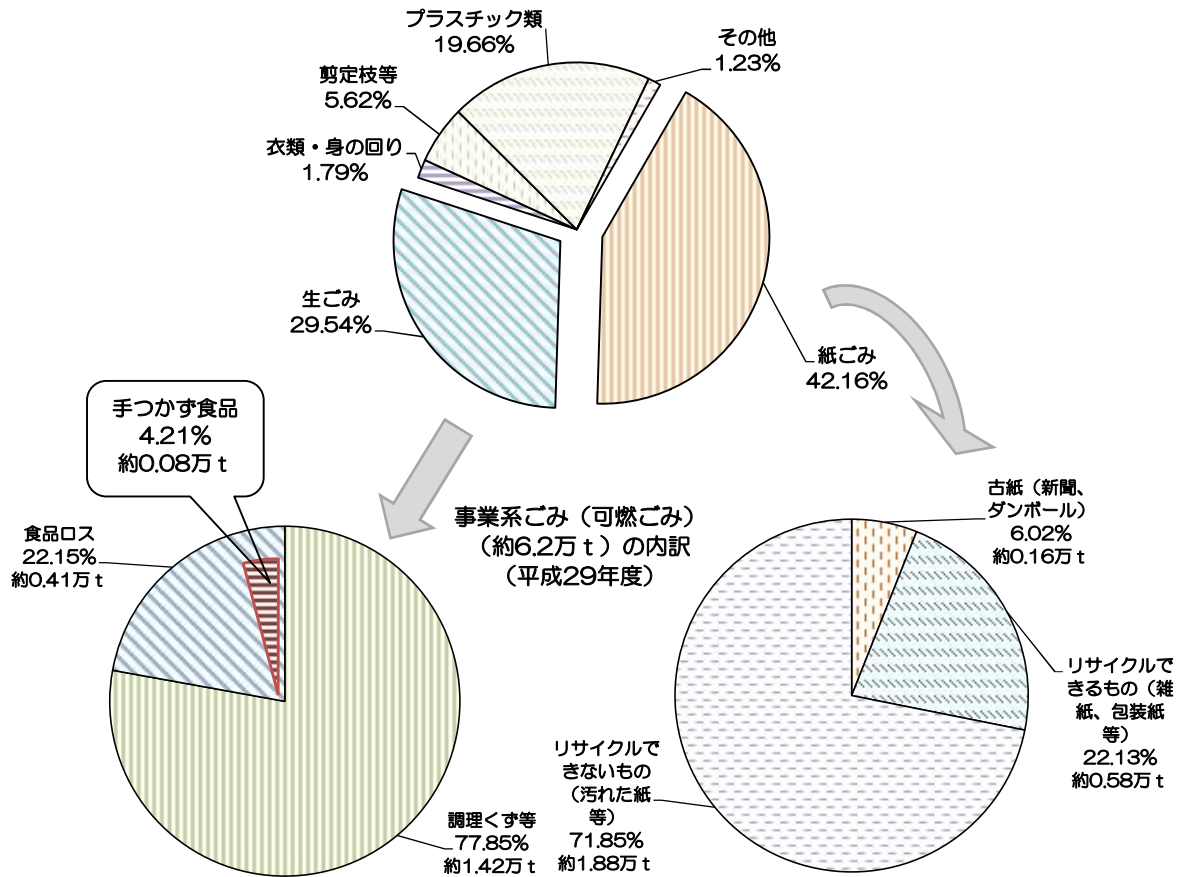


図2-18 事業系ごみ（可燃ごみ）の組成（平成29年度組成調査）

分析結果

- ①紙類は全体の約42%を占めており、そのうち資源化可能なものは約28%です。
- ②生ごみは全体の約30%を占めており、そのうち食品ロスは約22%です。
- ③本来は産業廃棄物であるプラスチック類が全体の約20%を占めています。

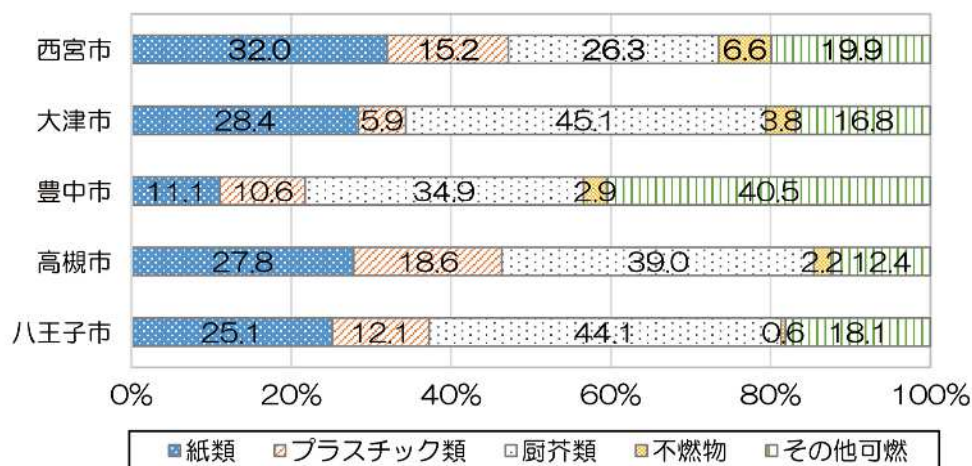


本市と他の中核市との比較



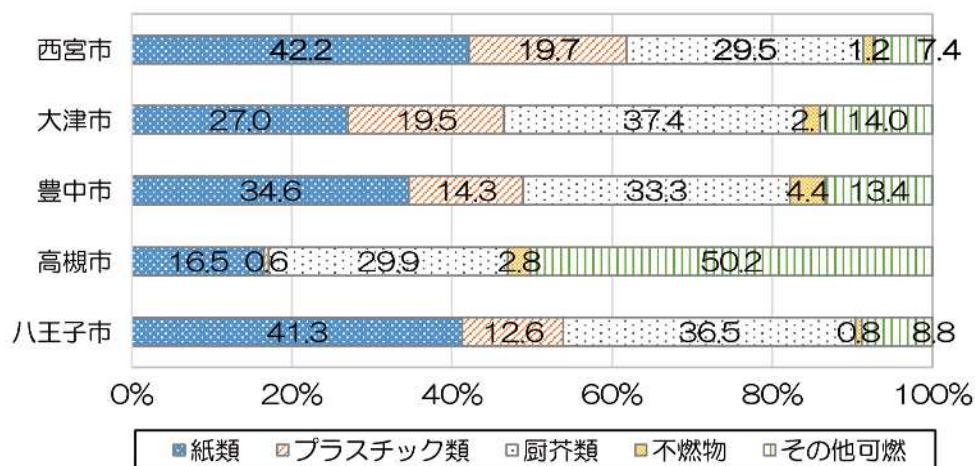
生活系ごみ組成

紙類及びプラスチック類の組成割合は、他市に比べて高く、更なる分別の徹底が求められます。
台所から出る調理くずや食べ残しなどの厨芥類(ちゅうかいるい)の組成割合は、他市に比べると少ないですが、生活系ごみ全体の約1/4を占めており、更なる削減が求められます。



事業系ごみ組成

紙類及びプラスチック類の組成割合は、他市と比べて概ね多いか同程度の傾向にあります。
厨芥類の組成割合は、他市と比べると同程度の傾向にあります。



(出典) 大津市:一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 後期計画(平成28年3月)
豊中市:第3次豊中市一般廃棄物処理基本計画(平成23年3月)
高槻市:高槻市一般廃棄物処理基本計画(平成27年12月)
八王子市:八王子市ごみ処理基本計画「循環型都市八王子プラン」(平成25年3月)



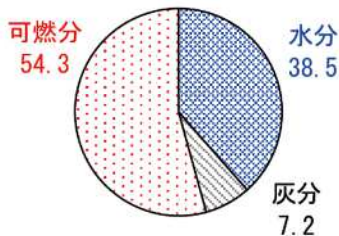
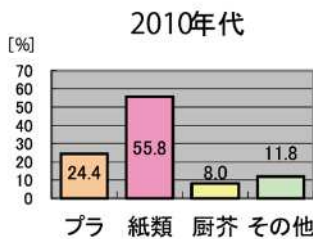
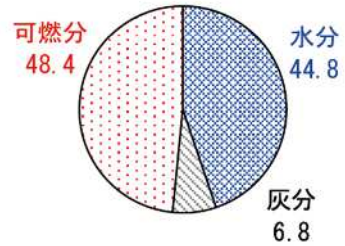
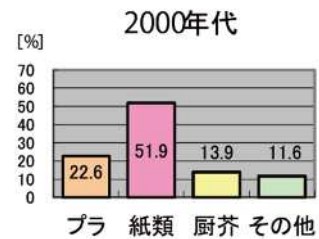
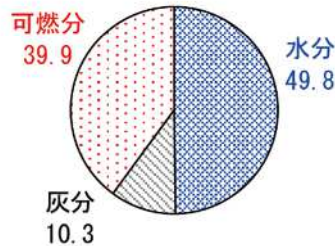
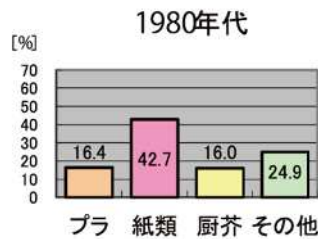
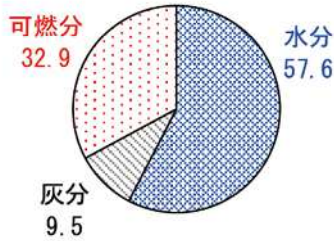
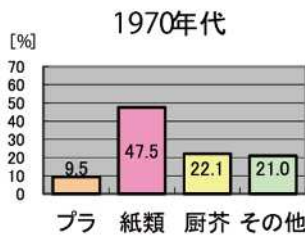
ごみ組成の経年変化



「昔は、ごみピット*1を見ると季節を感じた。」と、ごみ処理のベテランの方から聞いたことがあります。夏はスイカの皮で緑に染まるなど、季節によりごみピットの色に変化があったようです。

ごみの種類は、1970年代、季節感を出す原因となる厨芥類の占める割合が多かったようですが、経済成長に伴い、プラスチック類のごみが増え、プラスチック類の占める割合が2000年代には2倍以上になりました。

ごみの三成分*2は、1970年代は水分が半分以上を占め、可燃分は3割程度でしたが、2000年代に逆転し、可燃分が5割以上、水分が4割程度になりました。



どんなごみが多いかで時代の流れが分かるのはとても興味深いですね!



*1 ごみピット……搬入されたごみを一時的に貯留するスペース

*2 ごみの三成分……[水分]:乾燥させて蒸発する水の量 [灰分]:燃やして残るもの [可燃分]:燃やしてなくなる(気化する)もの



第2節 市民及び事業者の意識

1. 趣旨

本計画の策定に向け、今後の廃棄物政策のあり方を検討する基礎資料とするために、市民意識調査及び事業者意識調査を実施しました。

2. 市民及び事業者意識調査の概要

市民の意識調査の概要は表 2-7 に、事業者の意識調査の概要は表 2-8 に示すとおりです。

表 2-7 市民の意識調査の概要

	市民意識調査（市民アンケート）
調査対象	市内在住の 18 歳以上の市民から無作為で 2,400 人を選定
調査期間	平成 29 年 9 月 20 日～平成 29 年 10 月 6 日まで
調査項目	①ごみの分別・排出状況 ②ごみの減量・リサイクル等への取り組み ③ごみ行政に関する情報収集ツール ④現在及び今後の施策について
調査方法	郵送によるアンケート調査
有効調査票数	2,382 通（転居や枚数不備 18 通）
回収結果	1,193 通
回収率※	50.0%

※回収率＝回収結果÷有効調査票数

表 2-8 事業者の意識調査の概要

	事業者意識調査（事業者アンケート）
調査対象	指定する業種ごとに無作為で抽出し、1,000 事業所を選定
調査期間	平成 29 年 9 月 20 日～平成 29 年 10 月 6 日まで
調査項目	①ごみの分別・排出状況 ②ごみの減量・リサイクル等への取り組み ③廃棄物処理に関する情報について ④現在及び今後の施策について
調査方法	郵送によるアンケート調査
有効調査票数	963 通（転居や枚数不備 37 通）
回収結果	391 通
回収率※	40.6%

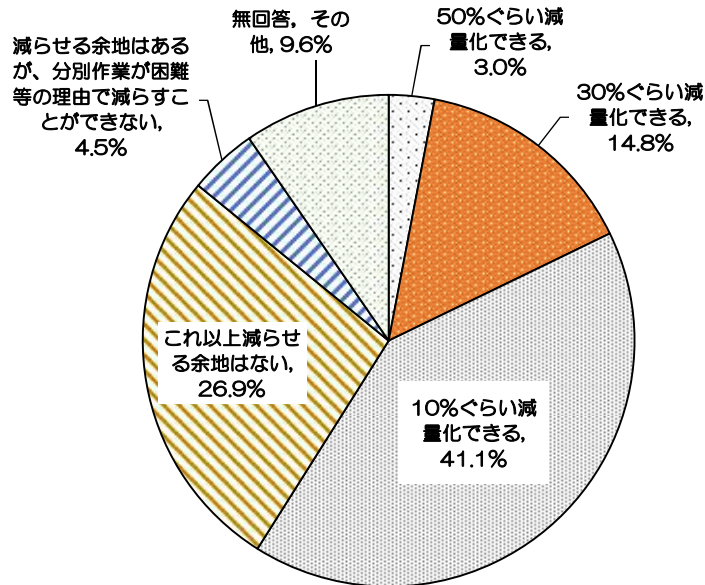
※回収率＝回収結果÷有効調査票数



3. 主な調査結果内容

【市民の意識調査結果】

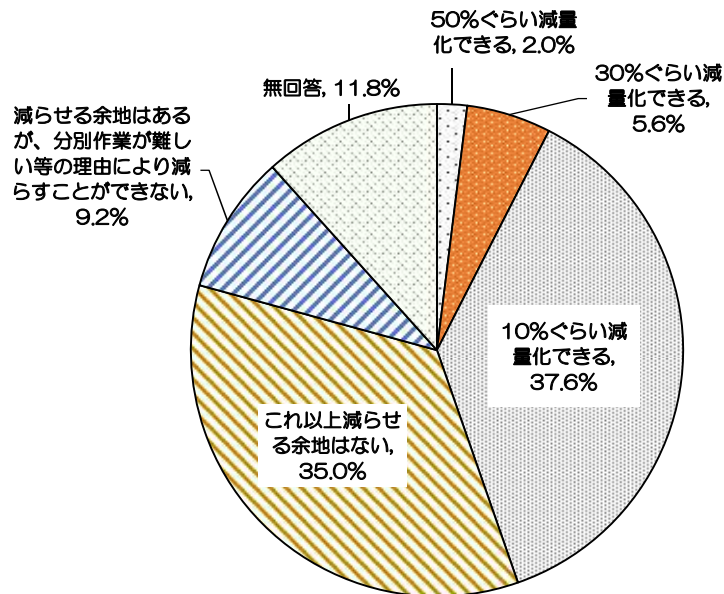
あなたの家庭では、今より積極的にごみの減量化に取り組む場合、どの程度までごみの量を減らせるとお考えですか。



生活系ごみ（もやすごみ）

【事業者の意識調査結果】

あなたの事業所では、ごみの減量・リサイクル等に取り組むことにより、現在排出しているごみの量をどの程度まで減らすことが可能であるとお考えですか。



事業系ごみ



第3節 課題の抽出

ごみ量の推移、ごみ組成、市民や事業者の意識の現状から、6つの課題があります。

- 課題1. ごみ総排出量の更なる減量
- 課題2. リサイクル率の向上
- 課題3. 最終処分率の低減
- 課題4. 高齢化社会への対応
- 課題5. 焼却施設・破碎選別施設の老朽化対応、処理の効率化
- 課題6. 処理困難物への対応

課題1 ごみ総排出量の更なる減量

1. 生活系ごみの更なる減量

- もやすごみの約32%が紙類、約15%がその他プラであり、再資源化可能なものが多く含まれています。
- もやすごみの約26%が生ごみであり、そのうち食べ残し等の食品ロスは約22%を占めています。
- 若年層ほど分別している割合や発生抑制の行動割合が低い傾向にあります。

2. 事業系ごみの更なる減量

- 可燃ごみの約42%が紙類であり、他の中核市と比べてもかなり高い傾向にあります。
- 産業廃棄物として処理されるべき廃プラスチック類が約20%混入しており、可燃ごみとして排出している事業所が多い傾向にあります。
- 住宅併設の事業所は、事業系ごみを生活系ごみステーションに排出している割合が高い傾向にあります。



課題2 リサイクル率の向上

- ごみ総排出量は年々減少しているもののリサイクル率は下降傾向であり、平成28年度のリサイクル率は14.5%と、国の基本方針27.0%を大きく下回っています。
- 集団回収実施団体は増加傾向ですが、集団回収量は減少傾向にあります。
- 生活系及び事業系ごみとも、資源化可能な紙類の占める割合が高い傾向にあります。
- もやさないごみとして収集しているびん類は、収集・運搬・資源化処理時における破損等により、再生利用量が低く、中核市平均の約40%に留まっています。

課題3 最終処分率の低減

- 最終処分率は、ここ数年減少しています。平成28年度は13.1%と国の基本方針である13.7%は満たしていますが、兵庫県廃棄物処理計画の目標値11.8%には達していません。

課題4 高齢化社会への対応

- 高齢化社会の進展等により、ごみステーションの管理やごみ出しが困難な高齢者が増加しています。

課題5 焼却施設・破碎選別施設の老朽化対応、処理の効率化

- 西部総合処理センター焼却施設、破碎選別施設は基幹設備の延命化工事を実施しましたが、本計画期間中に設備の劣化が進み、安定した処理の維持が困難になります。
- 焼却残渣・破碎残渣等の中には、現況施設では再生利用できず最終処分されている資源があります。

課題6 処理困難物への対応

- 市処理施設（焼却施設、破碎選別施設）に処理困難物が搬入されています。処理困難物とは、スプリングマットレス、タイヤ、薬品、塗料、水銀廃棄物*などの市処理施設では処理が困難な廃棄物のことです。



第 3 章 ごみ処理の将来目標

第 1 節 ごみ量の将来推計

1. 将来人口

将来人口推計は、「西宮市の将来人口推計（平成 30 年 9 月）」に基づいた値を採用しています。この推計によると、本市の人口は平成 32 年度まで横ばいに推移しますが、近年続いてきた本市への転入超過傾向が落ち着いてきていることに加え、全国的な少子高齢化の傾向の影響により、その後減少に転じています。

2. ごみ量の将来推計

ごみの排出量の将来推計は、平成 25 年度から 5 年間（平成 25 年度～平成 29 年度）の実績に基づいて行いました。近年の現状として生活系ごみ排出量は、順調に減量化が進んでいますが、事業系ごみ排出量は、減量化が滞っている状況です。

1 人 1 日当たりのごみ総排出量は、計画策定 5 年後の令和 5 年度（中間目標年度）は平成 28 年を基準として約 6% 減少し、10 年後の令和 10 年度（計画目標年度）で約 9% の減少にとどまることから、更なる減量に取り組む必要があります。

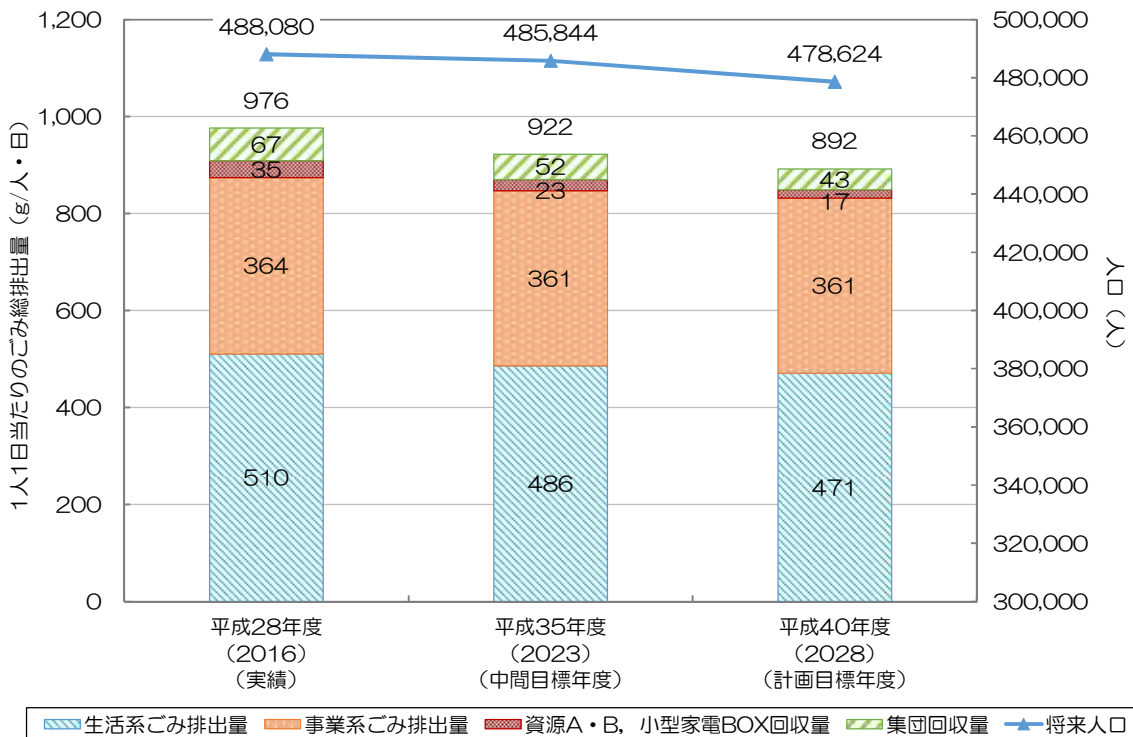


図 3-1 1 人 1 日当たりのごみ総排出量等の将来推計結果



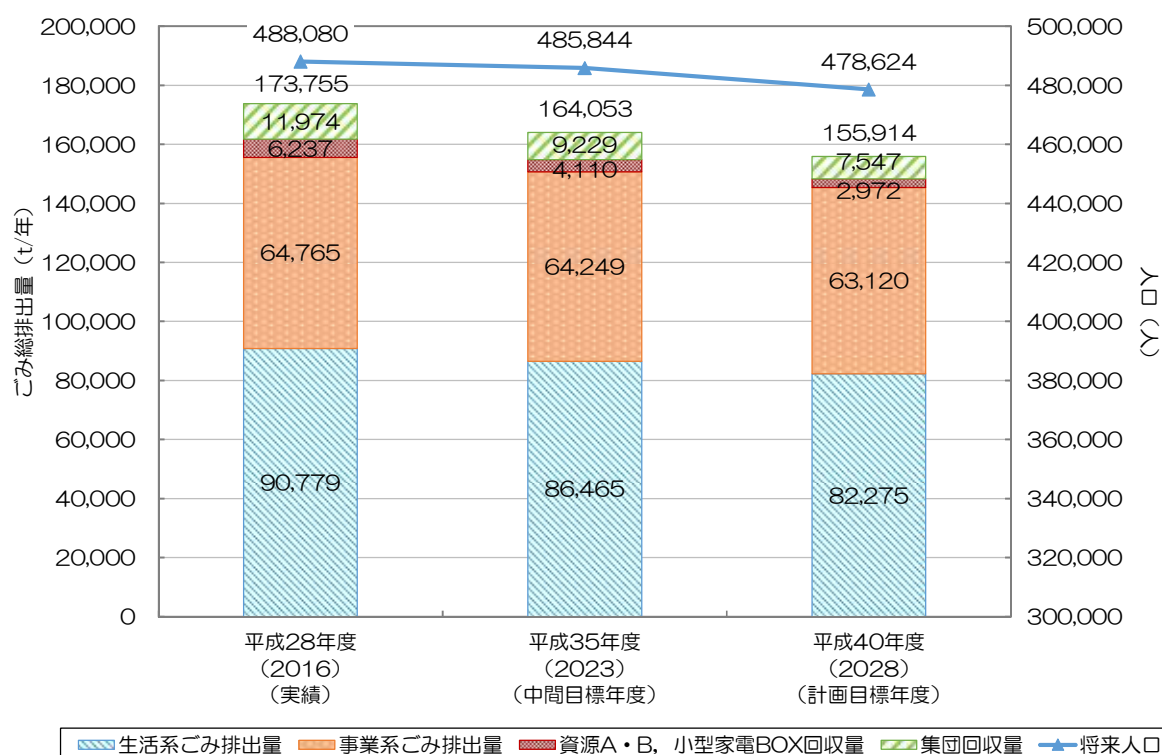
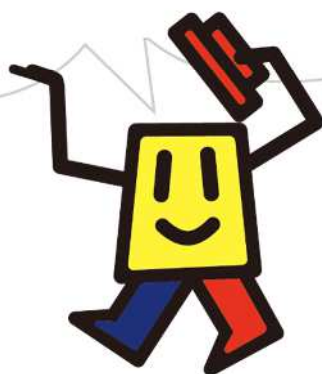


図 3-2 ごみの排出量等の将来推計結果

推計によると、今後、
生活系ごみ排出量は、**緩やかに減量**し、
事業系ごみ排出量は**減量化がとどこおる**と予想されます。
 また、**ごみ総排出量**については、人口の減少が大きく影響し、
 計画策定の平成31年度から**10年間で約9%減量**
 するものと予想されます。



第2節 基本理念及び基本方針

1. 基本理念

ごみを減らし、資源を有効活用するまちへ

本市は、市民、事業者、行政の参画と協働による環境学習を通じた持続可能なまちづくりを目指して、平成15年12月に全国初となる「環境学習都市宣言」を行いました。この宣言は、西宮に住み、市民が環境問題について学び、やるべきこと、できることを考え、行動を実践していくことを表明し、「環境学習」をあらゆる取り組みの中心においています。また、日々の暮らしの中での気づきをきっかけとして、取り巻く環境に対する理解を深め、自然、文化、産業及び伝統等の地域の資源を活用しながら、学びあいの文化を育てています。

本市が目指す持続可能なまちづくりのためには、2R*（リデュース：発生抑制、リユース：再使用）を最優先に実践することに加え、分別・リサイクルを推進し、市民一人ひとりが環境について学びあう社会の構築を図っていく必要があります。

今後は、これまで以上に、環境問題について世代を超えて学びあう地域づくりを、市民、事業者及び行政のそれぞれが自律と協働により取り組むことで、地域の活動が市全域の活動となる、『ごみを減らし、資源を有効活用するまちへ』を目指します。

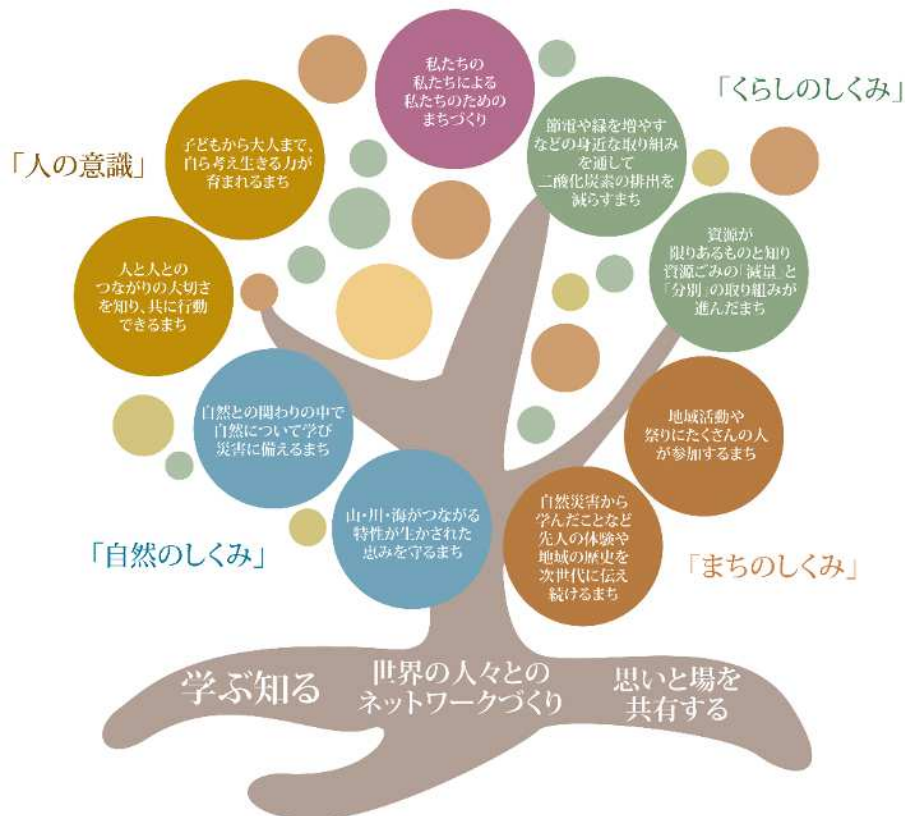


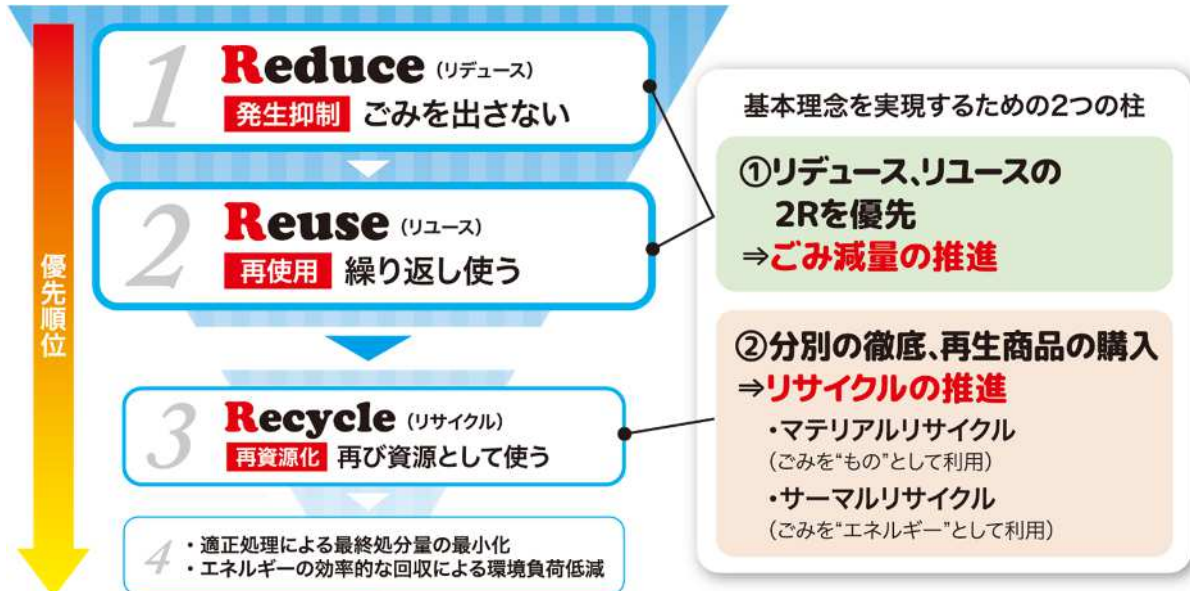
図 3-3 西宮市環境基本計画の環境像イメージ図

出典：第3次西宮市環境基本計画



2. 基本方針

基本理念を実現するためには、市民・事業者・行政の各主体の自律と協働により、ごみの発生抑制（リデュース）ともものの再使用（リユース）を優先する「2R」と「リサイクル」の2つを柱とする取り組みを進め、より一層のごみ減量と再資源化を図る必要があります。そのために、次の3つの基本方針を定め、各種施策を効果的に推進していきます。



基本方針 1 // ごみを発生させない社会の確立

これまでのリサイクルを中心とした取り組みから、無駄をなくし、そもそもごみになるものを作らない、買わないといったリデュース（ごみの発生抑制）と、繰り返し使うリユース（再利用）の2Rの取り組みを優先し、ごみを発生させない社会の確立を目指します。

基本方針 2 // 分別の徹底とリサイクルの推進

2Rの取り組みを推進する中で、発生する資源化可能なごみについては、適切な分別排出の徹底と多様な資源回収システムの構築などに取り組み、更なるリサイクル（再生利用）を推進します。

基本方針 3 // 適正で効率的なごみ処理体制の構築

やむを得ず排出されるごみについては、焼却、資源化等の適正処理を行うことにより最終処分量の最小化を図るとともに、焼却余熱を利用したエネルギーの効率的な回収による温室効果ガス*排出量の削減など環境負荷の低減に努めます。

また、老朽化が進んだ施設の更新にあたっては、最新技術の調査・検討を基に環境負荷の低減に配慮するとともに、施設規模の適正化を推進します。



第3節 計画目標

1. 目標値の設定方法

本計画では、以下の内容で目標値を設定しました。

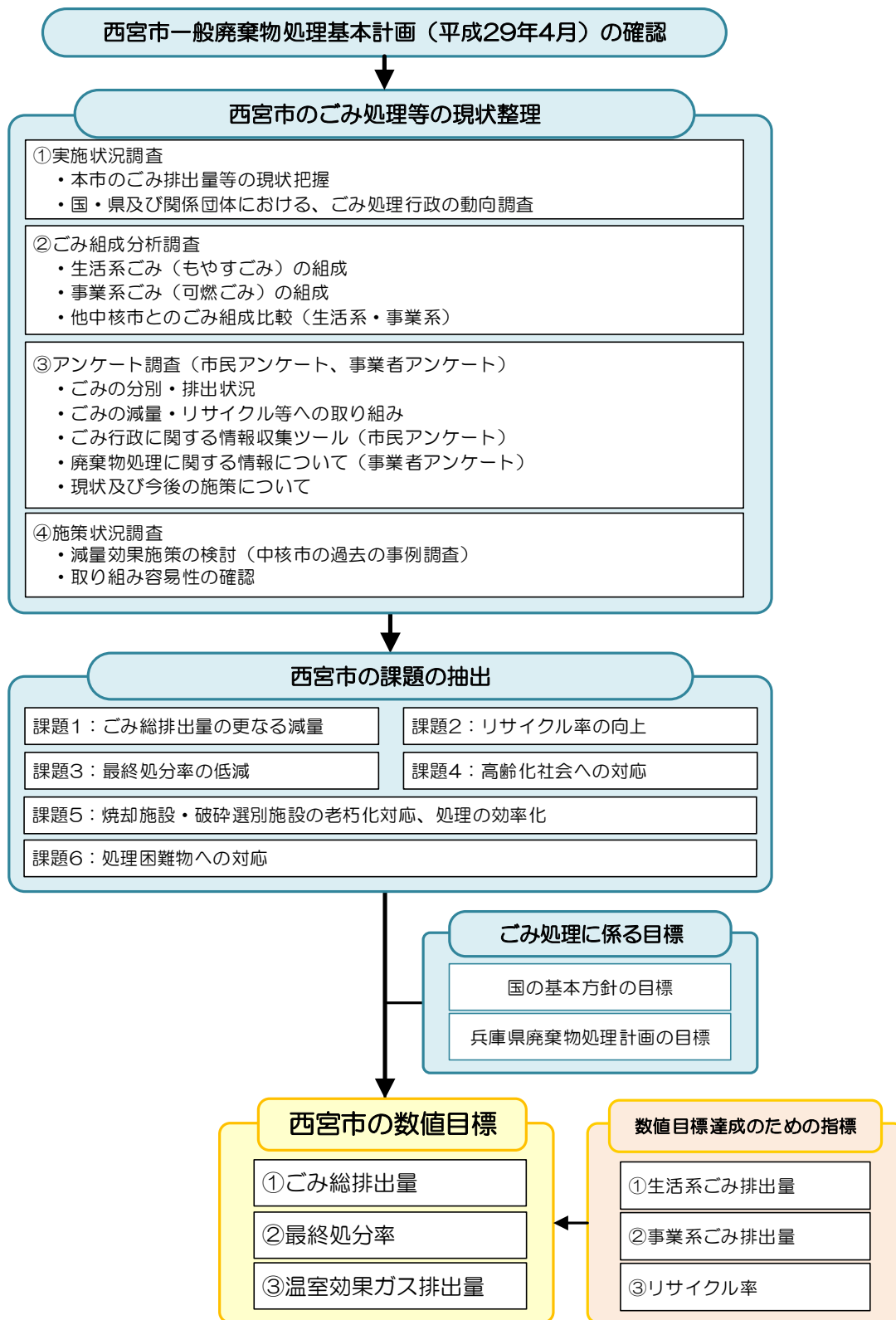


図 3-4 目標値の設定方法

2. 数値目標

ごみの更なる減量の実現に向けた各種施策の進捗状況を定量的に把握・評価するために、次の数値目標を設定します。

(1) ごみ総排出量

目標① ごみ総排出量：平成28年度比10.8%削減（871g/人・日）

考え方：生活系ごみ排出量、事業系ごみ排出量の減量、リサイクル率の向上の施策を実施することにより、ごみ総排出量は871g/人・日となります。

（国の目標値である898g/人・日と近畿地区中核市の平均値927g/人・日を達成します。）

指標	目標値		
	平成28年度 (実績)	令和5年度(2023) (中間目標年度)	令和10年度(2028) (計画目標年度)
ごみ総排出量	976g/人・日	915g/人・日	871g/人・日
		61g削減 (6.3%削減)	105g削減 (10.8%削減)

(2) 最終処分率

目標② 最終処分率：13.1%→11.9%（1.2ポイント改善）

考え方：生活系ごみ排出量、事業系ごみ排出量の減量、リサイクル率向上の施策を実施することにより、最終処分率は11.9%となります。（国の目標値である13.7%、近畿地区中核市の平均値12.3%以下を達成します。）

指標	目標値		
	平成28年度 (実績)	令和5年度(2023) (中間目標年度)	令和10年度(2028) (計画目標年度)
最終処分率	13.1%	12.4%	11.9%
		0.7ポイント改善	1.2ポイント改善

(3) 温室効果ガス排出量（廃棄物処理時における）

目標③ 温室効果ガス排出量：64,041t-CO₂→52,000t-CO₂（18.8%削減）

考え方：生活系ごみ排出量、事業系ごみ排出量の減量、リサイクル率向上の施策を実施することにより、焼却施設の煙突から排出される温室効果ガスは18.8%削減されます。

指標	目標値		
	平成28年度 (実績)	令和5年度(2023) (中間目標年度)	令和10年度(2028) (計画目標年度)
温室効果ガス排出量	64,041t-CO ₂	57,148t-CO ₂	52,000t-CO ₂
		6,983t-CO ₂ 削減 (10.8%削減)	12,041t-CO ₂ 削減 (18.8%削減)



3. 数値目標達成のための指標

数値目標達成のための指標として、生活系ごみ排出量、事業系ごみ排出量及びリサイクル率を設定します。

(1) 生活系ごみ排出量

指標① 生活系ごみ排出量：平成 28 年度比 10%削減（459g/人・日）

考え方：国の目標値である 500g/人・日を達成し、かつ、近畿地区中核市の最小値 487g/人・日以下を目標とします。

指標	目標値		
	平成 28 年度 (実績)	令和 5 年度 (2023) (中間目標年度)	令和 10 年度 (2028) (計画目標年度)
生活系ごみ排出量 (集団回収、資源 A・B、 小型家電 BOX 回収を除く)	510g/人・日	480g/人・日	459g/人・日
		30g 削減 (5.9%削減)	51g 削減 (10.0%削減)

食品ロスの削減や買い物時におけるマイバッグ持参などのリデュース・リユースの取り組みと分別の徹底によるリサイクルの推進により、生活系ごみ排出量の削減を目指します。

1人1日51gのごみを減量するには？



本市民全員(約48.8万人)が1人1日51gのごみを減量することができた場合、年間約9,000tのごみを減らすことができます。この量は、平成29年度の生活系ごみ(もやすごみ)排出量約77,000t/年の約1割となります。

51gのごみの目安(例)



1人1日51g削減で生活系ごみ(もやすごみ)排出量の1割削減



(2) 事業系ごみ排出量

指標② 事業系ごみ排出量：平成28年度比20%削減（141t/日）

考え方：事業系ごみは、国の目標相当である140t/日に近づけることを目標とします。

指標	目標値		
	平成28年度 (実績)	令和5年度(2023) (中間目標年度)	令和10年度(2028) (計画目標年度)
事業系ごみ排出量	177t/日	156t/日	141t/日
		21t削減 (11.9%削減)	36t削減 (20.0%削減)

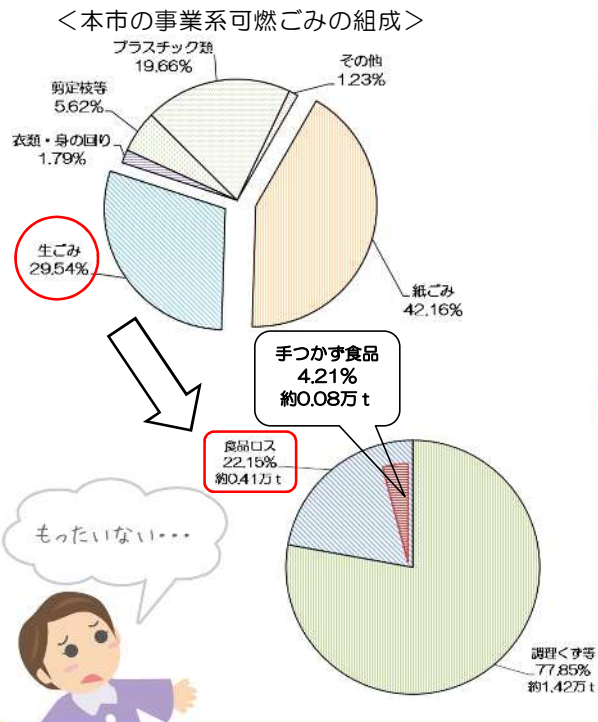
排出事業者に対する意識啓発や、分別の徹底と適正処理についてインセンティブが働く取り組みを推進し、事業系ごみ排出量の削減を目指します。

事業系生ごみの減量事例



本市では平成29年度の事業系ごみ(可燃ごみ)のうち、約4,100t/年の食品ロスが発生しています。

食品ロス削減に向けて、以下の取り組みを実施している店舗を「食品ロスゼロ推進店」等として登録する制度を導入している事例があります。



飲食店、宴会場、宿泊施設等

- ・小盛メニューの導入
- ・食べ残しを減らすための呼びかけ
- ・ポスター等による啓発活動の実施
- ・食べ残し持ち帰り希望者への対応

卸売業、小売業、製造業等

- ・量り売り、ばら売り、小容量販売の導入
- ・売り切り価格の導入
- ・フードドライブ*等への協力
- ・過剰在庫の削減

参考：「もったいないプロジェクト」佐賀市ホームページ



(3) リサイクル率

指標③ リサイクル率：14.5%→22.0%（7.5ポイント改善）

考え方：リサイクル率は、平成28年において14.5%と国の目標値27.0%及びチャレンジにのみや25の目標値28.0%から大きく乖離しているため、近畿地区中核市のリサイクル率最大値21.2%を上回る22.0%を目標とします。

指標	目標値		
	平成28年度 (実績)	令和5年度(2023) (中間目標年度)	令和10年度(2028) (計画目標年度)
リサイクル率	14.5%	18.9%	22.0%
		4.4ポイント改善	7.5ポイント改善

生活系及び事業系ごみともに、再資源化可能な紙類やプラスチック類の占める割合が高いことから、分別の徹底と適正処理の推進によりリサイクル率の向上を目指します。

4. ごみ減量及び最終処分率の目標値

数値目標及び数値目標達成のための指標を達成すると、中間目標年度(令和5年度)と目標年度(令和10年度)での、ごみの状況は下表のようになります。

		平成28年度 基準年度	令和5年度(2023) 中間目標年度	令和10年度 (2028) 目標年度
人口	人	488,080	485,844	478,624
ごみ総排出量	トン	173,755	162,724	152,181
	g/人・日	976	915	871
集団回収量	トン	11,974	11,914	11,705
	g/人・日	67	67	67
生活系ごみ排出量 (資源A・B、小型家電BOX回収除く)	トン	90,779	85,353	80,186
	g/人・日	510	480	459
資源A・B	トン	6,227	8,357	9,608
	g/人・日	35	47	55
小型家電BOX回収	トン	10	20	20
事業系ごみ排出量	トン	64,765	57,080	50,662
	t/日	177	156	141
資源化量	トン	25,245	30,755	33,480
リサイクル率	%	14.5	18.9	22.0
埋立処分量	トン	22,784	20,178	18,110
最終処分率	%	13.1	12.4	11.9



第4章 目標達成に向けた施策

第1節 基本方針1

基本方針

1

ごみを発生させない社会の確立

「ごみを発生させない社会の確立」に向けて、次の3つの施策を実行します。

- 施策1 ごみの発生抑制
- 施策2 食品ロスの削減
- 施策3 再使用の推進

施策1 「ごみの発生抑制」について

◇市民 3R（リデュース・リユース・リサイクル）についての考え方を理解し、リサイクルよりも2R（リデュース・リユース）の取り組みを優先し、環境にやさしい（簡易包装やごみの発生が少ない製品等）ものの選択や、買い物時のマイバッグやマイボトル等の持参により不要な買い物袋を減らしたりすることで、ごみの発生抑制に努めます。

【市民の役割】

- 3Rの考え方の理解
- お出かけ時のマイバッグやマイボトル等の持参
- 簡易包装やごみの発生が少ない製品等の選択

◇事業者 ごみをできるだけ発生させない商品づくりや販売を行うことや、マイバッグの利用者に対する割引や利用者へレジ袋削減を促す仕掛けづくり、また廃棄物管理責任者や従業員などへの啓発・教育を実施することでごみの発生抑制に努めます。

【事業者の役割】

- ごみをできるだけ発生させない商品づくりや販売と提供
- レジ袋の有料化、マイバッグ持参によるポイント付与など利用者へレジ袋削減を促す仕掛けづくり
- 廃棄物管理責任者や従業員などへの啓発・教育の実施
- 顧客に向けたPR活動

◇行政 市民や事業者に対して、3Rの実践を通して普及・啓発を行うことや、リサイクルよりも2Rの取り組みを優先的に取り組んでもらえるよう、2Rによる効果、実践方法を啓発・教育し、ごみの発生抑制につながる環境づくりに努めます。

【行政の役割】

- 2Rとリサイクルの実践の普及・啓発
- 環境教育・環境学習の実施
- ごみの発生抑制を促す仕組みづくり
- 特定事業者*等による廃棄物減量化等計画書の義務付け



施策2 「食品ロスの削減」について

◇市民 賞味期限切れや作りすぎ等が原因で捨ててしまう食品（食品ロス）がなるべく発生しないよう、食品の保存に関する正しい考え方を身に付けることや計画的な買い物を実施することで、食品ロスの削減に努めます。

【市民の役割】

- 計画的な買い物や食べ切りの実践
- 賞味期限・消費期限の正しい理解
- 生ごみの水切りの徹底

◇事業者 食品ロスがなるべく発生しにくいように、小分け商品の販売や小盛りメニューの導入等を実施することで食品ロスの削減に努めます。

【事業者の役割】


- 食品ロスが発生しにくい、小分け商品などの販売
- 小盛りメニューの提供など食べ切り協力店による利用者への啓発
- 食品廃棄物の民間リサイクルルートの活用（食品リサイクル法の遵守）


◇行政 食品ロスについての周知の徹底や、食べ切りを推進している事業者へのインセンティブの働く環境を市民・事業者に対して提供します。

【行政の役割】

- 食品ロス削減の意識を醸成する広報・啓発、学びの場の提供
- 食品ロスを再利用できる場の提供
- 飲食店が食べ切りを推進するための仕掛けづくり
- スーパー等の食品廃棄物の分別・リサイクルしやすい環境づくり
- 食べ残し抑制推進・認定店制度の導入
- 行政・市民・事業者の3者協働による食品ロスの啓発やイベントの実施

取り組み例

フードドライブの実施（食品ロス）	対象となるごみ
<p>食品ロス削減による食品廃棄物の減量を図るため、フードドライブの実施を推進・支援します。</p> 	<p>生活系ごみ 事業系ごみ</p>

食べ残し抑制推進・認定店制度の導入（食品ロス）	対象となるごみ
<p>外食時や宴会での料理の食べ残しや家庭での食品ロス削減に向けた取り組みを推進するために、食べ残し抑制推進・認定店制度の導入を行います。</p> 	<p>事業系ごみ</p>



水切りについて



本市では、平成29年度の生活系ごみ(もやすごみ)のうち、約20,000t/年、事業系ごみ(可燃ごみ)のうち、約18,000t/年の生ごみが排出され、紙ごみと同様高い割合を占めています。

水切りするとどうなるの? ⇒ **約10%**のごみの削減に繋がります。

また、水切りを行うと、悪臭や腐敗の防止やごみの減量化にも繋がります。

水切りの方法紹介

生ごみを出す前にひと絞り「水切り」



水に濡らさない



乾かす

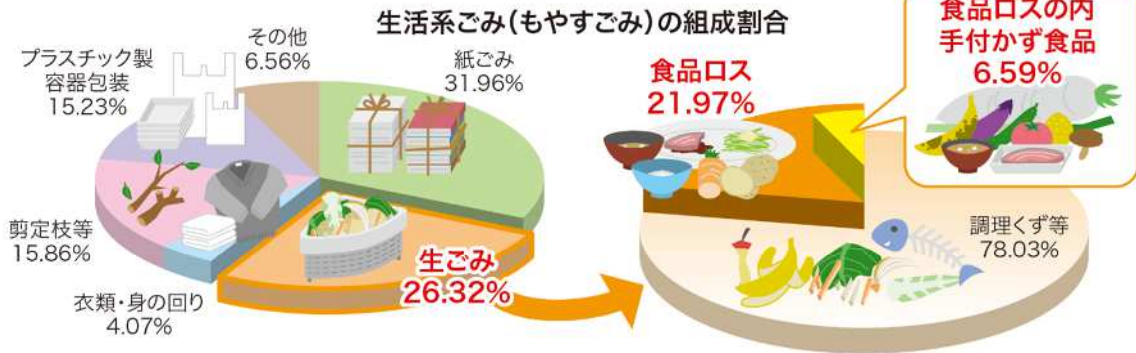


食品ロスについて



「食品ロス」とは、まだ食べられるのに、捨てられる食べ物をいいます。

本市では、平成29年度の生活系ごみ(もやすごみ)のうち、約4,500t/年、事業系ごみ(可燃ごみ)のうち、約4,100t/年の食品ロスが発生しています。



食品ロス削減のポイント(例)

市民

- ①必要なモノを必要なだけ(買いすぎない)
- ②賞味期限と消費期限の理解(使い切る)
- ③食材を有効活用しよう(食べ切る)



事業者

- ①30・10運動の周知または啓発



- ②食べ残しの持ち帰りの対応
- ③小盛メニューの提供など



施策3 「再使用の推進」について

◇市民 ものを長く使用することや、リユースショップなどに販売し、再度別の購入者に使ってもらうことで、ものの再使用の推進に努めます。

【市民の役割】

- 古着等の資源集団回収への排出
- リターナブルびん*の利用
- 民間リユースショップ、フリーマーケットの活用

◇事業者 繰り返し使用できるリターナブルびんの利用・販売やリユース食器の利用、衣類等を資源回収へ排出、実施することで、ものの再利用の推進に努めます。

【事業者の役割】

- 飲食店などによるリターナブルびんの販売・回収
- リユース食器の利用促進
- 簡易包装やごみの発生が少ない製品等の選択

◇行政 不用品の再使用の取り組みやリサイクルプラザの利用推進を行うことで、ものの再使用のしやすい環境を市民・事業者に対して提供します。

【行政の役割】

- 不用品の再使用の取り組みの推進
- 西宮市リサイクルプラザ（粗大ごみ展示・活用施設）の利用推進
- 図書館で活用できなくなった図書の市民への無料配布

ごみの減量のためには、一人ひとりが
日常生活や事業活動の中で
ごみを減らす意識を持ち、
それを行動に移すことが重要です。

行政が主体となって市民や事業者と協働し、
さまざまな取り組みを推進することで、
ごみを発生させない社会を目指します。



西宮市観光キャラクター

みやたん

©たかいよしかず



みにやっこ



第2節 基本方針2

基本方針 2

分別の徹底とリサイクルの推進

「分別の徹底とリサイクルの推進」に向けて、次の2つの施策を実行します。

- 施策1 分別の徹底
- 施策2 リサイクルの推進

施策1 「分別の徹底」について

◇市民 分別排出のルール厳守を継続することに努めます。

【市民の役割】

- 排出・分別ルールの厳守
- 環境学習講座や施設見学会に積極的に参加

◇事業者 古紙の分別や産業廃棄物を分別することにより、ごみの減量に努めます。

【事業者の役割】

- 産業廃棄物の適正処理や法令厳守
- 廃棄物管理責任者や従業員などへの啓発・教育の実施
- 再資源化可能な古紙類の分別排出の徹底
- 環境学習講座や施設見学会の開催及び参加

◇行政 市民、事業者にごみ処理についての広報・啓発、学びの場の提供や古紙類及びその他プラの分別しやすい環境を提供します。

【行政の役割】

- 分別ルール、適正処理の広報・啓発、学びの場の提供
- 不動産業者等と連携したごみ分別ガイドブック・チラシ等の配布
- 再資源化可能な古紙類の分別排出を促す仕組みづくり
- プラスチックごみの発生抑制・再資源化の推進

取り組み例

市処理施設への事業系古紙類の搬入規制	対象となるごみ
<p>市内事業者に対して再資源化が可能な古紙類の分別排出の徹底を呼びかけるとともに、市処理施設への再資源化が可能な古紙類の搬入を禁止することにより、市全体のごみ総排出量の減量および資源化率の向上を図ります。</p> <p>■ 実施開始時期：令和7年1月</p> <p>■ 規制対象となる古紙類</p> <ul style="list-style-type: none">・ 事業活動に伴い発生する紙くずのうち、一般廃棄物に該当するもの・ 上記のうち、再資源化が可能なもの	事業系ごみ



施策2 「リサイクルの推進」について

◇市民 集団回収への参加、店頭回収の利用により、リサイクルの推進に努めます。

【市民の役割】

- 店頭回収の利用
- 集団回収への参加

◇事業者 店頭回収実施の協力や、古紙、食品廃棄物の民間リサイクルルートの活用を促すことで、リサイクルの推進に努めます。

【事業者の役割】

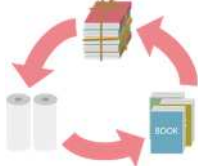
- 店頭回収実施の協力
- 古紙、食品廃棄物の民間リサイクルルートの活用

◇行政 集団回収団体の奨励や店頭回収の利用促進や分別排出された資源を効率よくリサイクルできる環境を提供します。

【行政の役割】

- 集団回収団体の活動促進や奨励
- 店頭回収の利用促進
- 資源物持ち去り行為禁止の徹底
- 古紙類、その他プラ、食品廃棄物をリサイクルしやすい環境づくり
- 事業系古紙の民間リサイクルルートの確立
- 常設リサイクルステーションの設置
- びんのリサイクル率の向上

取り組み例

事業系古紙リサイクルシステムの構築	対象となるごみ
<p>事業系の古紙回収は、小規模事業者等の少量排出事業者からの回収とオフィス雑紙の回収が挙げられます。</p> <p>「事業所内での回収」や「古紙回収拠点の設置」等、事業者が排出した古紙をリサイクルに繋げるシステムを構築し、導入します。</p> 	<p>事業系ごみ</p>

産業廃棄物の適正処理



産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃油、廃プラスチック類、金属くずなど20種類の廃棄物を意味し、一般廃棄物と分けて排出しなければなりません。

廃棄物処理法第3条に、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されており、排出事業者の適正処理の義務が明確化されています。したがって、排出事業者は法律に基づき、自ら適正に処理するか、産業廃棄物処理の許可を得た業者に処理を委託しなければなりません。

**排出事業者は
産業廃棄物を
適正に処理する
義務があります**



ごみ袋のいろいろ



本市では、「その他プラ」は透明袋で出していただいておりますが、「もやすごみ」は袋の指定を行っていません。近年、大多数の自治体が、ごみ減量、資源化を推進するために、「〇〇市指定ごみ袋」と印字されたごみ袋指定制度を導入しています。ごみ袋の指定の仕方にはいろいろあり、それぞれの特徴を示します。

中が見えない!



黒い袋

有料指定袋



収集や処理の費用を袋代に加えることにより、市民のみなさんにごみを排出するコスト意識を持っていただき、分別や減量が促進されます。

★本市はこちらを採用しました

指定袋



収集や処理の費用を袋代に加えていませんが、袋を指定することにより、分別や減量が促進されます。

色指定袋



市販のごみ袋で色や透明度を指定します。透明度のある袋を採用すると中が見えることにより、分別の意識が高まります。

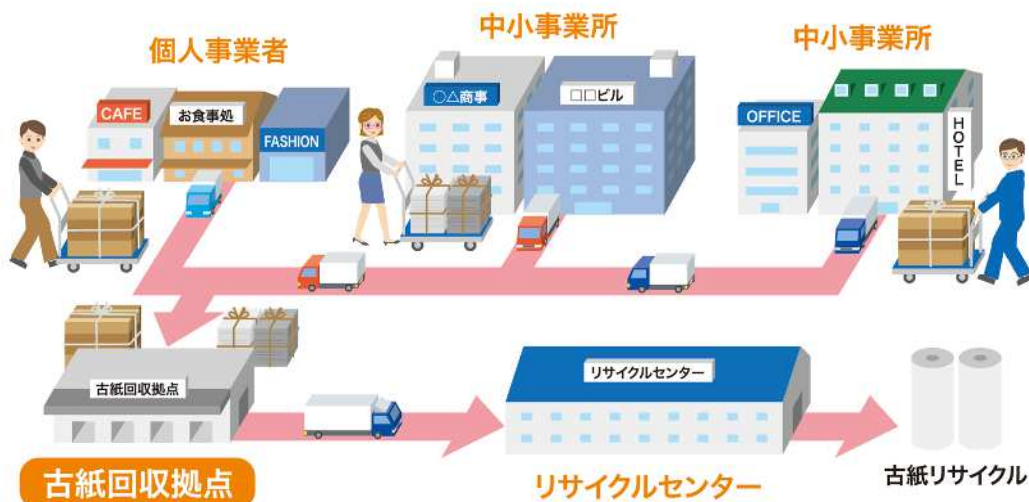
また、指定袋の導入により、ごみ収集作業の迅速化と安全性が確保されます。

事業者の共同リサイクル



「事業者の共同リサイクル」とは、個人事業者や中小事業所から排出される古紙等を複数の事業者や古紙回収業者と協力し、適正なリサイクルルートで処理することです。

また本市では、「事業所内での回収」や「古紙回収拠点の設置」等、事業者が排出した古紙をリサイクルに繋げるシステム(事業系古紙リサイクルシステム)の構築、導入を目指します。



第3節 基本方針3

基本方針

3

適正で効率的なごみ処理体制の構築

「適正で効率的なごみ処理体制の構築」に向けて、次の3つの施策を実行します。

- 施策1 効率的な収集・運搬と適正なごみ処理の計画・推進
- 施策2 ごみの適正処理の啓発
- 施策3 美しいまちづくりの推進

施策1 「効率的な収集・運搬と適正なごみ処理の計画・推進」について

施策を推進するために市は次の5項目について実施していきます。

(1) 環境にやさしいごみ処理体系の構築

収集・運搬時、ごみ処理時に発生する温室効果ガスの削減等、環境にやさしいごみ処理体系を構築します。

(2) 市民が排出しやすい収集体系の環境づくり

高齢化社会や社会情勢に応じた市民がごみを排出しやすい環境づくりをするために分別区分や排出方法を検討します。

(3) 安定的・効率的なごみ処理を推進するための施設整備計画

焼却施設は西部総合処理センターと東部総合処理センターの2施設体制で、ごみ処理が滞らない安定的な処理を継続していますが、西部総合処理センター焼却施設の老朽化による代替え施設の整備が必要になっています。ごみ処理の継続と環境負荷の少ない施設を計画し整備します。

また、粗大ごみや不燃ごみの処理は西部総合処理センター破碎選別施設の老朽化による代替え施設の整備が必要になっています。リサイクルの更なる向上に向けた施設を計画し整備します。

(4) 処理困難物等

スプリングマットレス、タイヤ、有害物などの適正処理困難物*を適正に処理できるように処理ルートや処理方法を検討します。また、水銀廃棄物処理対応についても、処理方法や処理ルートの確保の情報収集に努め、情報の提供に努めます。

(5) 最終処分量低減の推進

焼却残渣や破碎残渣等の再利用等も検討し、最終処分量を低減するための方策を検討します。



施策2 「ごみの適正処理の啓発」について

◇市民・事業者 廃棄物処理について理解を深めることにより、適正なごみ処理に努めます。

【市民、事業者の役割】


- 廃棄物処理についての理解
- 排出・分別ルールへの厳守（市民）
- 一般廃棄物と産業廃棄物の分別の徹底（事業者）

◇行政 広報・啓発や情報提供、不適正排出者への指導を実施します。

【行政の役割】

- 適正処理の広報・啓発、学びの場の提供
- 不適正排出の排除
- 搬入物の展開検査*や不適正排出事業者に対する個別指導の実施

取り組み例

各世代に応じた情報発信の展開	対象となるごみ
<p>ごみの適正処理について、若者から高齢者まで幅広く関心をもってもらうため、行政からの情報をインターネットや啓発冊子（リーフレット等）の配布を通じて周知を図ります。</p> 	生活系ごみ
<p>中小事業所向けの業種別資源化促進ガイドブック等の作成・配布</p> <p>事業系ごみは様々な業種の事業者から排出されるため、事業者の業種によって排出されるごみ量や組成も異なります。従って、適正な処理や資源化促進のための業種別資源化促進ガイドブックを作成し、配布します。</p> 	事業系ごみ
<p>2R・3R推進に関する活動を行う個人・団体・事業者の表彰制度の創設</p> <p>廃棄物等の2R・3Rに率先して取り組み、継続的な活動を通じて顕著な実績を上げている者を表彰することによりこれらの活動を奨励し、2R・3Rの推進を図るため、表彰制度を創設します。</p> 	生活系ごみ 事業系ごみ



施策3 「美しいまちづくりの推進」について

◇市民・事業者 地域美化活動の参加や、ポイ捨て、不法投棄*をなくすことにより美しいまちづくりに努めます。

【市民、事業者の役割】

- 地域美化活動や「わがまちクリーン大作戦」への参加
- ポイ捨て、不法投棄の禁止
- ごみ集積場所の適正管理及び清潔保持

◇行政 地域と連携して美化活動の企画や実施、不法投棄のされにくい環境を提供します。

【行政の役割】

- 地域と連携して美化活動の企画と実施への支援
- 不法投棄をされにくい環境づくり

まちに捨てられたプラスチックごみ



毎年6月と12月に、美しいまちづくりを行うために、地域が協力して公園や海岸を掃除する「わがまちクリーン大作戦」を行っています。

最近、目立つごみとして、プラスチックごみがあります。プラスチックは軽く、丈夫な素材として、さまざまな生活用品に使われています。

しかし、プラスチックは紫外線により劣化しやすく、ごみとして、公園や海岸に捨てられたプラスチックは細かく砕かれ、マイクロプラスチックという小さい粒子となります。海へ流れ込む際にPCBなどの有害



わがまちクリーン大作戦の様子

物質を吸着したマイクロプラスチックは魚などに摂取され、食物連鎖により人間の健康に影響することが懸念されています。世界的にも問題視され、プラスチック袋等の使用禁止を始めた国や地域もあります。



地域による環境学習活動



エココミュニティ会議は、地域の様々な団体が集まり、環境を切り口として地域づくりについて話し合い、活動する場で、現在は21地域で発足しています。活動には、地域の子どもから大人までの幅広い世代が参加しており、地域づくりを担う次世代の育成にもつながっています。

ここでは、活動事例を2つ紹介します。

活動事例1

学文エココミュニティ会議では、平成19年度より、地域特性課題の解決に向けた取り組みの一環として、学文地域内の食料品量販店(協力店:4店舗)、自治会、小・中学校などの協力の下、「マイバッグ持参運動」をスタートさせました。

毎年7月と12月の強化月間には、地域内でチラシの回覧やポスターの掲示を行っているほか、協力店での啓発のぼりの掲揚、店内アナウンスによる呼びかけ、中学生が作成した「オリジナルマイバッグ」の貸出など、様々な方法で啓発を行っています。その結果、現在では、マイバッグの持参率が9割を超える協力店も出てきました。

その他にも、学文地域内行事、プレーパークなどで子ども達に地球温暖化について考えてもらうためにクイズを設けるなど、次世代の環境活動を担う育成にも取り組んでいます。



学文地域内でのイベントの様子

活動事例2

甲東エココミュニティ会議では、「ごみの減量」をテーマとして、様々な活動を行っています。

1. ごみ減量強化月間の実施
2. ごみ減量等推進員*を中心とした「ごみの減量」などに関する研修会や情報交換会の開催
3. 若年層向けの学習の場として、環境活動作品展の開催

甲東エココミュニティ会議は、平成19年度発足当初から毎年11月を「ごみ減量強化月間(ごみ減量キャンペーン)」として、各自治会、ごみ減量等推進員の協力の下、各地域において回覧やごみステーション等へのポスター掲示による啓発活動を実施しています。

また、子どもの学習の場として、環境活動作品展の開催や地域まつりで発生するごみの分別指導を子ども達と一緒に取り組んでいます。



活動紹介ポスター



参考：現状の施策一覧

施策種別	施策の名称	施策の内容
広報・啓発活動	ごみ減量等推進員制度	ごみ減量・リサイクルの地域リーダーとして534名(平成30年度)が活動(平成8年度から実施)
		ごみ減量・資源化に関する研修会の開催
	家電品等のリサイクルに関する普及啓発	家電リサイクル法による家電対象品、再生資源有効利用促進法に基づくパソコン等、市が収集・処分できないものに関するリサイクル、処分方法の普及啓発
	ごみの減量・リサイクルに関する普及活動	リサイクルについての総合的な啓発施設(リサイクルプラザ)を設置(平成11年度竣工)し、粗大ごみの展示や修理、再生利用、リサイクル品を提供する「いきいきごみ展」、情報提供等を実施
		ごみ減量やリサイクル、環境美化などを普及啓発する「環境美化ポスター展」の開催
		「西宮市レジ袋削減推進委員会*」を設置し、協定締結やレジ袋の削減キャンペーンを実施(平成20年度から実施)
	啓発情報の発信	市政ニュースやホームページ等への掲載
		「ハローごみ」等の啓発冊子やピラ、ポスターの作成・配布、「ごみ巡回相談」等の実施
		「事業系廃棄物適正処理ハンドブック」の作成・配布
	地域清掃活動	6月と12月に、地域主体で散乱ごみを一斉清掃する「わがまちクリーン大作戦」を実施
環境美化啓発の一環としてポイ捨て防止を呼びかける「クリーンアップひょうごキャンペーン」を実施		
資源の持ち去り行為の防止	資源の持ち去り禁止条例の制定や啓発活動により、持ち去りを行えない環境づくりの推進(平成29年度から実施)	
不法投棄対策	国・県・市の関係16機関で「不法投棄防止協議会」を設置し、防止策・啓発方法の検討や、パトロール・不良ごみステーションの巡回清掃を実施(平成6年度から実施)	
	ごみ拾いアプリ「西宮市版ピリカ」*の導入(令和2年度から実施)	
環境学習活動	出前授業	市職員が市内の小学校に出向き、環境学習授業を実施
	施設見学会	ごみ処理・リサイクルに関する知識と理解を深めるために、ごみ処理施設見学の実施
	巡回相談	ごみの分別・処理をテーマにした講義の実施、学びの場の提供



施策種別	施策の名称	施策の内容
生活系ごみ 排出抑制・ 資源化	指定袋制度の導入	もやすごみとその他プラの排出時に使用のごみ袋を市が指定のごみ袋に限定（令和4年度から実施）
	生ごみの減量	「生ごみ3きり運動*」の推進（平成29年度から実施）
		フードドライブの実施（平成29年度から実施）
		西宮市食品ロス削減パートナー制度*（令和3年度から実施）
	集団回収活動等への支援	一般家庭から排出される再生資源の集団回収を実施する地域団体等に奨励金を交付（平成9年度から実施）
	ごみの資源化	ペットボトルの分別収集・資源化（平成11年度から実施）
		その他プラの分別収集・資源化（平成25年度から実施）
		使用済小型家電の拠点回収・資源化（平成29年度から実施）
		古紙回収拠点の設置（令和4年度から実施）
	民間事業者との連携によるリユース推進	繰り返し利用可能な容器にて商品を販売する循環型ショッピングプラットフォーム「L o o p」*の導入（令和4年度から実施）
民間企業が展開するプラットフォーム「おいくら」・「ジモティー」・「メルカリ」を活用した市民のリユース活動を促進（令和4年度から実施）		
事業系ごみ 排出抑制・ 資源化	事業系ごみの有料化	従量制による処理手数料の徴収・排出抑制
	指定袋制度の導入	可燃ごみの排出時に使用のごみ袋を市が指定のごみ袋に限定（令和4年度から実施）
	事業系ごみの減量・資源化	特定事業者に対する、事業系ごみの処理・再生利用に関する計画書及び実績報告書の提出とごみ排出状況等の把握
		多量排出事業者や不適正処理事業者への立入調査及び助言・指導
		事業系一般廃棄物「ごみ減量・再資源化」研修会の開催
		西宮市食品ロス削減パートナー制度（令和3年度から実施）
	事業系古紙の資源化	古紙の分別排出の徹底及び減量に関する周知啓発・指導 古紙回収拠点の設置（令和4年度から実施）
	搬入ごみ展開検査	ごみ搬入事業者に対する搬入ごみ展開検査の実施（平成24年度から実施）
	店頭回収への協力	販売店の店頭での紙バック等の回収運動について広報等に協力
市役所内の減量・資源化	会議資料の電子化等によるコピー用紙の減量、古紙・ペットボトル・廃プラスチックの分別・資源化、各フロアへの分別ごみ箱の設置	
市の処理施設における資源化	ごみ焼却余熱の利用	焼却余熱エネルギーを蒸気として回収、発電、場内・外にて余熱利用*（昭和54年度から実施）
	不燃・粗大ごみからの資源回収	不燃・粗大ごみから金属・ガラス等の有価物の回収資源化（昭和55年度から実施）



第 5 章 これからのごみ処理

第 1 節 収集・運搬計画

分別区分は、7種 12分類を基本としますが、今後の本市のごみ処理状況を踏まえ必要に応じて変更を検討していきます。平成 29 年 4 月より本格実施している「使用済小型家電」は引き続き、拠点回収、ピックアップ回収していきます。

令和 8 年度より、東部総合処理センター破砕選別施設の稼働に合わせて、分別区分、収集形態、収集回数を見直します。また、令和 4 年 4 月 1 日に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環法）」により、製品プラスチックを「プラスチック資源」として「その他プラ」と一括回収します。

人口減少や高齢化社会への移行により、社会情勢が変化しており、高齢者等のごみを排出しやすい環境をつくるため、表 5-1 に示す令和 8 年度の分別区分の見直しに合わせ、「その他不燃ごみ」「缶・ペットボトル」「プラスチック資源」は共通指定袋、びんのみコンテナ収集とします。

表 5-1 令和 8 年度からの生活系ごみ分別区分

	新分別収集区分	収集形態	対象品目	収集回数
ごみ	もやすごみ	指定袋	生ごみ・プラスチック製品・皮革・ゴム類・再資源化できない紙、布 等	週 2 回
	<u>その他不燃ごみ</u>	<u>共通指定袋</u>	<u>小型複合製品・傘・小型家電、陶磁器・小型金属製品・ガラス製品・スプレー缶・電池・蛍光灯 等、指定袋に入るもので、かつ 5kg 未満のもの</u>	週 1 回
	粗大ごみ	現物のまま	家電品（家電 4 品目除く）・家具類・寝具類・ <u>その他不燃ごみの指定袋に入らないもので、かつ 5kg 以上のもの</u>	随時
資源	<u>缶・ペットボトル</u>	<u>共通指定袋</u>	<u>スチール缶・アルミ缶・ペットボトル</u>	<u>週 1 回</u>
	<u>びん</u>	コンテナ	<u>ガラスびん</u>	<u>月 2 回</u>
	<u>資源（紙資源等）</u>	紐十字縛り <u>共通指定袋（古着）</u>	新聞・紙パック・ダンボール・古着・雑誌・チラシ・雑紙・紙箱・紙袋 等	<u>週 1 回</u>
	<u>プラスチック資源</u>	<u>共通指定袋</u>	容器包装プラスチック <u>製品プラスチック（プラ単一素材かつ長さ 50cm 未満）</u>	週 1 回



第2節 中間処理計画

1. 中間処理の現況と方向性

可燃ごみは、西部総合処理センター、東部総合処理センターの焼却施設の2施設体制で焼却処理を行っており、安定的に可燃ごみの処理を継続するとともに、環境負荷低減のために焼却余熱を利用した発電や蒸気の供給を行っています。また、ごみの減量に伴い、効率よく焼却、熱利用を行うため、2施設ある焼却施設を1施設に集約する方向で計画します。（図5-1参照）

不燃ごみ、粗大ごみは、西部総合処理センターの破碎選別施設で、鉄、非鉄、ガラスなどを資源物に選別、ペットボトルは東部総合処理センターのペットボトル圧縮施設で選別・圧縮を行い、資源化に取り組んでいます。また、令和8年度から供用を開始する東部総合処理センター破碎選別施設の整備では、新ごみ分別区分に合わせた施設を整備し、対応した処理ラインで、資源化の取り組みを継続していきます。

令和8年度から分別収集するプラスチック資源についても、その他プラ同様に、民間事業者の施設で選別・圧縮を行い、資源化の取り組みを継続していきます。

処理施設の更新にあたっては、環境負荷の低減、災害発生時においても処理が継続できるよう強靱な処理施設の整備に留意し、計画します。

また、施設の故障時や緊急時に備えて、近隣自治体とごみ処理の相互応援体制を構築します。

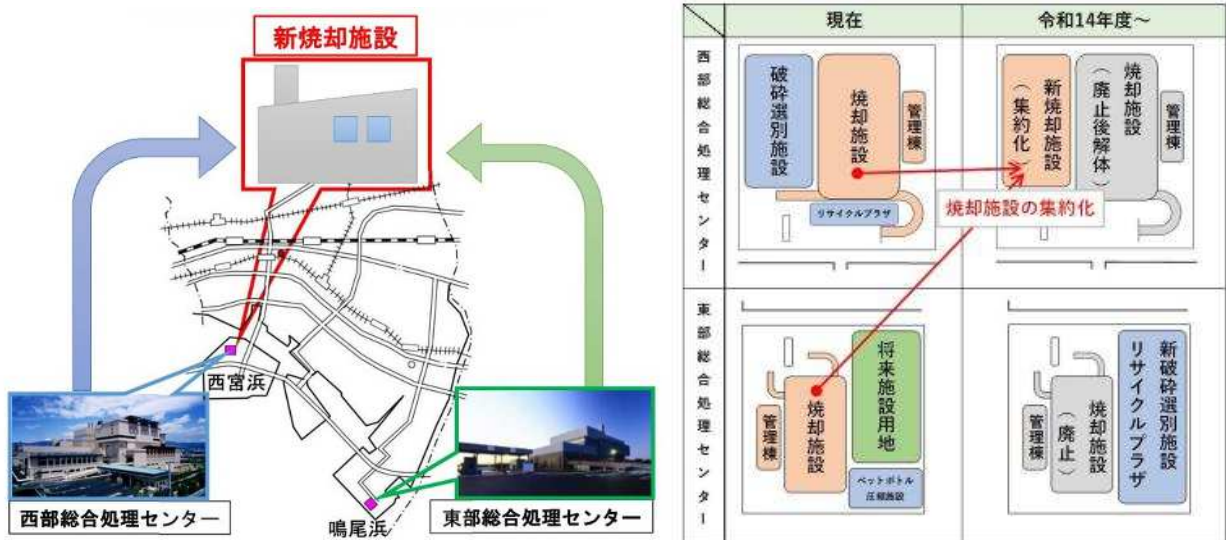


図5-1 焼却施設集約化のイメージ



2. 中間処理施設整備計画

(1) 整備スケジュール

安定的・効率的にごみの処理を継続するために、西部総合処理センター、東部総合処理センターの用地で、計画的に更新整備します。図 5-2 に令和 31 年度までの整備スケジュールを示します。

数字は稼働後年数を示す

施設名	計画期間																														
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31
	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049
西部総合処理センター	現焼却施設	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	旧焼却解体																
	リサイクルプラザ	20	21	22	23	24	25	26	新破碎選別に集約																						
	現破碎選別施設	22	23	24	25	26	27	28												焼却施設集約											
	↓ 新焼却施設	方針決定			調査・計画			建設工事							1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
東部総合処理センター	現焼却施設	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	廃止																
	将来施設用地																														
	PET圧縮施設	19	20	21	22	23	24	25	新破碎選別に集約																						
	↓ 新破碎選別施設	調査・計画			建設工事			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
リサイクルプラザ																															

図 5-2 整備スケジュール

(2) 施設整備方針

施設の整備の際には、ごみ排出量やごみ質の変化、環境負荷の低減、リサイクルの推進、維持管理、災害等をふまえ、計画します。可燃ごみ、不燃・粗大ごみの処理施設の整備の方針を示します。図 5-4 に目標年次（令和 10 年度）（2028）の処理施設の配置を示します。

- 可燃ごみの処理施設

西部総合処理センター焼却施設は、老朽化が進行しており、更新が必要です。

そのため、同一敷地内に、現在 2 施設ある焼却施設を集約した新焼却施設を、令和 14 年度の稼働を目標に整備します。

東部総合処理センター焼却施設は、新焼却施設稼働に伴い廃止する予定です。



- その他不燃ごみ・缶ペットボトル・びん・粗大ごみの処理施設

西部総合処理センター破砕選別施設と、ペットボトル圧縮施設は、両施設とも老朽化が進行しており、更新が必要です。

そのため、東部総合処理センター将来施設用地に、新破砕選別施設を令和8年度の稼働を目標に整備します。

図5-3に新破砕選別施設の完成予想図を示します。



図5-3 東部総合処理センター破砕選別施設完成予想図

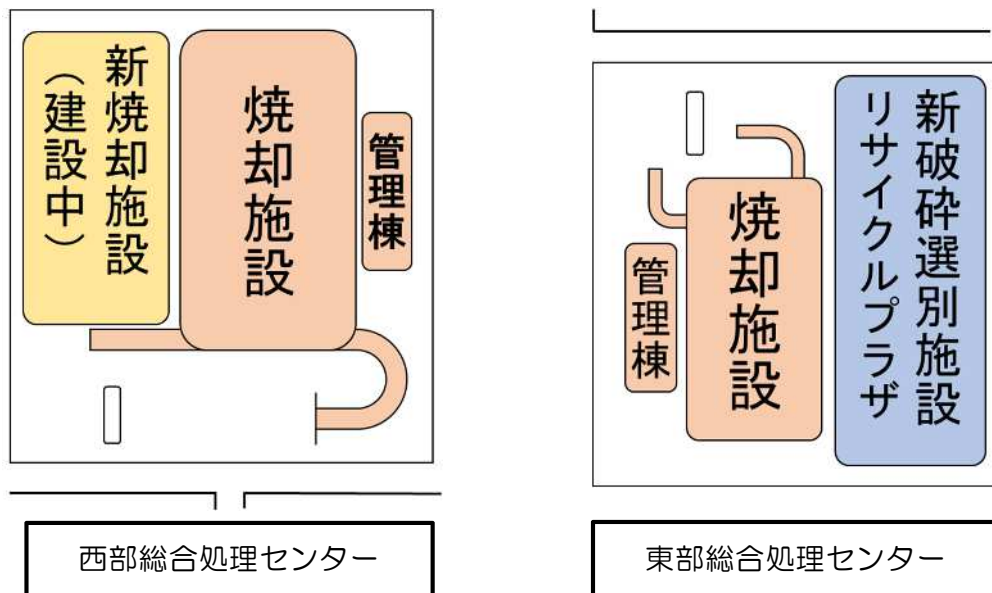


図5-4 目標年次（令和10年度）（2028）の処理施設配置



(3) 広域処理

施設整備の検討にあたり、国のごみ処理広域化の方針等に基づき、広域化計画の可能性について検討するために、次期処理施設の整備時期が近いことや地理的条件を踏まえ、芦屋市と広域処理の可能性について協議・検討を進めた結果、単独整備することになりました。

第3節 最終処分計画

最終処分場については、本市単独では確保が困難な状況にあることから、引き続き大阪湾フェニックス計画に参画し、大阪湾フェニックスセンターの埋立処分地で最終処分します。

焼却残渣の再利用等も検討し、最終処分量の削減にも努めます。

最終処分計画

廃棄物の種類	処理方法	処理施設又は処理委託先
焼却残渣・破碎残渣	埋立処分	大阪湾フェニックスセンター



第6章 災害時における廃棄物処理

第1節 災害廃棄物処理

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震*）等の経験をもとに、地震等災害発生時、一時的に多量発生する災害廃棄物*に対する処理や、他市町で発生した災害廃棄物処理の支援も含めた、「西宮市災害廃棄物処理計画」を策定しています。

また、環境省の「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」に参画し、国、兵庫県や他自治体との情報の共有、広域連携に取り組むとともに、近隣自治体及び民間事業者との間で応援協力に関する協定を締結し、相互協力体制を構築しています。

引き続き、災害により生じた廃棄物を円滑かつ迅速に処理するために、事前の備え、体制の構築を進めていきます。

<現在締結している主な災害応援協定等>

- 「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援協定」（平成17年9月1日）
- 「災害時における生活系一般廃棄物の収集運搬に関する協定」（平成27年5月22日）

災害廃棄物の処理



平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災により、約209万トンの災害廃棄物が発生しました。本市で通常発生するごみ量の11年分に相当しましたが、約2年間で処理を終えることができました。

その経験を生かし、平成16年10月の台風23号では出石町の災害廃棄物を、平成21年8月の台風9号では佐用町災害廃棄物を受け入れ処理、平成23年3月の東日本大震災では宮城県南三陸町のごみ収集、宮城県女川町の災害廃棄物処理に職員を派遣し、他市町村での災害廃棄物処理の支援を行ってきました。



出石町災害ごみ受け入れ
(平成16年12月1日)



南三陸町ごみ収集支援
(平成23年7月)



女川町災害廃棄物処理支援
(平成23年8月～平成24年3月)



第 7 章

生活排水処理基本計画

第 1 節 生活排水処理の現状と課題

1. 生活排水処理の現状

生活排水は、し尿*と生活雑排水（し尿以外の排水で台所排水、洗濯排水、風呂排水等）の 2 つに大きく分類されます。本市では公共下水道*整備事業の進捗に伴い、公共下水道は人口普及率で 99.9%に達し、ほとんどの生活排水を公共下水道で処理し、残りは浄化槽*及びし尿の汲み取り*で処理しています。

本市における生活排水処理体系の概要を図 7-1 に示します。

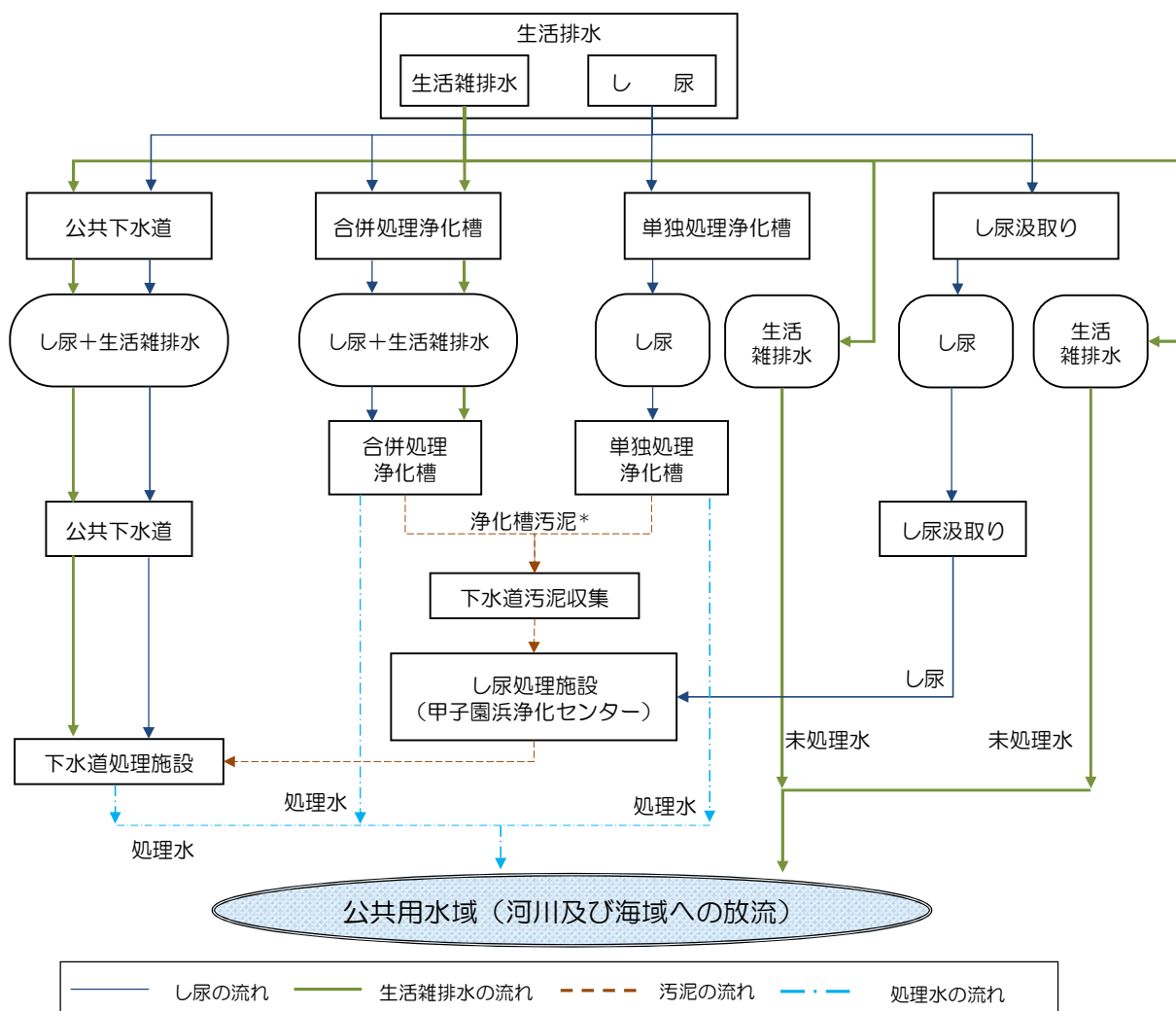


図 7-1 本市における生活排水処理体系の概要



2. 生活排水の処理形態別人口の推移

生活排水処理形態別人口及び推移を表7-1及び図7-2に示します。

本市は、公共下水道がほぼ整備されていることから、単独処理浄化槽の利用者数やし尿処理*の利用者数は年々減少しており、公共下水道の水洗化率は平成28年度末現在で99.70%に達しています。

表7-1 生活排水の処理形態別人口（平成28年度末）

区分	公共下水道	浄化槽	汲み取り	合計 (年度末推計人口)
人口(人)	486,606	1,231	243	488,080
割合(%)	99.70	0.25	0.05	100

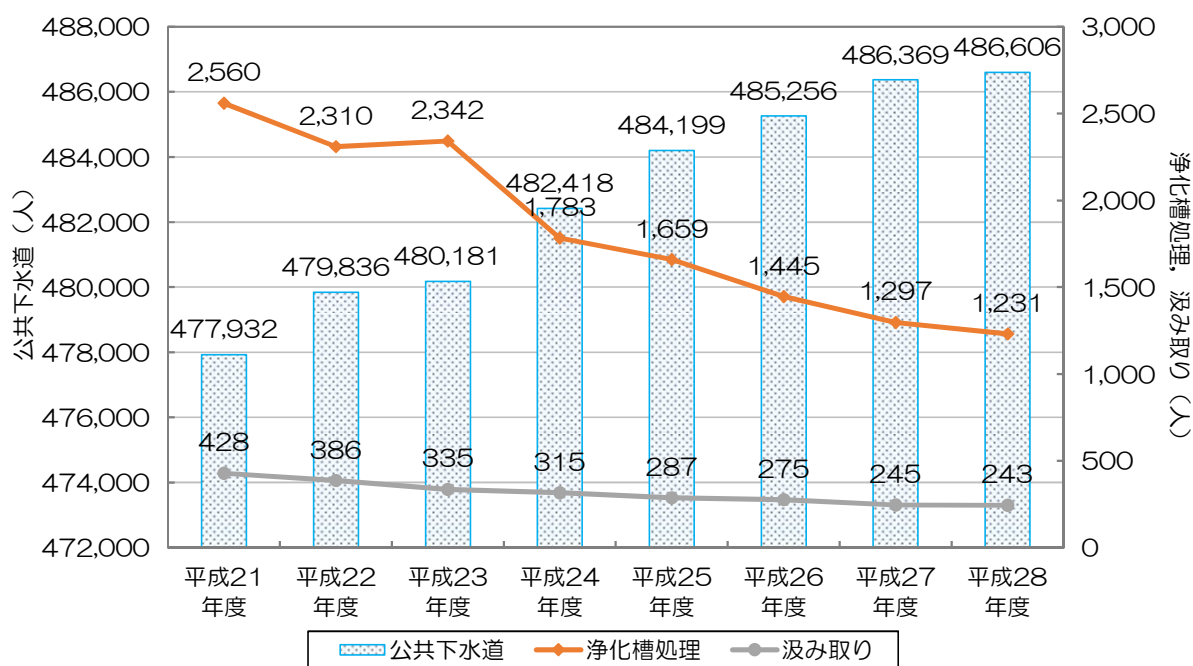


図7-2 生活排水処理形態別人口の推移



3. 公共下水道の整備状況

本市の公共下水道事業は、行政区域 10,018ha のうち、5,587ha について処理区を設定し、本市が事業主体となる単独公共下水道区域（西宮処理区）と、兵庫県が事業主体となり複数の市が協力する2つの流域関連公共下水道区域（武庫川上流処理区、武庫川下流処理区）に分割し、それぞれの処理区に浄化センターを設けて処理を行っています。

公共下水道については、引き続き安定した処理を行うとともに下水道未接続世帯への水洗化の普及を図る必要があります。表 7-2 に公共下水道の整備状況（平成 28 年度末）、図 7-3 に整備計画図及び整備状況図（平成 28 年度末）を示します。

表 7-2 公共下水道の整備状況（平成 28 年度末）

処理区	計画面積 (ha)	処理面積 (ha)	推計人口 (千人) A	処理区域内人口 (千人) B	人口普及率 (%) B/A
本市	3,154	3,109.7	373.6	373.5	99.9
武庫川上流	949	550.9	17.3	17.2	99.4
武庫川下流	1,484	1,119.1	97.2	97.1	99.9
計	5,587	4,779.7	488.1	487.8	99.9

みなさまのお住まいの地域においては、
ほぼ100%公共下水道が利用可能となっていますが、
浄化槽を利用している方もいます。

今後も普及・啓発に努め、公共下水道への切り替えを推進します。



西宮市観光キャラクター

みにゃっこ

みやたん

©たかいよしかず



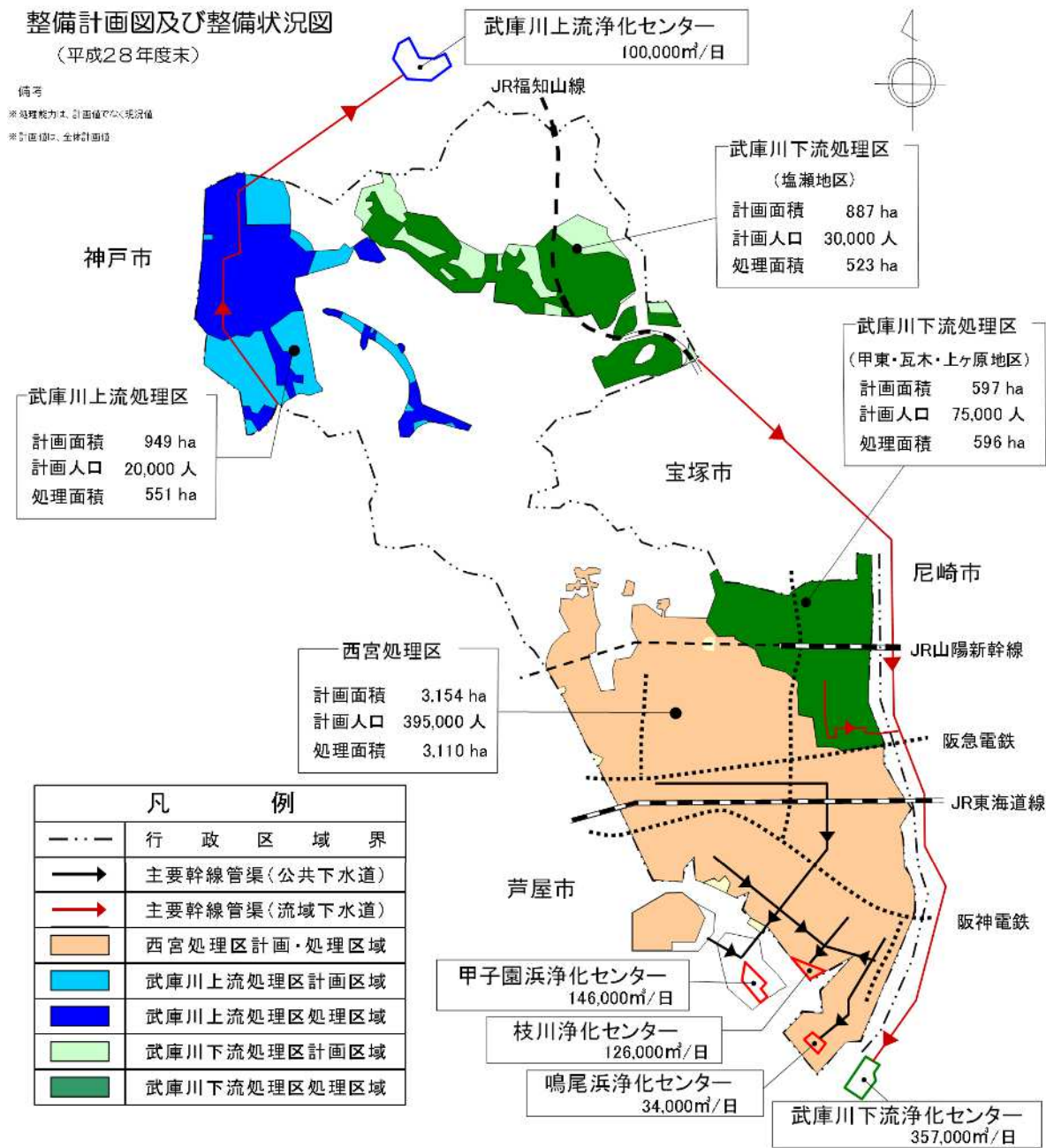


図 7-3 整備計画図及び整備状況図 (平成 28 年度末)



4. 浄化槽の設置状況

本市における浄化槽は、公共下水道処理区域外に設置されているものと、公共下水道処理区域内の下水道未接続者に設置されているものがあります。（公共下水道処理区域とは、現在の市街化区域と将来市街化が予測される区域をいいます。）

浄化槽の設置数は、平成28年度末現在581基で、単独・合併処理浄化槽とともに減少していくものと考えられます。本市では浄化槽管理者に対して、浄化槽法に基づいた定期的な保守点検と清掃の実施について啓発、指導等を行い、また、公共下水道処理区域内の浄化槽については下水道への切り替えを求めています。

表 7-3 浄化槽数（平成28年度末）

区分		基数（基）	人口（人）
単独処理浄化槽	下水道処理区域外	45	45
	下水道処理区域	473	1,097
合併処理浄化槽	下水道処理区域外	43	8
	下水道処理区域	20	81
計		581	1,231

※基数には事業所を含む

備考：単独処理浄化槽（みなし浄化槽）はし尿のみを処理、合併処理浄化槽はし尿と生活雑排水を処理するもので、浄化槽法の改正により平成13年4月以降、設置する場合は合併処理浄化槽のみの対応となります。

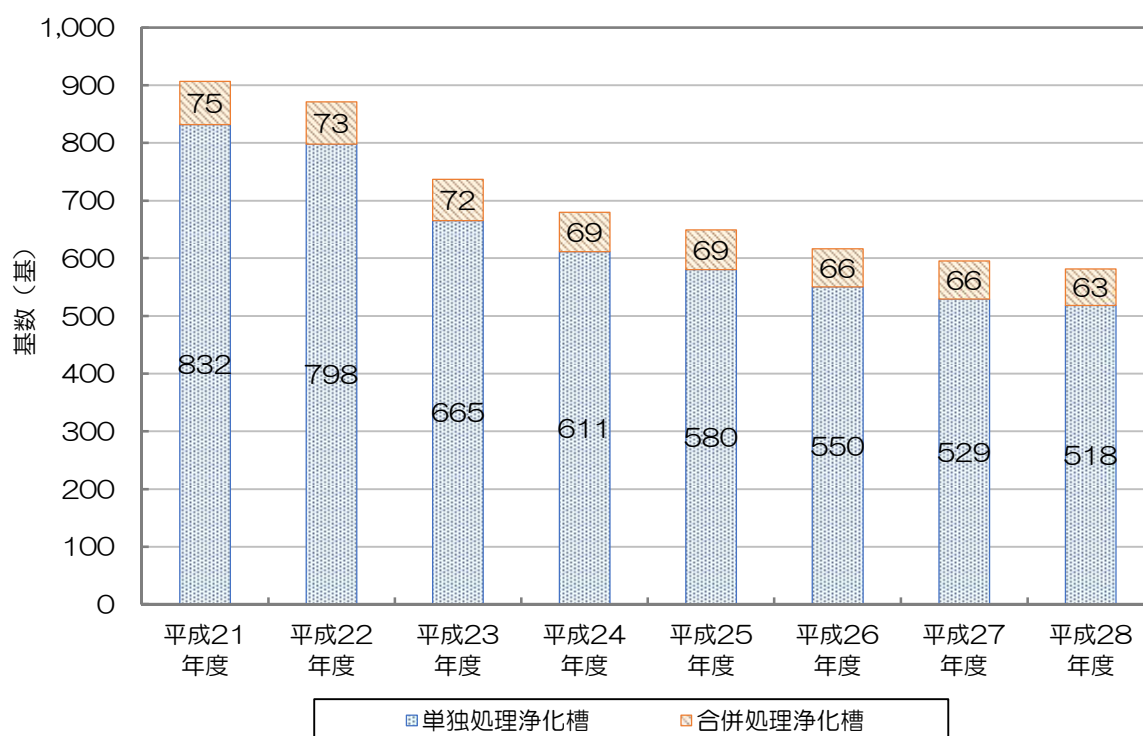


図 7-4 浄化槽数の推移



5. し尿及び浄化槽汚泥の処理状況

本市のし尿収集戸数は、公共下水道の普及に伴い年々減少し、下記の表 7-4 に示すとおり平成 28 年度末現在で、収集戸数は 175 戸（事業所含む）、汲み取り便槽数は 261 便槽となっています。収集作業は全て委託しており、2 週間または 4 週間毎に行う定日収集と、工事現場毎での臨時収集を有料で行っています。また、浄化槽の点検や清掃の際に発生する浄化槽汚泥は、一般廃棄物収集運搬許可業者により収集しており、処理については、し尿、浄化槽汚泥ともに甲子園浜浄化センターで行っています。

し尿収集量及び浄化槽汚泥搬入量は、公共下水道がほぼ整備されていることから、年々減少していますが、引き続き現在の処理体制を継続し、下水道処理区域内のし尿収集については、浄化槽と同じく下水道への切り替えを求めています。

表 7-4 し尿収集戸数及び便槽数（平成 28 年度末）

区分	戸数（戸）	便槽数（便槽）	汲取り人口（人）
下水道処理区域外	60（24）	139	55
下水道処理区域	115（82）	122	188
計	175（106）	261	243

※戸数・便槽数には事業所を含む

※戸数（ ）内は一般家庭戸数

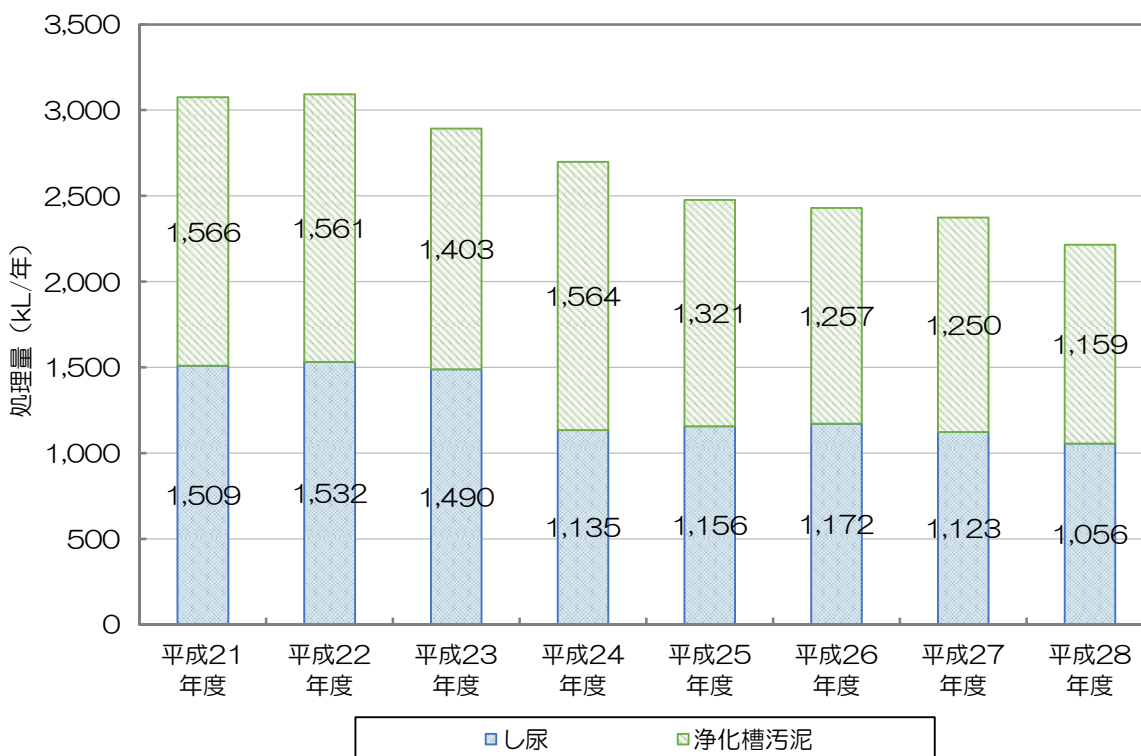


図 7-5 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移



第2節 生活排水処理基本計画

1. 基本方針

生活環境と公共用水域の水質保全を図るため、生活排水については、引き続き公共下水道、浄化槽及びし尿の汲み取りにより処理を行い、未処理のまま河川に放流されないよう、安定かつ確実に処理を行うこととします。

2. 処理計画

- 1) 公共下水道については、安定した処理を行うとともに、下水道未接続世帯への水洗化の普及に努めます。
- 2) 浄化槽については、浄化槽管理者に対して、法定検査の受検や定期的な保守点検、清掃について啓発、指導等を行い、適切な維持管理を促します。
また、下水道処理区域外においては、合併処理浄化槽の普及を図るとともに、現在設置の単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽への転換を勧め、生活排水の適切な処理を推進します。
- 3) し尿収集戸数や浄化槽設置数は、水洗化の推進に伴い減少していくと考えられますが、今後も下水道処理区域外の世帯が残ることから、現行の処理体制を継続します。

第3節 災害応援協定

災害時におけるし尿等の収集処理について、近隣自治体及び民間事業者との間で応援協力に関する協定を締結し、相互協力体制を構築しています。

〈現在締結している主な災害応援協定等〉

- 「緊急時における仮設トイレの確保に関する協定」(平成28年9月1日)
- 「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する応援協定」(平成28年3月25日)



第 8 章 計画の推進

第 1 節 計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCAサイクルにより、継続的に計画の実施、点検・評価、改善・見直しを行っていきます。

PDCAサイクル

「計画（Plan）」、「実施（Do）」、「点検・評価（Check）」、「改善・見直し（Action）」の頭文字をとったもので、プロセスを順に実施し、施策の継続的な改善を図る方法

また、数値目標の達成状況や、各種施策の進捗状況を点検・評価し、各年度の「一般廃棄物処理実施計画、清掃事業概要」で必要に応じ施策の位置づけや既存施策の見直しを行うなど、継続的な改善を図ります。

さらに、「一般廃棄物処理実施計画、清掃事業概要」の実施状況を西宮市環境計画推進パートナーシップ会議へ報告し、検証・評価するとともにその結果を市民へ公表します。その検証・評価結果を踏まえて実施計画の見直し・策定を行います。

PDCAサイクルのイメージを図 8-1 に示します。

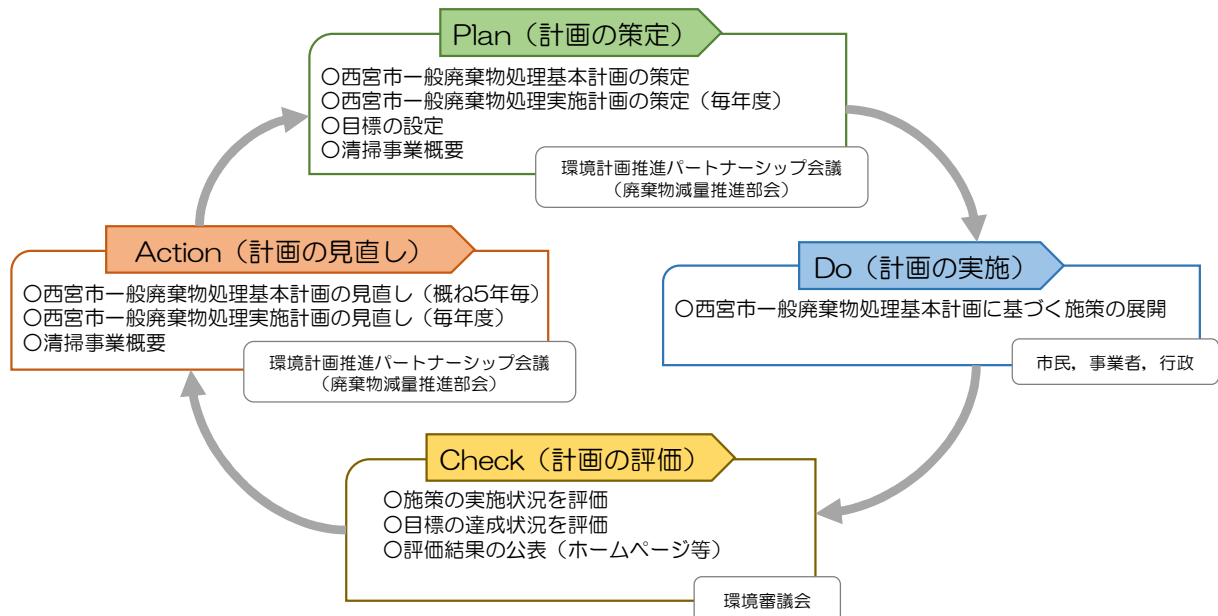


図 8-1 PDCA サイクルのイメージ



資料編

資料編 1 計画策定の経緯

1. 計画策定の経緯

西宮市一般廃棄物処理基本計画策定後
令和元年度から令和3年度まで

年月日	主な内容
令和元年 7月23日	令和元年度 第1回環境計画推進パートナーシップ会議 ・役員体制について ・西宮市の環境施策について ・各部会報告 等
7月31日	令和元年度第1回廃棄物減量推進部会 ・部会長、副部会長の選出について ・西宮市ごみ減量推進計画（チャレンジにしのみや25）の結果報告について ・平成30年度のごみ処理状況について ・現状施策の進捗状況について ・今後、取り組むべき施策と導入に向けてのスケジュールについて
11月20日	令和元年度第2回廃棄物減量推進部会 ・令和元年度「ごみ組成分析調査（生活系・事業系）」について ・分別区分及び収集形態の見直しについて ・指定ごみ袋制度（生活系・事業系）の導入について ・ごみ処理手数料の見直しについて
令和2年 2月19日	令和元年度第3回廃棄物減量推進部会 ・ごみ組成分析調査の結果について ・分別区分及び収集形態の見直しについて ・指定ごみ袋制度の導入について ・処理手数料の改定について
8月28日	令和2年度第1回廃棄物減量推進部会 ・コロナ禍における事業系廃棄物対策の方針について ・廃棄物処理及び清掃に関する条例の改正について～指定袋制度の導入及び分別区分の見直し～（案） ・今後のスケジュール（案）について
10月26日 ～11月25日	「廃棄物処理及び清掃に関する条例の改正（素案）」にかかる意見提出手続きの実施
令和3年 1月22日 ～29日	令和2年度第2回廃棄物減量推進部会（書面開催） ・「廃棄物処理及び清掃に関する条例の改正（素案）」にかかる意見提出手続きの実施結果について ・新規施策に関するスケジュール（案）について
令和3年 5月13日	令和3年度 第1回環境計画推進パートナーシップ会議（リモート） ・役員体制について ・第3次西宮市環境基本計画について ・各部会報告 ・西宮市のプラスチックごみの削減に向けた取組方針について 等
令和4年 2月4日	令和3年度 第2回環境計画推進パートナーシップ会議（書面開催） ・第3次西宮市環境基本計画実績評価に対する審議会意見について ・「プラスチック・スマート・アクションにしのみや」の策定について ・各部会報告 等

令和4年度から

年月日	主な内容
令和4年 6月25日 ～7月25日	「西宮市西部総合処理センター焼却施設整備基本構想（素案）」に係る意見提出手続きの実施
令和4年 7月21日	令和4年度 第1回環境計画推進パートナーシップ会議 ・計画の中間見直しについて ・各部会の報告について ・「プラスチック・スマート・アクションにのみや」の掲示・配布等状況について 等
11月10日	令和4年度 第2回環境計画推進パートナーシップ会議 ・環境まちづくりフォーラム（海洋プラスチック問題）について ・各部会報告 等
令和5年 2月10日	令和4年度第1回廃棄物減量推進部会 ・部会長の選出について ・指定袋制度の導入効果について ・一般廃棄物処理基本計画の進捗状況について ・製品プラスチック一括回収について ・事業系古紙類の再資源化推進について ・一般廃棄物処理基本計画の一部見直しについて ・今後のスケジュールについて
令和5年 5月15日	令和5年度 第1回環境計画推進パートナーシップ会議 ・役員体制について ・第3次西宮市環境基本計画の中間見直しについて 等
6月8日	令和5年度第1回廃棄物減量推進部会 ・部会長、副部会長の選出について ・指定袋制度の導入効果について ・一般廃棄物処理基本計画の進捗について ・一般廃棄物処理基本計画の一部見直しについて ・東部総合処理センター破砕選別施設整備事業について ・今後のスケジュールについて

2. 西宮市環境計画推進パートナーシップ会議 委員名簿
平成31年度(2019年度)～令和2年度(2020年度)

区分	氏名	役職等
学識経験者	佐山 浩	関西学院大学 教授
学識経験者	遠藤 知二	神戸女学院大学 教授
学識経験者	服部 保	兵庫県立大学 名誉教授
学識経験者	花田 眞理子	大阪産業大学 教授
学識経験者	◎小川 雅由	NPO 法人 こども環境活動支援協会 理事
学識経験者	石川 雅紀	神戸大学 名誉教授
学識経験者	北詰 恵一	関西大学 教授
事業所	野島 比佐夫	西宮商工会議所 常務理事・事務局長
事業所	上田 久美子	生活協同組合コープこうべ 理事 (～R1.7.12)
事業所	藤井 智生	生活協同組合コープこうべ マネジャー (R1.7.19～)
事業所	曾我部 宏	辰馬本家酒造株式会社 製造統括部長 (～R2.6.23)
事業所	曾我 浩	日本盛株式会社 専務取締役 (R2.10.1～)
事業所	田邊 周作	西宮労働者福祉協議会 理事 (～R2.8.31)
事業所	鈴木 暁	西宮労働者福祉協議会 理事 (R2.10.30～)
市民	樋口 賢一	西宮市環境衛生協議会 会長
市民	西明 直子	西宮コミュニティ協会 専務理事
市民	○清水 明彦	社会福祉法人西宮市社会福祉協議会 常務理事
市民	米山 清美	西宮市青少年愛護協議会 浜脇地区会長
市民	栗本 佳子	西宮市PTA協議会 会計 (～R1.6.30)
市民	田中 由紀	西宮市PTA協議会 事務局 (R1.7.1～)
市民	山崎 由美	甲東エココミュニティ会議 代表
市民	津高 絵美	公募市民
市民	高橋 和也	公募市民

(氏名欄の◎は「会長」、○は「副会長」を示します。)

※任期：平成31年4月1日から令和3年3月31日まで

※所属・役職等は就任当時

令和3年度（2021年度）～令和4年度（2022年度）

区分	氏名	役職等
学識経験者	佐山 浩	関西学院大学 教授
学識経験者	張野 宏也	神戸女学院大学 教授
学識経験者	◎服部 保	兵庫県立大学 名誉教授
学識経験者	花田 真理子	大阪産業大学 教授
学識経験者	石川 雅紀	神戸大学 名誉教授
学識経験者	北詰 恵一	関西大学 教授
学識経験者	狭間 恵三子	大阪商業大学 教授
事業所	野島 比佐夫	西宮商工会議所 常務理事・事務局長
事業所	藤井 智生	生活協同組合コープこうべ マネジャー
事業所	鈴木 暁	西宮労働者福祉協議会 理事
事業所	曾我 浩	日本盛株式会社 専務取締役
市民	樋口 賢一	西宮市環境衛生協議会 会長
市民	西明 直子	西宮コミュニティ協会 専務理事
市民	○清水 明彦	社会福祉法人西宮市社会福祉協議会 副理事長
市民	平野 美恵子	西宮市青少年愛護協議会 神原地区会長
市民	山本 優子	西宮市PTA協議会 会計（～R4.5.31）
市民	西井 美和	西宮市PTA協議会 会計（R4.7.7～）
市民	山崎 由美	甲東エココミュニティ会議 代表
市民	津高 絵美	公募市民
市民	足立 羽翼	公募市民

（氏名欄の◎は「会長」、○は「副会長」を示します。）

※任期：令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

※所属・役職等は就任当時

令和5年度（2023年度）～令和6年度（2024年度）

区分	氏名	役職等
学識経験者	平井 規央	大阪公立大学大学院 教授
学識経験者	張野 宏也	神戸女学院大学 教授
学識経験者	石丸 京子	園田学園女子大学 非常勤講師
学識経験者	花田 真理子	大阪府立環境農林水産総合研究所 客員研究員
学識経験者	石川 雅紀	叡啓大学 特任教授
学識経験者	北詰 恵一	関西大学 教授
学識経験者	◎狭間 恵三子	大阪商業大学 教授
事業所	藤田 邦夫	西宮商工会議所 専務理事
事業所	藤井 智生	生活協同組合コープこうべ マネジャー
事業所	鈴木 暁	西宮労働者福祉協議会 副会長
事業所	曾我 浩	日本盛株式会社 専務取締役
市民	樋口 賢一	西宮市環境衛生協議会 会長
市民	畑田 良昭	西宮コミュニティ協会 副理事長
市民	○清水 明彦	社会福祉法人西宮市社会福祉協議会 副理事長
市民	内田 宏美	西宮市青少年愛護協議会 平木地区会長
市民	山崎 由美	甲東エココミュニティ会議 代表
市民	津高 絵美	公募市民
市民	達川 明久	公募市民

（氏名欄の◎は「会長」、○は「副会長」を示します。）

※任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

3. 西宮市廃棄物減量推進部会 構成名簿

平成31年度（2019年度）～令和2年度（2020年度）

区分	氏名	役職等
環境計画推進パートナーシップ会議委員	◎花田 真理子	大阪産業大学 教授
	石川 雅紀	神戸大学大学院 名誉教授
	小川 雅由	NPO 法人 子ども環境活動支援協会 理事
	○野島 比佐夫	西宮商工会議所 常務理事
	藤井 智生	生活協同組合コープこうべ マネジャー
	樋口 賢一	西宮市環境衛生協議会 会長
	山崎 由美	甲東エココミュニティ会議 代表
事業者代表	川越 勉	にしのみや環境サポート協同組合 (株ヤマサ環境エンジニアリング 常務取締役)
	櫻田 健太	西宮商工会議所 (株山一商会 代表取締役社長)
市役所関係	清 献一郎	学校教育課 指導主事

(氏名欄の◎は「部会長」、○は「副部会長」を示します。)

※所属・役職等は就任当時

令和3年度（2021年度）～令和4年度（2022年度）

区分	氏名	役職等
環境計画推進パートナーシップ会議委員	◎花田 真理子	大阪産業大学 教授
	石川 雅紀	神戸大学大学院 名誉教授
	○野島 比佐夫	西宮商工会議所 常務理事
	藤井 智生	生活協同組合コープこうべ マネジャー
	樋口 賢一	西宮市環境衛生協議会 会長
	山崎 由美	甲東エココミュニティ会議 代表
	足立 羽翼	公募市民
事業者代表	川越 勉	にしのみや環境サポート協同組合 (株ヤマサ環境エンジニアリング 常務取締役)
	櫻田 健太	西宮商工会議所 (株山一商会 代表取締役社長)
市役所関係	安部 洋一郎	学校教育課 指導主事 (令和3年度)

(氏名欄の◎は「部会長」、○は「副部会長」を示します。)

※所属・役職等は就任当時

令和5年度（2023年度）～令和6年度（2024年度）

区分	氏名	役職等
環境計画推進パートナーシップ会議委員	花田 眞理子	大阪府立環境農林水産総合研究所 客員研究員
	石川 雅紀	叡啓大学 特任教授
	藤田 邦夫	西宮商工会議所 専務理事
	藤井 智生	生活協同組合コープこうべ マネジャー
	樋口 賢一	西宮市環境衛生協議会 会長
	山崎 由美	甲東エココミュニティ会議 代表
事業者代表	西岡 佑	にしのみや環境サポート協同組合 (株)ダストマンサービス 執行役員 営業統括部長
	櫻田 健太	西宮商工会議所 (株)山一商会 代表取締役社長

資料編 2 計画の経緯・概要

	策定年度	計画目標年度	主な施策及び実施時期
第1回	昭和60年 12月策定	平成12(2000)年度	H2.4 大阪湾フェニックス計画埋立地において処分開始
第2回	平成2年 8月策定	平成18(2006)年度	H5.4 不燃物のコンテナ収集を市内全域で開始 H9.6 家庭系粗大ごみの有料収集開始 H9.7 再生資源集団回収実施団体奨励金制度の導入 H9.8 西部総合処理センター焼却施設及び破碎選別施設竣工 H9.9 資源(資源A、資源B)の分別収集開始
第3回	平成10年 10月策定	平成24(2012)年度	H11.5 リサイクルプラザ竣工 H12.10 ペットボトル圧縮保管施設建設竣工 H13.4 ペットボトルを市内全域で収集開始
第4回	平成17年 8月策定	平成31(2019)年度	H22.4 焼却灰の一部セメント化処理を開始
第5回	平成23年 1月策定	平成37(2025)年度	H24.12 東部総合処理センター焼却施設竣工 H25.4 その他プラを市内全域で収集開始
第6回	平成28年 12月策定	平成43(2031)年度	H29.4 使用済小型家電のBOX回収開始
第7回	平成31年 3月策定	令和10(2028)年度	R10年度 ごみ処理の将来目標値設定

資料編 4 ごみ排出量及び処理量の将来推計

項目	推計式等	令和4年度 の発生割合	和暦 西暦	実績				
				実績値：西宮市清掃事業概要より				
				平成25年度 2013	平成26年度 2014	平成27年度 2015	平成28年度 2016	平成29年度 2017
A 人	-	-	人	486,145	486,976	487,911	488,080	487,207
B ごみ総排出量	C+D	-	t/年	178,602	176,973	176,403	173,754	172,035
一人一日平均 (g)		-	g/人日	1,007	996	988	975	967
b1 集団回収量	-	-	t/年	13,120	12,897	12,498	11,974	11,377
b2 資源A・B	-	-	t/年	7,445	7,214	6,755	6,227	5,918
資源A	-	-	t/年	3,881	3,728	3,564	3,273	3,059
資源B	-	-	t/年	3,564	3,486	3,191	2,954	2,859
b3 小型家電BOX回収	-	-	t/年	0	0	8	10	20
C ごみ排出量	c1+c2+c3+c4+c5+c6	-	t/年	158,037	156,862	157,143	155,544	154,720
c1 可燃ごみ	d1+e1	-	t/年	143,365	142,130	141,896	140,216	139,355
c2 不燃ごみ	d2+e2	-	t/年	7,324	7,165	7,214	7,087	7,151
c3 粗大ごみ	d3+e3	-	t/年	5,160	5,161	5,475	5,615	5,515
c4 汚物等	d4+e4	-	t/年	14	12	12	11	11
c5 ペットボトル	d5	-	t/年	609	648	598	722	705
c6 その他プラ	d6	-	t/年	1,565	1,746	1,948	1,893	1,983
D 生活系ごみ排出量	c1+d2+d3+d4+d5+d6	-	t/年	93,916	92,316	92,159	90,780	90,629
一人一日平均 (g)		-	g/人日	529	519	516	510	510
d1 可燃ごみ	-	-	t/年	81,114	79,772	79,072	77,660	77,108
d2 不燃ごみ	-	-	t/年	6,548	6,273	6,362	6,238	6,318
d3 粗大ごみ	-	-	t/年	4,068	3,866	4,168	4,257	4,507
d4 汚物等	-	-	t/年	12	11	10	9	9
d5 ペットボトル	-	-	t/年	609	648	598	722	705
d6 その他プラ	-	-	t/年	1,565	1,746	1,948	1,893	1,983
E 事業系ごみ排出量	e1+e2+e3+e4	-	t/年	64,121	64,547	64,984	64,765	64,091
一日平均 (t)		-	t/日	176	177	178	177	176
e1 可燃ごみ	-	-	t/年	62,251	62,358	62,823	62,556	62,247
e2 不燃ごみ	-	-	t/年	776	892	852	849	833
e3 粗大ごみ	-	-	t/年	1,091	1,295	1,307	1,358	1,009
e4 汚物等	-	-	t/年	2	2	2	2	2
F 中間処理量	-	-	t/年	156,968	154,395	153,189	153,668	153,924
f1 焼却処理量	(C+b2)×90.3%	90.3%	t/年	152,003	150,115	148,725	149,511	149,955
西部総合処理センター	f1×57.0%	53.7%	t/年	89,365	86,776	87,550	87,272	85,405
東部総合処理センター	f1×43.0%	46.3%	t/年	62,638	63,339	61,175	62,239	64,550
内訳								
可燃ごみ	f1-c4-破碎可燃等	-	t/年	144,470	142,057	140,488	140,955	141,247
汚物等	c4	-	t/年	14	12	12	11	11
破碎可燃等	f2×68.7%	66.8%	t/年	7,519	8,046	8,225	8,545	8,697
f2 破碎選別処理	-	-	t/年	12,484	12,326	12,689	12,702	12,666
内訳								
不燃ごみ	c2	-	t/年	7,324	7,165	7,214	7,087	7,151
粗大ごみ	c3	-	t/年	5,160	5,161	5,475	5,615	5,515
f3 ペットボトル圧縮施設	c5	-	t/年	609	648	598	722	705
f4 その他プラ中間処理	c6	-	t/年	1,565	1,746	1,948	1,893	1,983
G 最終処分量	g1+g2	-	t/年	23,652	24,021	23,633	22,784	21,227
埋立処分量	G÷B	-	%	13.2%	13.6%	13.4%	13.1%	12.3%
g1 焼却残渣	(f1×14.8%)-h5	-	t/年	22,771	23,359	22,675	22,065	20,671
g2 不燃残渣	f2×4.4%	9.1%	t/年	881	662	958	719	556
H リサイクル率	h1+h2+h3+h4+h5	-	t/年	27,876	27,156	26,329	25,245	24,512
	H÷B	-	%	15.6%	15.3%	14.9%	14.5%	14.2%
h1 資源A・B	b2	-	t/年	7,445	7,214	6,755	6,227	5,918
h2 集団回収量	b1	-	t/年	13,120	12,897	12,498	11,974	11,377
h3 再商品化量	-	-	t/年	1,910	2,071	2,220	2,293	2,275
ペットボトル	c5×86.8%	80.6%	t/年	609	648	598	636	612
その他プラ	c6×80.1%	88.4%	t/年	1,301	1,423	1,598	1,596	1,589
使用済小型家電	-	-	t/年	-	-	24	61	74
内訳								
BOX回収	-	-	t/年	-	-	8	10	20
ピックアップ回収	-	-	t/年	-	-	16	51	54
h4 中間処理後資源化量	-	-	t/年	4,102	3,675	3,556	3,451	3,442
鉄類	f2×15.4%	14.4%	t/年	2,303	2,071	2,026	2,003	1,952
ガラス類	f2×7.8%	5.1%	t/年	1,457	1,262	1,158	1,051	983
非鉄金属類	f2×3.1%	4.0%	t/年	231	226	261	291	387
その他	f2×0.9%	0.3%	t/年	111	116	111	106	120
h5 セメント化量	-	-	t/年	1,299	1,299	1,300	1,300	1,500
焼却残渣	1,500tで推移	-	t/年	1,299	1,299	1,300	1,300	1,500
I 余熱利用量	i1×3.6+i2	-	GJ	253,942	246,115	238,430	239,869	248,713
余熱利用率	I×10 ³ ÷(f1×i3)	-	%	16.9%	16.4%	17.3%	16.4%	16.2%
i1 発電量	-	-	MWh	65,293	62,757	62,107	62,379	64,984
i2 場外利用	過去5年実績の平均	-	GJ	18,887	20,190	14,844	15,305	14,771
i3 可燃ごみLHV	過去5年実績の平均	-	kJ/kg	9,900	9,983	9,291	9,799	10,248

					推計					
	計画開始				中間目標		計画目標			
平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
486,768	486,799	484,974	483,537	483,559	485,844	484,713	483,712	482,776	480,711	478,624
172,162	168,853	162,064	161,493	150,188	150,502	148,825	147,602	146,958	145,704	143,696
969	948	916	915	851	846	841	836	834	828	823
10,898	10,212	9,402	9,194	8,855	8,606	8,249	7,936	7,641	7,350	7,038
5,813	5,370	5,345	5,416	5,646	5,340	5,011	4,701	4,416	4,156	3,854
2,900	2,729	2,908	3,051	3,143	2,969	2,781	2,604	2,451	2,301	2,139
2,913	2,641	2,437	2,365	2,503	2,371	2,230	2,097	1,965	1,855	1,715
23	28	33	41	54	54	54	54	54	54	53
155,428	153,243	147,284	146,842	135,633	136,502	135,511	134,911	134,847	134,144	132,751
139,268	137,243	130,647	130,274	118,194	118,415	117,175	116,308	115,460	114,675	113,280
7,355	7,096	7,479	7,252	6,704	6,754	6,720	6,706	6,693	6,683	6,636
6,057	6,049	6,040	5,960	5,870	6,042	6,138	6,251	6,366	6,482	6,561
11	10	9	9	8	8	8	8	8	8	8
731	736	788	838	1,009	1,017	1,011	1,009	1,007	1,006	999
2,006	2,109	2,321	2,509	3,848	4,266	4,459	4,629	5,313	5,290	5,267
90,620	90,648	91,216	90,685	83,496	83,975	83,249	82,758	82,794	82,172	81,146
510	509	515	514	473	472	471	469	470	467	464
76,336	76,182	76,004	75,469	67,450	67,292	66,310	65,548	64,798	64,092	63,054
6,523	6,318	6,827	6,625	6,070	6,115	6,084	6,072	6,060	6,051	6,008
5,015	5,294	5,268	5,236	5,112	5,278	5,378	5,493	5,609	5,726	5,811
9	9	8	8	7	7	7	7	7	7	7
731	736	788	838	1,009	1,017	1,011	1,009	1,007	1,006	999
2,006	2,109	2,321	2,509	3,848	4,266	4,459	4,629	5,313	5,290	5,267
64,808	62,595	56,068	56,157	52,137	52,527	52,262	52,153	52,053	51,972	51,605
178	171	154	154	143	144	143	143	143	142	141
62,932	61,061	54,643	54,805	50,744	51,123	50,865	50,760	50,662	50,583	50,226
832	778	652	627	634	639	636	634	633	632	628
1,042	755	772	724	758	764	760	758	757	756	750
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
151,361	150,398	144,175	143,494	131,727	132,380	131,209	130,420	130,139	129,305	127,783
147,001	147,642	139,112	139,214	127,554	128,132	126,940	126,118	125,803	124,934	123,402
81,051	777,881	74,641	72,543	68,435	68,807	68,167	67,725	67,556	67,090	66,267
65,950	69,761	64,471	66,671	59,119	59,325	58,773	58,393	58,247	57,844	57,135
137,938	137,243	130,647	130,274	119,145	119,576	118,343	117,455	117,072	116,132	114,578
11	10	9	9	8	8	8	8	8	8	8
9,052	10,389	8,456	8,932	8,401	8,548	8,589	8,655	8,723	8,794	8,816
13,412	13,145	13,519	13,212	12,574	12,796	12,858	12,957	13,059	13,165	13,197
7,355	7,096	7,479	7,252	6,704	6,754	6,720	6,706	6,693	6,683	6,636
6,057	6,049	6,040	5,960	5,870	6,042	6,138	6,251	6,366	6,482	6,561
731	736	788	838	1,009	1,017	1,011	1,009	1,007	1,006	999
2,006	2,109	2,321	2,509	3,848	4,266	4,459	4,629	5,313	5,290	5,267
21,607	20,732	20,945	20,193	18,828	18,628	18,457	18,345	18,307	18,189	17,964
12.6%	12.3%	12.9%	12.5%	12.5%	12.4%	12.4%	12.4%	12.5%	12.5%	12.5%
20,921	19,804	20,059	19,271	17,687	17,464	17,287	17,166	17,119	16,991	16,763
686	928	886	922	1,141	1,164	1,170	1,179	1,188	1,198	1,201
24,240	23,075	22,386	22,355	23,382	23,228	22,722	22,270	22,317	21,770	21,136
14.1%	13.7%	13.8%	13.8%	15.6%	15.4%	15.3%	15.1%	15.2%	14.9%	14.7%
5,813	5,370	5,345	5,416	5,646	5,340	5,011	4,701	4,416	4,156	3,854
10,898	10,212	9,402	9,194	8,855	8,606	8,249	7,936	7,641	7,350	7,038
2,452	2,553	2,746	3,010	4,388	4,740	4,906	5,054	5,658	5,636	5,609
626	607	655	705	813	820	815	813	812	811	805
1,751	1,839	1,962	2,169	3,401	3,771	3,942	4,092	4,697	4,676	4,656
75	107	129	136	174	149	149	149	149	149	148
23	28	33	41	54	54	54	54	54	54	53
52	79	96	95	120	95	95	95	95	95	95
3,578	3,443	3,395	3,237	2,995	3,042	3,056	3,079	3,102	3,128	3,135
1,981	1,959	2,009	1,899	1,814	1,843	1,852	1,866	1,880	1,896	1,900
958	860	749	718	641	653	656	661	666	671	673
532	532	592	586	502	512	514	518	522	527	528
107	92	45	34	38	34	34	34	34	34	34
1,499	1,497	1,498	1,498	1,498	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
1,499	1,497	1,498	1,498	1,498	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
239,343	242,465	208,580	214,283	202,332	196,584	194,784	193,542	193,063	191,753	189,434
14.8%	14.9%	14.0%	14.5%	14.7%	14.2%	14.2%	14.2%	14.2%	14.2%	14.2%
62,573	62,932	55,936	58,773	55,350	53,805	53,305	52,960	52,827	52,463	51,819
14,080	15,910	7,210	2,700	3,072	2,886	2,886	2,886	2,886	2,886	2,886
11,005	11,053	10,691	10,629	10,798	10,798	10,798	10,798	10,798	10,798	10,798

注) 四捨五入の関係で、数値の合計が合致しない場合があります。

=====
=====
＜ あ行 ＞
=====

○圧縮施設（あっしゅくしせつ）

ペットボトルやその他プラ等の貯留・選別を行い、圧縮梱包機にて直方体に成型した後に保管し、リサイクル業者等へ引き渡すための処理施設です。

○委託業者（いたくぎょうしゃ）

市内から発生する生活系ごみを収集運搬する市が委託した民間事業者のことです。

○一般廃棄物（いっぱんはいきぶつ）

産業廃棄物以外の廃棄物です。一般廃棄物は「ごみ」と「生活排水」に分類されます。

また「ごみ」は、一般家庭の日常生活に伴って生じる「生活系ごみ」と、商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じる「事業系ごみ」に分類されます。

○大阪湾フェニックス計画（おおさかわんふいえにつくすけいかく）

近畿2府4県168市町村の広域処理対象区域から発生する廃棄物の適正な最終処分を行うために、埋立処分場の整備等に関する基本的な事項を定めた計画です。正式名称は「大阪湾圏域処理場整備基本計画」です。

○大阪湾フェニックスセンター（おおさかわんふいえにつくすせんたー）

広域臨海環境整備センター法に基づく近畿2府4県168市町村が出資により設立された最終処分場整備事業実施団体です。正式名称は「大阪湾広域臨海環境整備センター」です。

○温室効果ガス（おんしつこうかがす）

地球温暖化に影響を及ぼすガスで、焼却により発生する温室効果ガスは二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素が該当します。

=====
=====
＜ か行 ＞
=====

○可燃残渣（かねんざんさ）

ペットボトルやその他プラの中間処理工程で発生するリサイクルできないプラスチック類等で、焼却施設で焼却処理を行います。

○環境学習都市（かんきょうがくしゅうとし）

これまでの自然との関わりを考え、環境に対する理解を深め、自然・歴史や文化・産業・伝統といった地域資源を活用しながら、地球や地球環境との望ましい関係を築いていくために学びあう都市を意味します。本市は平成15年12月、全国初の「環境学習都市宣言」を行いました。

○行政収集（ぎょうせいしゅうしゅう）

市内から発生する生活系一般廃棄物の一部について、市が直接行う収集業務です。

○許可業者（きょかぎょうしゃ）

市内から発生する一般廃棄物を収集運搬する市より許可を得た民間事業者のことです。

○汲み取り（くみとり）

委託業者によるし尿の収集のことをいいます。下水道管への接続が難しい地域のトイレや仮設トイレ（工事現場等）の場合は、し尿の汲み取りが必要となります。

○公共下水道（こうきょうげすいどう）

主に市街地の下水を排除・処理するため、原則として市町村が管理する施設のことです。

○ごみ減量等推進員（ごみげんりょうとうすいしんいん）

市長が2年の任期で委嘱し、一般廃棄物の減量及び適正な処理並びに清潔で快適な生活環境の確保に向け、地域活動を推進するリーダーのことをいいます。

○ごみ処理基本計画（ごみしよりきほんけいかく）

一般廃棄物処理基本計画のうち、ごみ処理に関する事項について定めた計画です。

===== < さ行 > =====

○災害廃棄物（さいがいはいきぶつ）

地震や洪水などの災害によって、倒れたり焼けたりした建物の解体撤去に伴い発生する廃棄物のことです。がれき類や木くず、コンクリート塊、金属くずの他、家財道具等も含まれます。

○最終処分（さいしゅうしょぶん）

ごみ処理の過程での最終的な処分のことで、埋立処分または海洋投入処分のことをいいます。現在、西宮市内には最終処分場がない為、大阪湾フェニックス計画埋立処分場にて、焼却灰、集じん灰、不燃残渣の最終処分を行なっています。

○産業廃棄物（さんぎょうはいきぶつ）

廃棄物処理法第二条四項で規定される、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど政令で定める20種類の廃棄物を意味します。

○事業系ごみ（じぎょうけいごみ）

廃棄物のうち、事業活動に伴って生じた廃棄物を意味します。

○し尿（しにょう）

人体から排出される大便と小便の混合物のことをいいます。

○し尿処理（しにょうしより）

一般廃棄物のうち、し尿の処理のことをいいます。

○集団回収（しゅうだんかいしゅう）

自治会、子供会、婦人会、PTA、老人会、その地域団体が中心となって古紙などの資源を集め、これを回収業者に引き取ってもらうことにより資源化を推進することで、西宮市では「再生資源集団回収実施団体奨励金」制度を導入しています。

○循環型社会形成推進地域計画（じゅんかんがたしゃかいけいせいすいしんちいきけいかく）

循環型社会の形成を推進するための基本的な事項を定めた計画です。
循環型社会形成推進交付金制度を活用して、施設整備を行おうとする際に必要となる計画です。

○浄化槽（じょうかそう）

浄化槽は、し尿と台所や風呂等から排出される生活雑排水をきれいに処理し、公共用水域へ放流する施設のことをいいます。し尿と生活雑排水をあわせて処理ができる浄化槽を「合併処理浄化槽」といい、し尿のみを処理する浄化槽を「単独処理浄化槽（みなし浄化槽）」といいます。現在、単独処理浄化槽の新設は、浄化槽法で禁止されています。

○浄化槽汚泥（じょうかそうおでい）

合併あるいは単独処理浄化槽の点検や清掃時に発生する汚泥のことをいいます。

○焼却残渣（しょうきゃくざんさ）

焼却施設の焼却処理工程から最終的に排出される残渣です。ただし、溶融固化物は除かれます。

○焼却施設（しょうきゃくしせつ）

廃棄物のうち、可燃ごみを焼却処理する施設のことをいいます。

○食品ロス（しょくひんロス）

食べられるのに捨てられてしまう食品のことをいいます。

○水銀廃棄物（すいぎんはいきぶつ）

水銀廃棄物は、蛍光灯、電球、乾電池、ボタン電池、水銀体温計などの水銀を含む廃棄物のことをいいます。

○生活系ごみ（せいかつけいごみ）

一般廃棄物のうち、家庭生活の中から発生する廃棄物のことをいいます。

○生活排水処理基本計画（せいかつはいすいしよりにきほんけいかく）

一般廃棄物処理基本計画のうち、生活排水処理に関する事項について定めた計画のことをいいます。

○切断機（せつだんき）

油圧式の上刃が押切りをする装置で、主に畳を細かく切断する際に使用します。

○せん断機（せんだんき）

油圧式の上刃がハサミのように運動をする装置で、主にマットレスを細かくせん断する際に使用します。

===== < た行 > =====

○中間処理（ちゅうかんしより）

廃棄物の性状に応じて焼却、破碎・選別、圧縮・梱包等を行い、廃棄物を減量・減容化、安定化、無害化、資源化することをいいます。

○2R（つーあーる）

Reduce（減らす）・Reuse（再使用）の2つの頭文字Rをとったものです。これまではRecycle（再生利用）を加えて3Rとしてきましたが、Recycleが浸透し、さらにごみの発生を抑制する2Rに転換されました。その他に、Refuse（断る）・Repair（修理）を加えて5Rといわれることがあります。

○適正処理困難物（てきせいしよりこんなんぶつ）

市町村が処理する一般廃棄物のうち、全国的に適正な処理が困難なものをいいます。環境大臣が指定する品目で、現在、タイヤ・テレビ・冷蔵庫・スプリング入りマットレスの4品目が指定されています。

○展開検査（てんかいけんさ）

ごみ収集車で処理施設に搬入された燃やすごみの中に、不適物が混ざっていないかを調べる検査のことです。

○特定事業者（とくていじぎょうしゃ）

西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第八条で定める規模以上の建築物を事業の用に供する事業者のことをいいます。

===== < な行 > =====

○生ごみ3きり運動（なまごみさんきりうんどう）

買った食材を使い切る「使いきり」、食べ残しをしない「食べきり」、ごみを出す前に水を切る「水きり」、これら3つの「きり」をキーワードとして、生ごみの削減を目指す取り組みのことです。

○西宮市一般廃棄物処理実施計画（にしのみやしいっぱんはいきぶつしよりじっしけいかく）

一般廃棄物処理基本計画に基づき、年度ごとに一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画です。

○西宮市環境基本計画（にしのみやしかんきょうきほんけいかく）

西宮市による、環境学習都市宣言を具体的に実現するための計画です。「学びあい」・「参画・協働」・「循環」・「共生」・「ネットワーク」の5つの行動憲章を持続可能なまちづくりのための基本目標としています。

○西宮市ごみ減量推進計画（にしのみやしごみげんりょうすいしんけいかく）

通称「チャレンジにしのみや25」と呼ばれ、西宮市による、環境学習都市宣言の精神を具現化するため、ごみ減量等の数値目標と目標年次・目標達成に向けた取り組み施策等を策定し、持続可能な循環型社会の実現を目指した計画です。

最終目標年度である平成30年度までに、基準年度である平成17年度のごみ排出量に対して、25%減量することを目標としています。

○西宮市災害廃棄物処理計画（にしのみやしさいがいはいきぶつしよりけいかく）

災害廃棄物の処理について定めた計画です。

○西宮市産業振興計画（にしのみやしさんぎょうしんこうけいかく）

西宮市による、まちの活力や独自性をより強化し、地域経済の担い手となる産業界の自助努力を支援するために、5年先の産業振興の指針となる計画です。

○西宮市食品ロス削減パートナー制度

西宮市が定める一定の登録要件を満たす事業者を西宮市のパートナーとして認定。事業者自らが食品ロスの削減に努めるとともに、その取組を通じて市民への食品ロスの削減についての認知を図ることによって、市民・事業者・行政が協働し、食品ロスの削減を推進することを目的とした制度です（令和3年度から実施）。

○西宮市総合計画（にしのみやしそうごうけいかく）

西宮市総合計画は、本市の最上位計画であり、長期的なまちづくりの基本的方向と、施策や事業を総合的、体系的に示すものです。

○西宮市レジ袋削減推進委員会（にしのみやしれじぶくろさくげんすいしんいんかい）

ごみの減量と資源化を推進するためレジ袋削減に向けた取り組みや買い物袋持参促進など容器包装削減をめざし、市民・事業者・行政の三者によるレジ袋削減協定の締結や、レジ袋削減キャンペーンを実施するために設置された委員会です。

○西宮版ピリカ

スマートフォンがあれば、だれでも気軽に、ごみ拾いの様子を世界中に発信できる、SNSとごみ拾いを連動させたアプリケーションで、アイヌ語で「美しい」「きれい」という意味です。ポイ捨てごみや不法投棄物がそのまま放置されると、さらなるポイ捨て行為等を引き起こす要因となることから、不法投棄やポイ捨てごみをなくすためには、日頃からまちの美観や清潔の保持に努める必要があります。住み慣れた地域を市民や事業者が自ら清掃する、地域清掃活動を活発化することが重要と考え、より多くの市民や事業者を巻き込み、自主的な清掃活動の裾野を広げる新たな取り組みとして、令和2年度より導入を開始しました。

○(公財)日本容器包装リサイクル協会

(こうえきざいだんほうじん にほんようきほうそうりさいくるきょうかい)
容器包装リサイクル法に基づく特定事業者等からの受託によって分別基準適合物の再商品化を行い、容器包装廃棄物の再商品化に関する普及や啓発、情報収集、提供を行う団体です。

===== < は行 > =====

○灰 (はい)

焼却施設の焼却炉でごみを燃やしたときに出る燃えかすです。

○廃棄物 (はいきぶつ)

ごみ・粗大ごみ・燃えがら・汚泥・ふん尿・廃油・廃酸・廃アルカリ・動物の死体・その他の汚物・不要物であって、固形状または液状のものを意味します。

○破碎残渣 (はさいざんさ)

破碎選別施設の破碎処理工程で最終的に排出され最終処分される残渣です。主にガラスくずや陶磁器くずです。

○破碎選別施設 (はさいせんべつしせつ)

破碎工程や選別工程で不燃ごみや粗大ごみを減容・減量・資源化する施設のことをいいます。

○(公財)ひょうご環境創造協会

(こうえきざいだんほうじん ひょうごかんきょうそうぞうきょうかい)
環境に関する兵庫県民、県内の事業者の実践活動の促進及び行政との連携・調整、環境に関する調査・研究・測定・廃棄物等の適正かつ広域化、効率的な減量、再生及び処分を目的とする団体です。

○兵庫県ごみ処理広域化計画 (ひょうごけんごみしよりこういきかけいかく)

兵庫県による、ごみ処理施設の広域化・集約化を図り、ダイオキシン類の排出抑制、リサイクル等施設の整備を促進するための計画です。

○兵庫県南部地震 (ひょうごけんなんぶじしん)

平成7年1月17日午前5時46分に発生した大都市直下を震源とする大地震で、震度7の激震を記録し兵庫県南部を中心に甚大な被害が発生しました。

○兵庫県廃棄物処理計画 (ひょうごけんはいきぶつしよりけいかく)

兵庫県による、基本構想(21世紀兵庫長期ビジョン)の具体化を図る基本計画(兵庫県環境基本計画)の下に位置づけられる「ひょうご循環社会ビジョン」の実施計画として位置付けられた計画です。

○フードドライブ (ふーどどらいぶ)

家庭で余っている食料品を学校や職場、イベント等に持ち寄り、地域の福祉団体や施設などに寄付する活動です。

○不燃残渣 (ふねんざんさ)

ペットボトルやその他プラの中間処理工程で発生するリサイクルできないびんや缶などの燃えないごみで、破碎選別施設で処理を行います。

○不法投棄 (ふほうとうき)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十六条の「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」という条文に反して廃棄物を投棄する行為のことです。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十五条に罰則規定が設けられています。

○文教住宅都市 (ぶんきょうじゅうたくとし)

良好な住宅地と恵まれた文化・教育環境等を活かしたまちづくりを進める都市を意味します。

○分別収集計画 (ぶんべつしゅうしゅうけいかく)

容器包装リサイクル法第八条に基づく、容器包装廃棄物を分別収集し、ごみの減量・リサイクルの促進や資源の確保等を目的とし、市民・事業者・行政が一体となって取り組むべき方針を示した計画です。

===== < や行 > =====

○余熱利用 (よねつりよう)

燃焼時に発生する余熱を蒸気に変換するボイラや蒸気から発電を行うタービン発電機等で有効に利用し、エネルギー回収をします。

===== < ら行 > =====

○リターナブルびん (りたーなぶるびん)

使用済みのびんを返却、詰め替えをすることによって、何度も使用できるびんのことです。店舗等から回収されたリターナブルびんは、きれいに洗浄され、再び中身を詰めて再品化されます。

○LOOP (ループ)

従来、使い捨て容器で販売されていた日用消耗品や食品をリユース可能な容器で販売し、使用後にその容器を回収して洗浄した後、製品を再充填して再び販売するという環境に優しい循環型のシステムです。商品を購入後、使用し終えた後の空容器をLoop返却用ボックスに返却すると、容器代が専用アプリにて返金される仕組みとなっています。

西宮市一般廃棄物処理基本計画

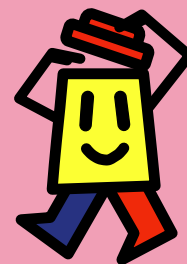
作成：平成31年3月
令和5年12月（一部見直し）

問
い
合
わ
せ
先

西宮市 環境局
環境事業部 美化企画課 TEL：0798-35-8653
FAX：0798-35-5851
環境施設部 施設整備課 TEL：0798-22-6601
FAX：0798-26-9091

西宮市一般廃棄物処理基本計画

検索



ごみ減量化再資源化
シンボルキャラクター
リーくるくん